2016

甲南大学大学院

KONAN GRADUATE SCHOOL

2016年度入学生用

履修要項

KONAN INFINITY

は　じ　め　に

甲南大学大学院は本大学の教育精神に基づいて育成された一般と専門の両方面の教養を基礎として，学術の理論と応用を教授研究し，人類文化の向上発展と社会福祉の増進に貢献することを目的としています。すなわち，修士課程は学部における一般的及び専門的教養を基礎として，さらに専攻分野を研究し，精深な学識と研究能力とを養おうとするものです。

また，博士後期課程は修士課程の基礎の上にたち，独創的研究によって，学術水準を高めるとともに，専攻分野に関して研究を指導する能力を養おうとするものです。

なお，近年の学際的研究の養成が著しく高まっている現状にかんがみ，修士課程において，人文科学研究科応用社会学専攻と社会科学研究科の間で相互の授業科目の履修を認めています。

履修に際しては，本書及び『履修ガイドブック』を熟読し，もし不明な点があれば，各専攻において指導を受けてください。

『履修要項』は修了まで大切に保管してください

履修要項は，修了するまで使用しますので，大切に保管してください。（紛失しても再配付は行いません。）

目　　次

はじめに ……
目次

甲南大学大学院学則（抄） …… 1
甲南大学学位規程 …… 13
2016年度甲南大学大学院学則変更について …… 25

履修要項

人文科学研究科
修士課程 …… 27
日本語日本文学専攻 …… 28
英語英米文学専攻 …… 29
応用社会学専攻 …… 30
人間科学専攻 …… 32
博士後期課程 …… 44
日本語日本文学専攻 …… 45
英語英米文学専攻 …… 46
応用社会学専攻 …… 47
人間科学専攻 …… 48

自然科学研究科
修士課程 …… 53
物理学専攻 …… 56
化学専攻 …… 58
生物学専攻 …… 61
知能情報学専攻 …… 63
博士後期課程 …… 65
物理学専攻 …… 68
生命・機能科学専攻 …… 70
知能情報学専攻 …… 72

社会科学研究科
修士課程 …… 74
経済学専攻 …… 74
経営学専攻 …… 80
博士後期課程 …… 84
経営学専攻 …… 84

フロンティアサイエンス研究科
修士課程 …… 86
生命化学専攻 …… 86
博士後期課程 …… 90
生命化学専攻 …… 90

教育職員養成課程について …… 95
教育職員養成課程に関する規程（抄） …… 96

甲南大学大学院学則（抄）

第１章　総　　則

第１条　甲南大学大学院は，甲南大学の教育精神に基づいて育成された一般的及び専門的教養を基盤として，学術の理論と応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，人類文化の向上発展と社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

２　甲南大学大学院に修士課程，博士課程及び専門職学位課程を置く。

３　修士課程は，学部における一般的及び専門的教養を基礎とし，広い視野に立つて精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。

４　博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

５　博士課程は，これを前期２年の課程（以下，修士課程として取り扱うものとする。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

６　専門職学位課程は，学術の理論と応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

７　専門職学位課程のうち，会計専門職を養成することを目的とするものは，当該課程に関し，専門職大学院設置基準に基づき，会計専門職専攻（専門職学位課程）とする。（以下，修士課程，博士後期課程及び会計専門職専攻を表示する場合は「大学院」という。）

８　専門職学位課程のうち，専ら法曹養成のため教育を行うことを目的とするものは，当該課程に関し，専門職大学院設置基準の法科大学院とし，別に規則を定める。

第１条の２　大学院は，教育研究水準の向上を図り，大学院の目的及び社会的使命を達成するため，文部科学大臣の定めるところにより，大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価に関する規程は，別に定める。

３　大学院は，第１項の点検及び評価の結果について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第１条の３　大学院は，大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第１条の４　大学院は，大学院における教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって，積極的に情報を提供するものとする。

第２章　研究科の組織・教育目標及び収容定員

第２条　大学院には，次の研究科及び専攻を置く。

研　究　科	専　攻	課　程
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	修士課程・博士後期課程
	英語英米文学専攻	修士課程・博士後期課程
	応用社会学専攻	修士課程・博士後期課程
	人間科学専攻	修士課程・博士後期課程
自然科学研究科	物理学専攻	修士課程・博士後期課程
	化学専攻	修士課程
	生物学専攻	修士課程
	生命・機能科学専攻	博士後期課程
	知能情報学専攻	修士課程・博士後期課程
社会科学研究科	経済学専攻	修士課程
	経営学専攻	修士課程・博士後期課程
	会計専門職専攻	専門職学位課程
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	修士課程・博士後期課程

第２条の２　各研究科･専攻における人材養成上の目的と,学生に修得させるべき能力等の教育目標は次のとおりとする。

研究科		専攻	人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標
人文科学研究科	修士課程	人文科学研究科では，４専攻の人文科学の諸分野における，より深い教養と専門知識，技能を身につける機会を学生に提供するとともに，専門職としての資格を持つ高度専門職業人及び論文執筆の可能な自立した研究者の育成を目標とする。高い倫理性と明確な社会への貢献の意志を有する人材の育成を目指す。	
		日本語日本文学専攻	日本語学，日本古典文学，日本近現代文学の三つの専門領域の知識・技能を身につけた研究者・高度専門職業人を養成し社会の要請に応える。日本語・日本文学に関する広汎な知識の修得を促し，豊かな表現力，精緻な分析力，強靱かつ柔軟な思考力を養う。
		英語英米文学専攻	英米文化・文学及び英語学の領域における高度で先端的な研究活動を促し，英語という言語に対する包括的で深い理解に裏打ちされた高度専門職業人，研究者を育成する。その目的達成のため，英語文献の正確かつ分析的な読解力，英語圏を中心とする異文化に対する理解能力，さらには英語による自己表現能力を修得させる。
		応用社会学専攻	応用社会学の分野における専門研究能力や，高度の専門性が求められる職業を担う卓越した能力をもち，併せて優れた倫理観と品格を持った人材を育成する。そのために，資料分析と文献調査についての基礎的な研究能力を修得させるとともに，自ら研究課題を設定する力を涵養する。
		人間科学専攻	環境・芸術・思想分野と心理臨床分野の担当教員が密接に協力し，教員，臨床心理士，博物館学芸員，環境再生医等，現代社会の複雑な問題に柔軟に対応できる幅広い専門知識を備えた専門職業人及び創造性豊かな専門研究者を養成する。高い倫理性と積極的な社会貢献への意志を有する人材の育成を目指す。
	博士後期課程	４専攻の人文科学のそれぞれの専門分野における研究状況を適切に把握して,新たな研究課題を探究し,学術論文にまとめ，集大成としての学位論文を執筆することができる高度な学問的能力を備えた人材及び専門職としての資格を持ち，高度な専門的知識，技能によって社会に貢献できる高度専門職業人の育成を目標とする。また，研究によって獲得した高度な学問的達成を，社会に生かすことのできる高い倫理性を備えた人材を養成する。	
		日本語日本文学専攻	日本語学，日本古典文学，日本近現代文学の三つの専門領域の高度な知識・技能を身につけた研究者・高度専門職業人を養成し社会の高度な要請に応える。日本語・日本文学の研究を新たに進展させる研究能力を修得させ，豊かな表現力，精緻な分析力，強靱かつ柔軟な思考力を養う。
		英語英米文学専攻	修士課程までに身につけた英米文化・文学及び英語学の領域に関する理解を基盤として，独創性のある研究活動を展開できる高度専門職業人，研究者を育成する。その目的達成のため，きめ細かい指導のもとに研究成果の発表を促し，新たなテーマを自ら発掘・設定する能力，研究成果を説得力豊かに表現する能力を修得させる。
		応用社会学専攻	応用社会学の分野における専門研究能力を持ち,学界の発展に貢献するだけでなく,優れた倫理観と品格をも併せ持った高度専門職業人，研究者を育成する。そのために独創性のある研究を自ら展開できる構想力を涵養する。
		人間科学専攻	環境・芸術・思想分野と心理臨床分野の担当教員が密接に協力し，教員，臨床心理士，博物館学芸員，環境再生医等，現代社会の複雑な問題に広く，かつ，深く対応できる幅広い専門知識を備えた高度専門職業人及び創造性豊かな自立した専門研究者を養成する。高い倫理性と積極的な社会貢献への意志を有する人材の育成を目指す。
自然科学研究科	修士課程	建学の理念のもとに，自然科学分野の幅広い知識と専攻分野における専門的な知識及び高い倫理観を教授し，独創性豊かで優れた研究・開発能力を持つ研究者並びに自然科学に関係する専門的な業務に従事するに必要な能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。	
		物理学専攻	建学の理念のもとに，自然科学分野の幅広い知識と物理学分野における専門的な知識及び高い倫理観を教授し，世界に通用する学識と独創性豊かで優れた研究・開発能力を持つ研究者並びに物理学に関係する専門的な業務に従事するに必要な能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
		化学専攻	現代社会の要請に応えて，基礎的な自然科学の基盤の上に，化学分野における基礎から最先端までの専門的な知識と技能を教授し，これらを身につけた高度専門職業人の育成並びに化学の発展に寄与する研究者の養成を目指す。
		生物学専攻	建学の理念のもとに，自然科学分野の幅広い知識と生物学・生命科学における専門的な知識及び高い倫理観を教授し，独創性豊かで優れた研究・開発能力を持つ研究者並びに生物学・バイオテクノロジーに関係する専門的な業務に従事するに必要な能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
		知能情報学専攻	建学の理念のもとに，高い倫理観を持ち，知能情報学の基礎分野から応用分野までの広い基礎学力と高度な専門的学問を修得し，独創性豊かで優れた研究・開発能力を持つ研究者並びに知能情報学に関係する専門的な業務に従事するに必要な能力を持つ高度専門職業人の育成を目指す。

研究科		専攻	人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標
自然科学研究科	博士後期課程		建学の理念のもとに，自然科学の専攻分野における専門的な深い知識を教授し，自立して優れた独創的研究・開発ができる能力を持つ研究者並びに自然科学に関係する高度に専門的な業務に従事するに必要な卓越した能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
		物理学専攻	建学の理念のもとに，物理学分野における深い専門的な知識及び高い倫理観を教授し，物理学の各専門分野で自立して優れた独創的研究・開発ができる能力を持つ研究者並びに物理学に関係する高度に専門的な業務に従事するに必要な卓越した能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
		生命・機能科学専攻	建学の理念のもとに，化学，生物学及びその複合領域における専門的な深い知識を教授し，化学と生物学の有機的複合領域の分野を開拓・深化させることができる，優れた独創的研究・開発能力を持つ自立した研究者並びに化学，生物学及びその複合領域に関係する高度に専門的な業務に従事するに必要な卓越した能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
		知能情報学専攻	建学の理念のもとに，高い倫理観を持ち，知能情報学分野の理論や技術の細分化，複合，境界領域の開拓及び複合化などの変革に対応し，新しい研究分野を開拓・深化し問題発掘・解決能力を身につけ，自立して優れた独創的研究・開発ができる能力を持つ研究者並びに知能情報学に関係する高度に専門的な業務に従事するに必要な卓越した能力を持つ高度専門職業人の育成を目指す。
社会科学研究科	修士課程		経済社会の激しい変化に対応して充実した活動ができるように，広い視野と豊かな創造力を有し，高度な専門的知識と理解力あるいは革新力を備えた人材を養成する。これらの人材養成上，学生が修得すべき能力として，経済学・経営学に関する課題を探索・発見し，論理的かつ体系的に課題を考察・分析する能力，経済社会や企業組織が直面する諸問題に対する解決策を導出する能力を求める。
		経済学専攻	変化の激しい経済社会で充実した活動ができるように，広く経済的視野に立ちながら，同時に高度な専門性を必要とする職業に就く人材を養成する。これらの人材養成上，学生が修得すべき能力として，学部で専攻した学問領域を踏まえつつ，経済・社会問題や税務問題を的確に捉える能力，論理的かつ体系的に問題を整理・思考する能力，自らの力で現実問題に対する解決策を示す能力を求める。
		経営学専攻	社会変化に対応して創造性ある問題解決能力を発揮する高度専門職業人並びに経営学に関する理論的・実践的課題を考察・分析する能力を有した研究者を養成する。これらの人材養成上，学生が修得すべき能力として，経営学に関する高度な専門的知識・理解力，社会変化に対応した新しく多様な情報の探索能力，トータルな人間性・倫理性と豊かな個性に基づいた社会的貢献力，これらに加えて，高度専門職業人養成では，特に産業や企業組織が直面する諸問題を発見・解決する能力，また，研究者養成では，特に経営学に関する理論的・実践的課題を考察・分析する能力を求める。
	博士後期課程	経営学専攻	最先端の経営理論・経営実践を自立独創的に考案・革新する能力を有した創造性豊かな研究者並びに知識基盤社会に資する経営理念・方法を導出する高度で知的な素養のある人材を養成する。これらの人材養成上，学生が修得すべき能力として，より高度で複雑な経営現象に関する高度な専門的知識・理解力，社会変化に対応した最先端の経営理論・経営実践の探求能力，トータルな人間性・倫理性と豊かな個性に基づいた社会的貢献力，これらに加えて，研究者の養成では，経営現象や社会変化に対応するための最先端の経営理論・経営実践を自立独創的に考案・革新する能力，また，高度な知的人材養成では，特に経営実践で培われた経験をもとに知識基盤社会に資する経営理念・方法を導出する能力を求める。
	専門職学位課程	会計専門職専攻	経済社会の激しい変化に対応して，実践的かつ創造的な活動ができるように，高度な専門性と広い学識を持つ会計専門職を養成する。これらの人材養成上，学生が修得すべき能力として，高い倫理観，国際感覚及びIT能力とともに，企業等が直面する問題を発見し，分析・解決する能力を求める。
フロンティアサイエンス研究科	修士課程	生命化学専攻	教育・研究対象の中心に「生命化学」を据え，バイオテクノロジー，ナノテクノロジー及びそれらの融合領域であるナノバイオに関する専門的な知識と技能を修得させることにより，先進の科学技術を自在に扱うことのできる自立した研究者や，産業界でリーダーとなる人材を養成する。
	博士後期課程	生命化学専攻	生命化学分野における深い専門知識と，バイオテクノロジー，ナノテクノロジー及びそれらの融合領域であるナノバイオに関する知識と技能をバランス良く修得させることにより，自らが最先端科学技術を創出し，科学の新たな分野を開拓できる先導的研究者を養成する。

第３条　研究科の収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	5	10	2	6	—	—
	英語英米文学専攻	6	12	3	9	—	—
	応用社会学専攻	5	10	2	6	—	—
	人間科学専攻	10	20	3	9	—	—

	計	26	52	10	30	—	—

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
自然科学研究科	物理学専攻	12	24	3	9	—	—
	化学専攻	12	24	—	—	—	—
	生物学専攻	5	10	—	—	—	—
	生命・機能科学専攻	—	—	3	9	—	—
	知能情報学専攻	6	12	2	6	—	—
	計	35	70	8	24	—	—
社会科学研究科	経済学専攻	10	20	—	—	—	—
	経営学専攻	10	20	3	9	—	—
	会計専門職専攻	—	—	—	—	—	30
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	10	20	1	3	—	—

第３章　授業科目，研究指導及び履修方法

第４条　修士課程及び博士後期課程の教育は，授業科目の授業，学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によつて行うものとする。

２　会計専門職専攻（専門職学位課程）は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じた必要な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成する。また，一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は，授業の方法及び施設，設備その他の教育上の諸条件を考慮して，教育効果を十分あげられるような適当な人数とする。

第４条の２　修士課程及び博士後期課程においては，教育，研究上有益と認めるときは，他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき，学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合は，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

第５条　各研究科における授業科目，単位数及び履修方法は，別表第１のとおりとする。

２　会計専門職専攻（専門職学位課程）は，学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため，学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別表第１に定める。

第５条の２　修士課程及び博士後期課程の教育は，授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

２　前項の研究指導は，第32条に規定する研究指導教員が行うものとする。

３　会計専門職専攻（専門職学位課程）の教育は，その目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じた事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

第５条の３　大学院は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　大学院は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たつては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

第６条　修士課程，博士後期課程においては，履修する授業科目の選択及び学位論文の作成について，研究指導教員の承認を得なければならない。

２　授業科目の履修及び学位論文の作成にあたつては，学年又は学期の初めに申請して許可を得なければならない。

第６条の２　教育職員免許状を得るための資格を得ようとする者は，別に定める教育職員養成課程に関する規程に従い，必要な単位を修得しなければならない。

２　修士課程，博士後期課程において，取得できる免許状の種類及び免許教科は，次のとおりとする。

研究科	専攻	免許教科	免許状の種類
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	国語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	英語英米文学専攻	英語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	応用社会学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
		地理歴史 公民	高等学校教諭専修免許状
	人間科学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
		公民	高等学校教諭専修免許状
自然科学研究科	物理学専攻 化学専攻 生物学専攻	理科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	知能情報学専攻	数学	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
社会科学研究科	経済学専攻 経営学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
		公民	高等学校教諭専修免許状
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	理科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状

第４章　標準修業年限及び最長在学年数

第７条　大学院の標準修業年限については，次のとおり定める。

(1)　修士課程の標準修業年限は，２年とする。

(2)　博士課程の標準修業年限は，５年とする。なお，博士後期課程の標準修業年限は，３年とする。

(3)　会計専門職専攻（専門職学位課程）の標準修業年限は，２年とする。

第８条　大学院における最長在学年数は，次のとおりとする。

(1)　修士課程　４年

(2)　博士後期課程　６年

(3)　会計専門職専攻（専門職学位課程）　４年

２　修士課程，博士後期課程において，第23条の規定により再入学した者の最長在学年数は，前項に規定する年数から大学院委員会の審議を経て学長が承認した再入学前の在学年数を控除した年数とする。

３　会計専門職専攻において，第23条及び第23条の２の規定により入学を許可した者の最長在学年数は，第１項第３号に規定する年数と第23条の３の規定により認定する在学すべき年数から算定する。

第８条の２　学生が，職業を有している等の事情により，第７条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

２　前項の規定により長期履修を認めることのできる履修期間は，次のとおりとする。

(1)　修士課程　４年

(2)　博士後期課程　６年

(3)　会計専門職専攻（専門職学位課程）　４年

３　長期履修の取り扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第５章　課程修了の認定並びに学位及びその授与

第９条　単位の認定は，筆記試験，口述試験，報告等によつて，学期末又は学年末に行う。ただし，実験及び演習については，平常の成績によることができる。

第９条の２　修士課程及び博士後期課程において，研究，教育上有益と認めるときは，他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき，学生に当該大学の大学院の授業科目を履修させることがある。

２　前項により修得した単位は，10単位を限度として，大学院において修得した単位とみなすことができる。

３　第１項の規定に基づく外国留学（以下「留学」という。）に関しては，この学則に定めるもののほか別に定める。

第９条の３　修士課程及び博士後期課程において，教育上有益と認めるときは，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなす単位数は，10単位を超えないものとする。

第９条の４　第９条の２及び第９条の３により修得したものとみなす単位数は，併せて10単位を超えないものとする。

第９条の５　会計専門職専攻（専門職学位課程）は，教育上有益と認めるときは，学生が会計専門職専攻の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，24単位を超えない範囲で，会計専門職専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は，学生が，外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

第９条の６　会計専門職専攻（専門職学位課程）は，教育上有益と認めるときは，学生が会計専門職専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，会計専門職専攻に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，再入学，転入学等の場合を除き，会計専門職専攻において修得した単位以外のものについては，前条第１項及び第２項の規定により会計専門職専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて，24単位を超えないものとする。

第10条　授業科目の成績は，秀・優・良・可・不可の５種とし，秀・優・良・可を合格とする。

第11条　修士課程及び博士後期課程における最終試験は，所定の単位を修得し，学位論文を提出した者について，その論文を中心とし，それに関連のある授業科目について行う。

第12条　修士課程及び博士後期課程における論文の審査及び最終試験は，研究科委員会が行う。

第13条　修士課程において，２年以上在学し，専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格した者は，修士課程を修了したものと認める。ただし，優れた業績を上げた者については，在学期間に関しては１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の場合において，研究科において適当と認めるときは，特定の課題について研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。

３　博士課程において，５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し，専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格した者は，博士課程を修了したものと認める。ただし，優れた研究業績を上げた者については，在学期間に関しては３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

４　第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者が博士課程において，修士課程における在学期間に３年を加えた期間以上在学し，専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し，かつ，必要な研究指

導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格した者は，博士課程を修了したものと認める。ただし，優れた研究業績を上げた者については，在学期間に関しては３年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

５　前２項の規定にかかわらず第18条第２号から第7号の規定により，博士後期課程に入学した者が３年以上在学し，専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格した者は，博士課程を修了したものと認める。ただし，優れた研究業績を上げた者については，在学期間に関しては１年以上在学すれば足りるものとする。

６　会計専門職専攻（専門職学位課程）の修了要件は，会計専門職専攻に２年以上在学し，52単位以上を修得することとする。

７　会計専門職専攻は，第９条の６第１項の規定により会計専門職専攻に入学する前に修得した単位（学校教育法の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を会計専門職専攻において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により会計専門職専攻の教育課程の一部を履修したと認められるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で会計専門職専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。

第14条　前条による修士，博士又は会計専門職専攻（専門職学位課程）の課程を修了した者には，大学院研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て，学長が学位を授与する。

２　学位の名称は，次のとおりとする。

(1)　修士の学位

人文科学研究科	日本語日本文学専攻	修　士（文　学）
	英語英米文学専攻	修　士（文　学）
	応用社会学専攻	修　士（社会学）
	人間科学専攻	修　士（文　学）
自然科学研究科	物理学専攻	修　士（理　学）
	化学専攻	修　士（理　学）
	生物学専攻	修　士（理　学）
	知能情報学専攻	修　士（工　学），修　士（理　学）又は修　士（情報学）
社会科学研究科	経済学専攻	修　士（経済学）
	経営学専攻	修　士（経営学）
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	修　士（理工学）

(2)　博士の学位

人文科学研究科	日本語日本文学専攻	博　士（文　学）
	英語英米文学専攻	博　士（文　学）
	応用社会学専攻	博　士（社会学）
	人間科学専攻	博　士（文　学）
自然科学研究科	物理学専攻	博　士（理　学）
	生命・機能科学専攻	博　士（理　学）
	知能情報学専攻	博　士（工　学），博　士（理　学）又は博　士（情報学）
社会科学研究科	経営学専攻	博　士（経営学）
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	博　士（理工学）

(3)　専門職の学位

社会科学研究科	会計専門職専攻	会計修士(専門職)

第15条　学位及びその授与に関して必要な手続等は，別に定める。

第６章　学年，学期及び休業日

第16条　学年，学期及び休業日については，甲南大学学則第５章を準用する。

第７章　入学，留学，休学，退学及び除籍

第17条　大学院修士課程に入学する資格のある者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育の授業科目を我が国において履修することにより当該外国の16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて，本大学院修士課程における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9)　大学院において個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達した者

(10)　大学院において個別の入学資格審査により認めた者

第17条の２　会計専門職専攻（専門職学位課程）に入学する資格のある者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，専門職学位課程の授業を履修するに適当と認められた者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　入学時に，大学に３年以上在籍または外国において学校教育における15年の課程を修了し，所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと本大学院が認めた者

(9)　学校教育法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であつて，本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(10)　個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で，22歳に達した者

第18条　大学院博士後期課程に入学する資格のある者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者

(2)　外国において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育の授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　大学院において個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達した者

第18条の２　入学の時期は，学年初めとする。ただし，会計専門職専攻（専門職学位課程）においては，学年又は学期初めとする。

第18条の３　入学を志願する者は，所定の入学願書及びその他の書類を所定の期間内に提出しなければならない。

第19条　削除

第20条　大学院の入学者は，選考によつて決定する。

２　前項の選考による合格者の決定は，大学院委員会の審議を経て，学長が行う。

３　選考の結果合格し，所定の期日までに入学手続を行つた者に入学を許可する。

第20条の２　第９条の２の規定に基づく留学を希望する者は，願い出て学長の許可を受けなければならない。

２　前項により留学をした期間は，第８条及び第13条に規定する在学期間に算入する。

第21条　疾病その他やむを得ない理由により休学を願い出るものがあるときは，学長は，これを許可することができる。

２　疾病のため修学に適さないと認められる者については，学長が休学を命ずることがある。

３　休学の期間は，継続2年を超えることができない。加えて，会計専門職専攻（専門職学位課程）において，休学の期間は，通算して会計専門職専攻の標準修業年限を超えることができない。

４　休学の期間は，第８条に規定する最長在学年数に算入しない。

５　休学期間中に復学を願い出るものがあるときは，学長は，これを許可することができる。

第22条　疾病その他やむを得ない理由によって退学しようとするときは，学長の許可を受けなければならない。

２　博士後期課程において，所定の単位を修得した者が退学しようとするときも前項に準ずる。

第23条　前条により退学した者が再入学を願い出たときは，選考の上，学長は，これを許可することができる。

第23条の２　会計専門職を養成することを目的とする他の大学院に在学する者が，会計専門職専攻（専門職学位課程）に転入学を希望するときは，選考の上，学長は，これを許可することができる。

第23条の３　会計専門職専攻（専門職学位課程）において，前２条の規定により入学を許可する者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については，会計専門職専攻教授会及び大学院委員会において認定する。

第24条　次に該当する者は，除籍する。

(1)　学費を納付しない者

(2)　第８条に規定する最長在学年数を超える者

(3)　第21条に規定する休学期間を超えた者

２　前項第１号により除籍された者が１年以内に復籍を願い出たとき，又は１年経過後再入学を願い出たときは，審議の上，学長は，これを許可することができる。

第25条　他の大学院に入学又は転学を願い出ようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

第７章の２　外国人留学生

第25条の２　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める留学という在留資格の取得を必要とする者が，大学院に入学しようとする場合は，選考の上，学長は，外国人留学生として，これを許可することができる。

２　外国人留学生の受入れについては，別に定める。

第７章の３　科目等履修生，研究生，聴講生，特別聴講学生及び研修生

第25条の３　一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し，単位を与えることができる。

２　科目等履修生に対する単位の授与については，第９条及び第10条の規定を準用する。

３　科目等履修生規程については，別に定める。

第25条の４　学生以外の者で第32条及び第32条の２に規定する専任教員の指導を受け，特定の事項について研究しようとする者があるときは，選考の上，学長は，研究生として許可することができる。

２　研究生規程については，別に定める。

第25条の５　特定の授業科目について聴講を願い出る者があるときは，選考の上，学長は，聴講生として許可することができる。

２　聴講生規程については，別に定める。

第25条の６　他の大学院専門職学位課程の学生で，会計専門職専攻（専門職学位課程）の授業科目を履修しようとする者があるときは，大学院間の協議に基づき，学長は，特別聴講学生として許可することができる。

第25条の７　会計専門職専攻（専門職学位課程）を修了した者で，高度の専門性を要する職業等に必要な能力をさらに養うため，引き続き会計専門職専攻の教員の指導のもとで研修を希望する者（以下「研修生」という。）があるときは，教育に支障のない場合に限り，学長は，研修生として許可することができる。

２　会計専門職専攻研修生規程については，別に定める。

第８章　入学受験料，科目等履修生検定料，研究生申請料，聴講生検定料，入学金，授業料，研究実験費，心理特別実習費，施設設備費，在籍料，科目等履修料，研究生料，聴講料及び研修料

第26条　大学院に入学を願い出る者は，別表第２に定める入学受験料を納付しなければならない。

２　科目等履修生を願い出る者は，別表第２に定める科目等履修生検定料を納付しなければならない。

３　研究生を願い出る者は，別表第２に定める研究生申請料を納付しなければならない。

４　聴講生を願い出る者は，別表第２に定める聴講生検定料を納付しなければならない。

第27条　大学院に入学を許可された者は，別表第３に定める入学金を納付しなければならない。

第28条　学生は，別表第４の(1)に定める授業料を納付しなければならない。

２　自然科学研究科及びフロンティアサイエンス研究科に在学する者は，別に別表第４の(2)に定める研究実験費を納付しなければならない。

３　人文科学研究科人間科学専攻（心理臨床分野）に在学する者は，別に別表第４の(3)に定める心理特別実習費を納付しなければならない。

４　会計専門職専攻（専門職学位課程）に在学する者は，別に別表第４の(5)に定める施設設備費を納付しなければならない。

５　休学中の者は，別表第４の(4)に定める在籍料を納付しなければならない。

第28条の２　科目等履修生は，別表第５に定める科目等履修料を納付しなければならない。

第28条の３　研究生は，別表第５に定める研究生料を納付しなければならない。

第28条の４　聴講生は，別表第５に定める聴講料を納付しなければならない。

第28条の５　会計専門職専攻（専門職学位課程）を修了した研修生は，別表第５に定める研修料を納付しなければならない。

第29条　入学金，授業料，研究実験費，心理特別実習費，施設設備費，在籍料，科目等履修料，研究生料，聴講料，研修料等の学費及び入学受験料，科目等履修生検定料，研究生申請料，聴講生検定料等の徴収については，別にこれを定める。

第30条　既納の学費，入学受験料，科目等履修生検定料，研究生申請料及び聴講生検定料は，返付しない。

２　大学院に入学を許可された者で，指定の期日までに入学手続きの取消しを願い出たものについては，前項にかかわらず，入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

第９章　賞　　罰

第31条　賞罰については，甲南大学学則第８章を準用する。

（第10章は省略）

第11章　会計専門職専攻（専門職学位課程）

第38条　この学則に定めるもののほか，会計専門職専攻（専門職学位課程）に関する規則を別に定める。

（附則，別表第１は省略）

別表第２

（単位　円）

入学受験料	35,000
科目等履修生検定料	10,000
研究生申請料	1,000
聴講生検定料	5,000

別表第３

（単位　円）

入学金	人文科学研究科・社会科学研究科（経済学専攻・経営学専攻）・自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科	300,000
	社会科学研究科（会計専門職専攻）	150,000

別表第４の（１）

（単位　円）

授業料	人文科学研究科・社会科学研究科（経済学専攻、経営学専攻）	617,000
	自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科	803,000
	社会科学研究科（会計専門職専攻）	1,200,000

別表第４の（２）

（単位　円）

研究実験費	145,000

別表第４の（３）

（単位　円）

心理特別実習費	50,000

別表第４の（４）

在籍料

（単位　円）

前　期	150,000
後　期	150,000
通　年	300,000

別表第４の（５）

（単位　円）

施設設備費	200,000

在学期間中毎年徴収する

別表第５

（単位　円）

科目等履修料		１単位	20,000
研究生料	人文科学研究科・社会科学研究科	前　期	100,000
		後　期	100,000
		通　年	200,000
	自然科学研究科・ フロンティアサイエンス研究科	前　期	136,250
		後　期	136,250
		通　年	272,500
聴講料		１単位	15,000
研修料	社会科学研究科（会計専門職専攻）	前　期	64,800
		後　期	64,800
		通　年	129,600

※自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科の研究生料は，前期・後期各36,250円の研究実験費相当分を含む。

※研修料は，消費税（８％）の税額を含む。

甲南大学学位規程

（目　　的）

第１条　この規程は，学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条１項の規定に基づき，本大学における学位及びその授与について，甲南大学学則（以下「学則」という。）並びに甲南大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び甲南大学専門職大学院規則（以下「専門職大学院規則」という。）に従い，必要な事項を定める。

（学位の名称）

第２条　本大学において授与する学位は，学士，修士，博士及び専門職学位とする。

(1)　学士の学位に付記する専攻分野の名称は，次のとおりとする。

文学
社会学
理学
理工学
工学
情報学
経済学
法学
経営学
マネジメント

(2)　修士の学位に付記する専攻分野の名称は，次のとおりとする。

文学
社会学
理学
理工学
工学
情報学
経済学
経営学

(3)　博士の学位に付記する専攻分野の名称は，次のとおりとする。

文学
社会学
理学
理工学
工学
情報学
経営学

(4)　専門職学位の名称は，次のとおりとする。

会計修士（専門職）
法務博士（専門職）

（学位授与の要件）

第３条　学士の学位は，学則の規定するところにより，学部を卒業したものに授与する。

第４条　修士の学位は，大学院学則の規定するところにより，修士課程を修了したものに授与する。

２　修士論文又は特定の課題について研究の成果（以下「研究の成果」という。）を提出するときには，修士論文（以下，研究の成果を含む。）を提出する学期に在学しなければならない。

第５条　博士の学位は，大学院学則の規定するところにより，博士課程を修了したものに授与する。

２　前項の規定により，博士の学位を取得しようとするときは，博士論文の提出時に在学し，かつ，博士論文の審査期間中及び最終試験が修了するまで在学しなければならない。

３　第１項に定めるもののほか，博士の学位は，博士論文を提出し，博士論文の審査に合格し，かつ，本大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）した者に授与することができる。

第６条　専門職の学位は，大学院学則及び専門職大学院規則の規定するところにより，専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位の申請等）

第７条　第４条又は第５条第１項の本大学院の課程に在学する者の学位の申請にあたつては，修士論文又は博士論文に学位申請書（様式第６号又は様式第７号）を添え，研究指導教員及び当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

第８条　第５条第３項の本大学院の課程に在学しない者の博士の学位の申請にあたつては，博士論文に学位申請書（様式第８号）及び審査手数料を添え，学長に提出しなければならない。

２　前項の博士論文が提出されたとき，学長は，その博士論文を審査すべき研究科委員会に審査を付託する。

第９条　学位の申請で提出された修士論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）の受理は，研究科委員会の審議を経て，研究科長がこれを決定する。

２　受理した学位論文及び審査手数料は，返付しない。

第10条　学位論文は，主論文１篇とする。ただし，博士論文の場合は，副論文及び参考論文の提出を求めることができる。なお，論文は，１篇につき３部を提出するものとする。

２　前項の学位論文にその論文要旨（1000字程度）を添付し，３部提出する。

（審査委員）

第11条　本大学院の課程に在学する者の学位論文の審査委員は，主査となる研究指導教員に関連科目の研究指導教員又は授業担当教員を加え，併せて３名以上とする。

２　本大学院の博士課程に在学しない者が学位を申請し，受理された学位論文の審査委員は，提出された博士論文の専門分野に応じて当該分野又はその近接分野の研究指導教員若しくは授業担当教員を併せて３名以上とする。ただし，主査は研究指導教員とする。

３　研究科委員会は，必要と認めたときは他の研究科等の教員に審査委員を委嘱することができる。

４　研究科委員会は，学位論文の審査にあたつて，他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（大学院の課程に在学する者の論文審査及び最終試験）

第12条　審査委員は，第４条又は第５条第１項の学位論文の審査及び最終試験を行う。

２　最終試験は，学位論文を中心として，その関連科目について，口答又は筆答により行う。

（博士課程に在学しない者の論文審査等）

第13条　審査委員は，第５条第３項の博士論文の審査及び学力の確認を前条に準じて行う。

２　前項の学力の確認は，博士論文に関連のある科目及び外国語について，口頭試問又は筆答試問により行う。

３　研究科委員会が学歴，業績等により学位申請者の学力の確認を行い得ると認めたときは，試問の全部又は一部を省略することができる。

４　第２項の外国語については，原則２種類を課すものとする。

第14条　本大学院博士課程の所定の修業年限以上在学し，専攻ごとに定められた所定の単位を修得し，研究指導を受けたのち退学した者が退学後５年以内に博士論文を提出し，博士の学位を申請した場合は，前条第２項の学力の確認を免除する。

（論文審査）

第15条　審査委員は，論文審査及び最終試験又は学力の確認を速やかに行わなければならない。

第16条　審査委員が論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終えたときは，論文とともにその審査の要旨，最終試験又は学力の確認の結果の要旨並びに学位を授与すべきか否かの意見を添えて，速やかに研究科長に報告をしなければならない。ただし，論文審査の結果，その内容が著しく不良であると認めるときは，最終試験又は学力の確認を要しない。

第17条　研究科委員会は，前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議する。

２　前項の議決には，委員会委員の３分の２以上の出席を必要とし，出席委員の３分の２以上の賛成がなければならない。

第18条　研究科委員会が前条の議決をしたとき，その研究科長は論文を添えて，論文及び審査の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

２　学位を授与できないものと決定したときは，最終試験又は学力の確認の結果の要旨を添えることを要しない。

（学位授与）

第19条　学長は，学部教授会の報告に基づいて，学士の学位を授与すべきか否かを合同教授会に諮り決定する。

２　学長は，前条第１項の報告に基づいて，修士又は博士の学位を授与すべきか否かを大学院委員会に諮り決定する。

３　学長は，社会科学研究科委員会の報告に基づいて，会計修士（専門職）の学位を授与すべきか否かを大学院委員会に諮り決定する。

４　学長は，法科大学院教授会の報告に基づいて，法務博士（専門職）の学位を授与すべきか否かを専門職大学院委員会に諮り決定する。

５　前３項の決定には，大学院委員会又は専門職大学院委員会の委員の３分の２以上の出席を必要とし，出席委員の３分の２以上の賛成がなければならない。

第20条　学長は，前条によつて決定された者で，学士の学位を授与すべきものには所定の卒業証書・学位記（様式第１号），修士又は博士の学位を授与すべきものには所定の学位記（様式第２号又は様式第３号），専門職学位を授与すべきものには所定の学位記（様式第４号又は様式第５号）を授与し，学位を授与できないものにはその旨を通知する。

２　学士及び修士並びに専門職学位の授与の時期は，原則として学年末及び前期末の２回とする。

３　博士の学位授与の時期は，その都度定める。

（論文要旨等の公表）

第21条　本大学が博士の学位を授与したときは，その学位を授与した日から３箇月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第22条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは，この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない理由がある場合には，本大学の承認を受けて，当該博士の授与に係る論文の全文に代えて，その内容を要約したものを公表することができる。この場合において，本大学は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は，本大学の協力を得て，インターネットの利用により行うものとする。

（学位の名称）

第23条　本大学から学位を授与された者が，学位の名称を用いる場合には，次のように本大学名を付記しなければならない。

学　　士（専攻分野の名称）（甲南大学）
修　　士（専攻分野の名称）（甲南大学）
博　　士（専攻分野の名称）（甲南大学）
会計修士（専門職）（甲南大学）
法務博士（専門職）（甲南大学）

（学位の取消し）

第24条　修士又は博士の学位を授与された者が，不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき，又はその名誉を汚す行為をしたときは，学長は，大学院委員会の審議を経て学位を取り消すことができる。

２　専門職課程の学位を授与された者が，不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき，又はその名誉を汚す行為をしたときは，学長は，専門職大学院委員会の審議を経て学位を取り消すことができる。

３　前２項の議決は，大学院委員会又は専門職大学院委員会の委員の３分の２以上の出席を必要とし，出席委員の３分の２以上の賛成がなければならない。

４　第１項及び第２項により取消しを決定した場合は，その旨を公表する。

（登録）

第25条　本大学において博士の学位を授与したときは，学長は，学位録に登録し，当該学位を授与した日から３箇月以内に学位授与報告書（様式第９号）を文部科学大臣に提出するものとする。

（審査手数料）

第26条　学位論文を提出して審査を申請する者は，別表に定める審査手数料を納付しなければならない。

（改廃）

第27条　この規程の改廃は，大学会議の審議を経て，学長が決定する。

附　則

１　この規程は，平成27年4月1日から施行する。

２　様式第４号について，平成24年度以前の入学生に適用する場合は，「会計専門職専攻」とあるのを「会計大学院」と，「社会科学研究科会計専門職専攻」とあるのを「ビジネス研究科会計専攻」と読み替える。

別　表

学位論文の審査手数料は，次のとおりとする。

(1) 本大学院の博士課程在学者　免除する

(2) 本大学院の博士課程に３年以上在学し，所定の単位を修得した者で，退学後５年未満の期間内に申請するもの　25,000円

(3) 本学園の専任教職員　25,000円

(4) 本大学院の博士課程に３年以上在学し，所定の単位を修得した者で，退学後５年以上経過してから申請するもの　50,000円

(5) 上記以外の者で申請するもの　50,000円

様式第２号

（修士課程を修了した場合）

院第　　号

学位記

本籍（都道府県名）

氏名　　年　月　日生

大学院印

甲南大学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したことを認める

年　月　日

甲南大学大学院○○研究科長　○○○○　印

甲南大学大学院○○研究科長の認定により修士（専攻分野の名称）の学位を授与する

甲南大学長　○○○○　印

（博士課程を修了した場合）

院第　　号

学　位　記

本籍（都道府県名）

氏　　名

年　　月　　日生

大学院印

甲南大学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したことを認める

学位論文名

年　　月　　日

甲南大学大学院○○研究科長　○　○　○　○　印

甲南大学大学院○○研究科長の認定により博士（専攻分野の名称）の学位を授与する

甲南大学長　○　○　○　○　印

様式第３号

（論文提出による場合）

院第　　号

学位記

本籍（都道府県名）

氏名

年月日生

大学院印

甲南大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したことを認める

学位論文名

年月日

甲南大学大学院○○研究科長　○○○○　印

甲南大学大学院○○研究科長の認定により博士（専攻分野の名称）の学位を授与する

甲南大学長　○○○○　印

様式第６号
（修士課程修了による修士の学位申請の場合）

学　位　申　請　書

年　　月　　日

甲南大学長　　殿

甲南大学大学院修士課程
○○○○研究科○○○○専攻
（氏　名）　　㊞

このたび修士（専攻分野の名称）の学位を受けたく存じますので下記書類を添えて申請いたします。

記

１　修　士　論　文（1000字程度の論文要旨を添付）　　３　部

１　単位修得証明書　　１　部

以上

様式第７号

（博士課程修了による博士の学位申請の場合）

学　位　申　請　書

年　　月　　日

甲南大学長　　殿

甲南大学大学院博士課程
○○○○研究科○○○○専攻
（氏　名）　　㊞

このたび博士（専攻分野の名称）の学位を受けたく存じますので下記書類を添えて申請いたします。

記

１	博　士　論　文（1000字程度の論文要旨を添付）	３　部
１	副　　論　　文	３　部
１	参　考　論　文	３　部
１	単位修得証明書	１　部
１	履　　歴　　書（所定の様式）	１　部

以上

（注）　１　副論文及び参考論文は，提出を求められた場合添付のこと。

履　歴　書

氏　　名

写　真

年　　月　　日生

本　　籍（都道府県名）

現 住 所

学　　歴（大学卒業から）

年　　月　　日

年　　月　　日

年　　月　　日

研 究 歴

年　　月　　日

年　　月　　日

年　　月　　日

職　　歴

年　　月　　日

年　　月　　日

年　　月　　日

上記のとおり相違ありません

年　　月　　日

氏　名（自署）

1　博士の学位を申請する者が，日本国籍以外の国籍を有する場合には，本籍に代えて当該国籍を記入すること。

2　履歴書に記載の個人情報については，学位申請の目的のみに使用し，甲南学園にて管理いたします。

様式第８号

（論文提出による博士の学位申請の場合）

学　位　申　請　書

年　　月　　日

甲南大学長　　殿

本　籍
住　所
氏　名　　㊞

このたび貴学学位規程第５条３項により博士（専攻分野の名称）の学位を受けたく存じますので下記書類及び審査手数料を添えて申請いたします。

記

１	博　士　論　文（1000字程度の論文要旨を添付）	３　部
１	副　　論　　文	３　部
１	参　考　論　文	３　部
１	履　　歴　　書（所定の様式）	１　部
１	業 績 一 覧 表	３　部
１	最終卒業学校成績証明書	１　部

以上

（注）　１　副論文及び参考論文は，提出を求められた場合添付のこと。
　　２　審査手数料は，財務部財務課に納付し，領収書を添えること。
　　３　履歴書は，様式第７号の様式を用いること。

様式第９号

学　位（博　士）授　与　報　告　書

甲　南　大　学　大　学　院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博　士　論　文　名	博士論文 授与 年　月　日	博士論文 受理 年　月　日	審査 終了 年　月　日
		（ふりがな） 氏　　名	性 別	生年月日	本　　籍	大学院名	研　究　科 （専攻）名	修了（中退） 年　月　日				
甲　第　　号 乙	博　士（　　）				都道府県							
甲　第　　号 乙	博　士（　　）				都道府県							
甲　第　　号 乙	博　士（　　）				都道府県							
甲　第　　号 乙	博　士（　　）				都道府県							
甲　第　　号 乙	博　士（　　）				都道府県							
甲　第　　号 乙	博　士（　　）				都道府県							
甲　第　　号 乙	博　士（　　）				都道府県							
甲　第　　号 乙	博　士（　　）				都道府県							
甲　第　　号 乙	博　士（　　）				都道府県							

備　考　1　報告番号は，学位規則（昭和28年文部省令第９号）により授与された博士の一連番号とし，第４条第１項によるものについては「甲第　号」，同条第２項によるものについては「乙第　号」とすること。
2　博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には，本籍に代えて当該国籍を記入すること。
3　博士論文の題名が外国語で表示されている場合には，日本語訳を（ ）を付して記入すること。
4　この報告書は，学位規則第12条に定める期間内に，該当する者をまとめて，随時に一覧表の形で提出すること。

2016年度甲南大学大学院学則変更について

以下の科目は、学則変更に伴って、2016 年度に新設・廃止・科目分割・名称変更等した科目である。2016 年度入学生は、新名称でのみ履修できる。廃止科目および旧名称での履修はできない。

I. 人文科学研究科

1. 応用社会学専攻

変更内容	旧名称	単位数
廃　止	応用社会学基礎講義Ⅰ	2
廃　止	応用社会学基礎講義Ⅱ	2
廃　止	史学地理学民俗学基礎講義Ⅰ	2
廃　止	史学地理学民俗学基礎講義Ⅱ	2
廃　止	方法論基礎研究Ⅰ	2
廃　止	方法論基礎研究Ⅱ	2
廃　止	方法論基礎研究Ⅲ	4

2. 人間科学専攻

変更内容	新名称	単位数	変更内容	新名称	単位数
新　設	芸術学基礎研究Ⅰ	2	新　設	英米文学の主要問題 a	2
新　設	芸術学基礎研究Ⅱ	2	新　設	英米文学の主要問題 b	2
新　設	日本文学の主要問題 a	2	新　設	英米文化の主要問題 a	2
新　設	日本文学の主要問題 b	2	新　設	英米文化の主要問題 b	2
新　設	日本語学の主要問題 a	2	新　設	応用社会学の主要問題Ⅰ	2
新　設	日本語学の主要問題 b	2	新　設	応用社会学の主要問題Ⅱ	2
新　設	英語学の主要問題 a	2	新　設	歴史学と地理学の主要問題Ⅰ	2
新　設	英語学の主要問題 b	2	新　設	歴史学と地理学の主要問題Ⅱ	2

II. フロンティアサイエンス研究科

変更内容	新名称	単位数	旧名称	単位数
名称変更	フロンティアサイエンス特論1	2	アントレプレナーマネジメント	2
新　設	高分子科学特論	2		
新　設	フロンティアサイエンス特論2	2		
新　設	ナノバイオ国際演習	2		
廃　止			ナノエレクトロニクス特論	2

履　修　要　項

人 文 科 学 研 究 科

修 士 課 程

人文科学研究科【修士課程】では，４専攻の人文科学の専門領域において，それぞれの分野における専門的知識，技能を教授することにより，より深い教養と専門知識，技能を身につけた自立した研究者や，実社会に貢献しうる専門的知識，能力を身につけた高度専門職業人の養成を教育の基本方針とする。

●2013年度より，人文科学研究科３専攻（日本語日本文学専攻，英語英米文学専攻，応用社会学専攻）の修士課程に，2016年度より、人間科学専攻　環境・芸術・思想専修に、２コース制（専門探究コース，多元教養コース）が導入された。

専門探究コース

専門探究コースでは，研究者としての自立をめざし，修士課程修了後，博士後期課程に進学し，大学，大学院，その他の研究機関に所属することをめざす者や，中学，高校の専修免許を取得し教職に就くことをめざす者，博物館学芸員の資格を取得して専門職に就くことをめざす者等を対象とする。

多元教養コース

多元教養コースでは，専門領域の研究を基軸に，隣接する多様な人文科学の教養を身につけ，文化に対する深い理解力を備え，社会への貢献の意志を有する人材を育成することをめざしている。多元教養コースの学生は，修士論文に代わる研究成果物を提出する（修士論文に代わる研究成果物の内容については各専攻のガイドラインを参照すること）。

各コースで，履修の要件が異なるので注意すること。

・人間科学専攻心理臨床専修では２コース制をとらない

(1) 修了の条件

修業年限は標準２年。所定の単位以上を修得し，研究指導を受けた上，修士論文または，修士論文に代わる研究成果物（以下，「修士論文等」と略記する）の審査及び最終試験に合格すること。

(2) 最長在学年数

最長在学年数は４年。

(3) オリエンテーション

オリエンテーションは専攻ごとに行うので，それぞれの専攻の指示を受けること。

(4) 人間科学専攻心理臨床専修「臨床心理士」の受験資格取得に関して

「臨床心理士」受験資格の取得を志望する者は，当該専修の指示に従って慎重に履修すること。

(5) 修士論文等の提出日程については，『履修ガイドブック』を参照すること。

＊多元教養コースの学生が，修士論文を選択する場合は，指導教員とよく相談し，修士論文等の題目提出日までに決定すること。

日本語日本文学専攻

［修士論文及び，修士論文に代わる研究成果物審査基準］

以下の項目について，修士論文等ならびに口述試験の結果に基づき，原則として主査１名と副査２名による総合評価を行い，合否を判定する。

１．研究課題の妥当性

研究課題は指導教員と十分に相談したうえで決定し，新規性，進歩性，有用性，独創性，発展性，資料性のいずれかを有していること。

２．情報収集能力

十分な文献研究動向の調査に基づき，自らの研究の意義や重要度と，他の研究との関連性・相違点について理解できていること。

３．研究方法の適切性

当該研究分野における適切な研究方法を用いていること。

４．分析能力

分析に用いた手法が適切であること。また，その分析から導かれる考察が妥当なものであること。

５．情報発信能力

研究内容をわかりやすく説明でき，質問に正確かつ端的に答えられること。

６．論文等構成能力

論文等の形式（章立て等，全体の構成）が整っていること。

７．総合判断

独自の視点や手法によって研究を行う能力を有していると考えられること。

・修士論文に代わる研究成果物についてのガイドライン

日本語・日本文学に関わる「資料紹介・解題」「翻刻・解題」「注釈」，日本語教育に関わる「実践報告」「教材研究」など（具体的内容及び分量については指導教員に確認のこと）。

［修士学位取得のプロセス］

１年

前期　オリエンテーション，修了要件の説明，指導教員の決定

「日本文学演習Ⅰ」または「日本語学演習Ⅰ」において研究・論文指導開始，研究計画の作成，研究発表

後期　基本的研究能力の習得，研究発表，研究成果について指導教員に報告

２年

前期　オリエンテーション，「日本文学演習Ⅱ」または「日本語学演習Ⅱ」において研究・論文指導，研究発表，修士論文等題目提出（６月上旬）

後期　指導教員の指導のもとで修士論文等の作成を進める，修士論文等の提出（２月上旬），学位授与（３月）

＊　前期修了の場合

修士論文等の提出（７月上旬）

修士学位授与（９月）

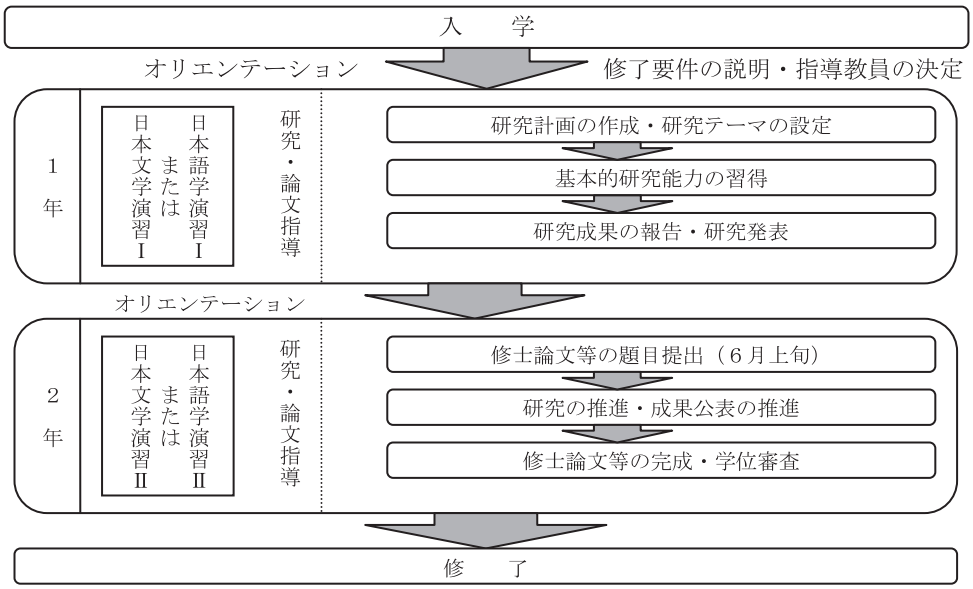

英語英米文学専攻

［修士論文及び，修士論文に代わる研究成果物審査基準］

以下の審査項目について，修士論文等ならびに口述試験の結果に基づいて，主査１名と副査２名による総合評価を行い，60点以上（100点満点）を取得したものを合格とする。

１．研究テーマの妥当性
研究テーマは，新規性，進歩性，有用性，独創性のいずれかを有していること。

２．情報収集能力
先行文献や研究動向のリサーチを十分に行い，自分の研究の意義や重要度と，他研究との関連性や相違を理解できていること。

３．研究方法の適切性
当該研究テーマに即したデータを用い，英語学・英米文化文学分野における適切な研究方法を用いていること。

４．分析能力
分析・解釈に用いた方法は適切であること。また，その分析・解釈から導かれる考察が，研究結果に即したものであること。

５．論文等構成能力
論文等の形式（章立て等，全体の構成）が整っていること。

６．総合判断
倫理的配慮の基に研究や実践を行う能力を有していると考えられること。

・修士論文に代わる研究成果物についてのガイドライン
「文献・資料の翻訳，訳注，解題」「研究ノート」「研究史の整理」「事例研究」など（具体的内容及び分量については指導教員に確認のこと。）

［修士学位取得のプロセス］

１年次

前期
・オリエンテーション，学生時間割表の提出，指導教員の決定（４月）
・「英米文学演習」，「英米文化演習」，「英語学演習」のいずれかにおいて，先行研究への導入を含む研究指導の開始

後期
・指導教員のもとで基本的研究能力の向上に努め，修士論文等のテーマを決定する

２年次

前期
・オリエンテーション（４月）
・１年次に引き続き「英米文学演習」，「英米文化演習」，「英語学演習」のいずれかにおいて研究を継続し，テーマに沿った修士論文等の作成をすすめる
・修士論文等題目提出（６月上旬）
・修士論文等中間発表（９月中旬）

後期
・中間発表に対する教員や他学生からの指摘・アドバイスを生かしつつ，指導教員のもとで修士論文等の完成に向けて研究をすすめる
・修士論文等の提出（２月上旬）
・口頭試問（２月下旬）
・修士学位授与（３月）

＊前期修了の場合
・修士論文等の提出（７月上旬）
・修士学位授与（９月）

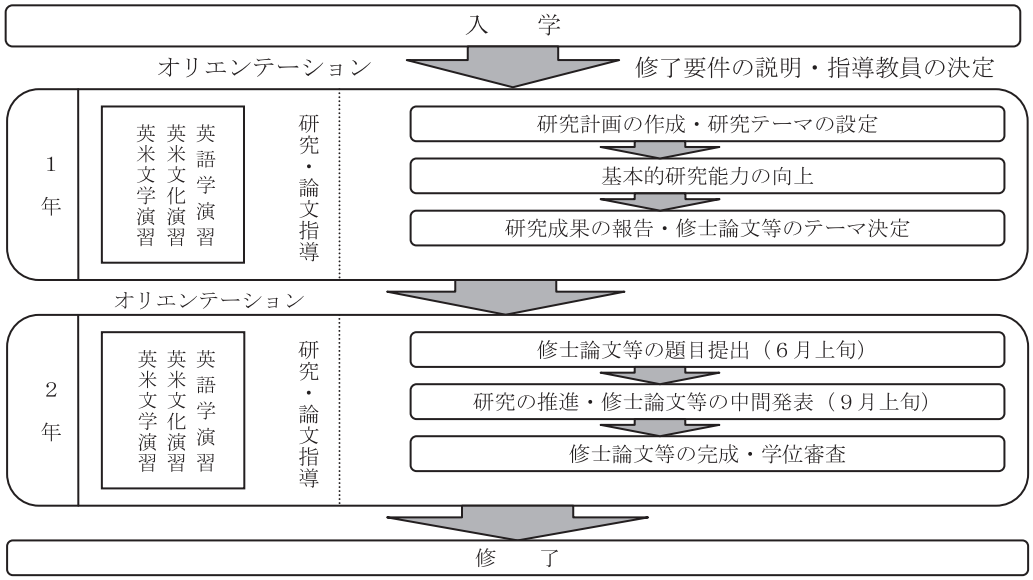

応用社会学専攻

［修士論文及び，修士論文に代わる研究成果物審査基準］

修士論文等ならびに口頭試問の結果にもとづいて，審査委員会（主査１名と副査２名）による総合評価を行い，以下の能力を審査する。応用社会学専攻において，その審査結果を受けて，60点以上（100点満点）を取得した修士論文等を合格と判定する。

１．着想力
先行研究をふまえたうえで，自らの問題意識，着眼点を明らかにしている。

２．企画力
目的に応じた研究調査を企画し，情報収集，分析方法を選定，創意工夫している。

３．実践力
目的にたいして主体的に取り組み多角的に情報，資料を収集している。

４．分析力
論拠となる資料を明示して適切な分析と独自の考察を展開している。

５．表現力
研究の成果を，資料を組み合わせて適切な文章で論理的に伝えている。

・修士論文に代わる研究成果物についてのガイドライン
「調査報告」「研究史の整理」「史資料の翻訳・訳注・解題」など（具体的内容及び分量については指導教員に確認のこと。）

［修士学位取得のプロセス］
《必修科目の必修Ａを選択した場合》

１年次

前期
・オリエンテーションと履修登録（４月）
・応用社会学演習Ⅰにおいて研究指導（合同指導）と研究発表（先行研究の学習とまとめ）

後期
・応用社会学演習Ⅱにおいて研究指導（合同指導）と研究発表（問題意識，着眼点を明らかにし，研究調査を企画，実施する）
・修士研究計画を作成，発表（10月），翌年度の指導教員を決定する

２年次

前期
・オリエンテーション（４月）
・特定研究Ⅰにおいて指導教員のもとで修士研究をすすめる（研究計画に基づき研究調査を実施し，資料整理を行う）
・応用社会学演習Ⅲ（合同指導）において研究成果の発表（修士研究の構想発表，研究調査の中間発表を行う）
・修士論文等題目提出（６月上旬）

後期
・特定研究Ⅱにおいて指導教員のもとで修士論文等の作成をすすめる（論理的構成，多角的データ提示，明確な考察，説得力のある表現に留意する）
・応用社会学演習Ⅳ（合同指導）において研究成果を発表する（修士論文等の中間発表）
・修士論文等の提出（２月上旬）

＊前期修了の場合
・修士論文等の提出（７月上旬）
・修士学位授与（９月）

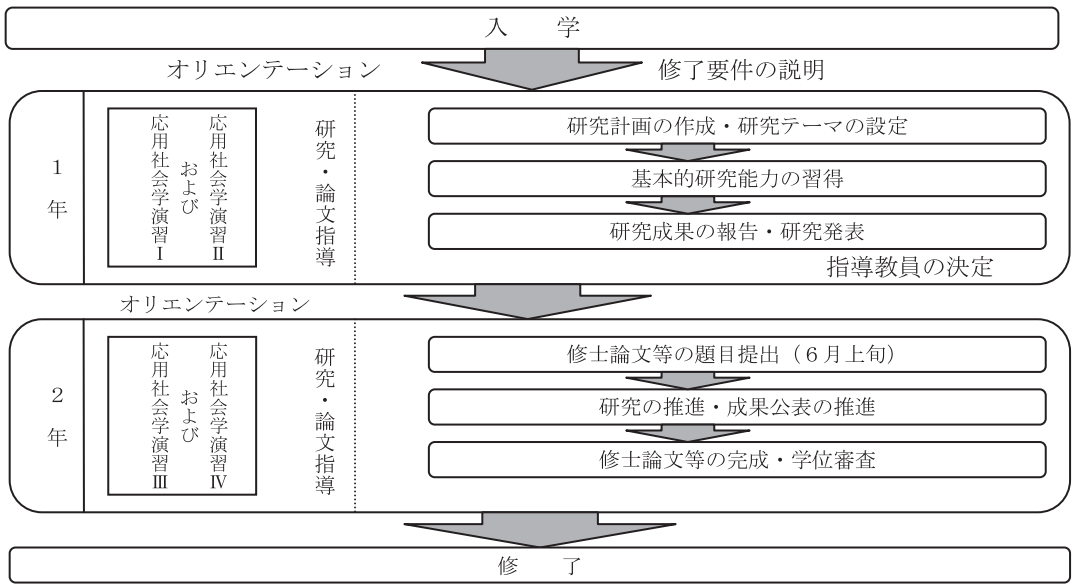

《必修科目の必修Ｂを選択した場合》

１年次

通年 ・オリエンテーションと履修登録（４月）

・史学地理学民俗学演習Ⅰにおいて指導教員のもとで修士研究（先行研究をまとめ，問題意識を明らかにし，研究調査を企画，実施する）

・総合演習Ⅰにおいて研究指導（合同指導）と研究発表

・修士研究計画を作成，発表する（10月）

２年次

通年 ・オリエンテーション（４月）

・史学地理学民俗学演習Ⅱにおいて指導教員のもとで修士研究（研究計画に基づき資料を収集整理し，研究成果をまとめる）

・総合演習Ⅱにおいて研究指導（合同指導）と研究発表

・修士論文等題目提出と構想報告（６月上旬）

・修士論文等の中間発表（10月）

・修士論文等の提出（２月上旬）

＊前期修了の場合

・修士論文等の提出（７月上旬）

・修士学位授与（９月）

《修士論文等審査・学位授与（必修Ａ，Ｂ共通）》

・論文審査委員会の設置（主査１名，副査２名）（２月上旬）

・口頭試問（２月中旬）

・修士学位授与（３月）

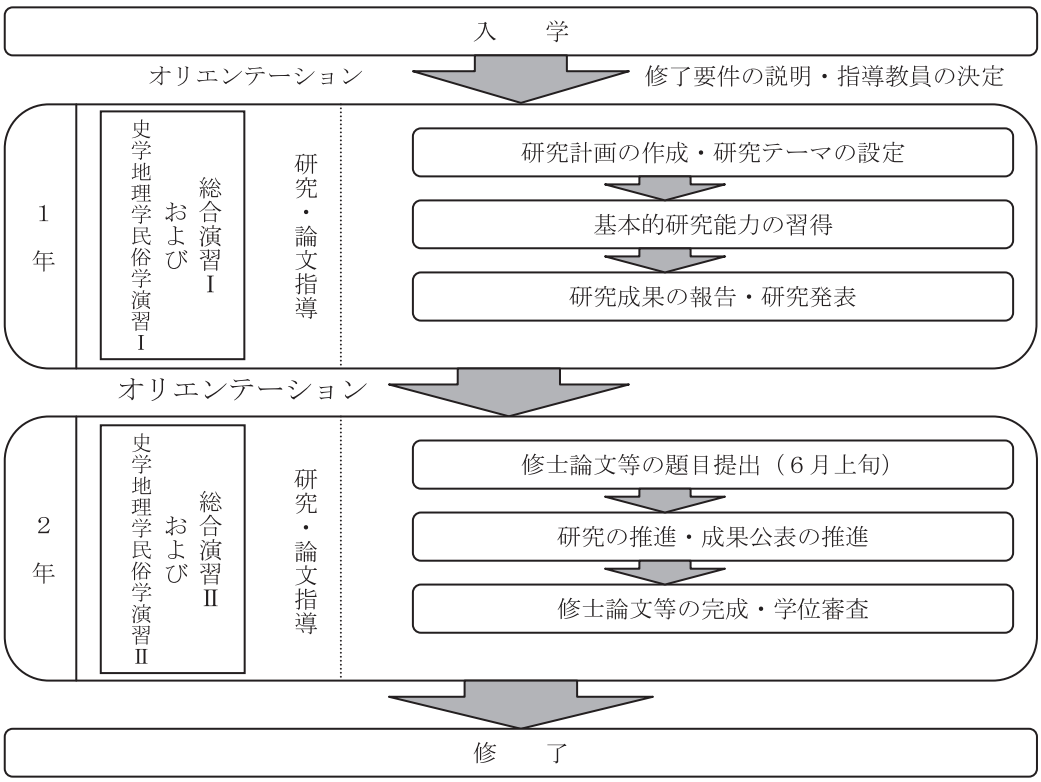

人間科学専攻

［修士論文及び、修士論文に代わる研究成果物審査基準］

以下の審査項目について，修士論文等ならびに口頭試問の結果に基づいて，主査１名と副査２名による総合評価を行い，学位論文等の合否を判定する。

１．研究テーマは新規性，進歩性，独創性，有用性のいずれかを有していること。

２．十分な文献や研究動向の調査を行い，先行研究に対する適切な評価を行うとともに，自身の研究の意義や重要度と，他研究との関連性や相違を明確に示していること。

３．研究テーマに即した量的あるいは質的データや資料を駆使し，当該分野における適切な研究方法を用いていること。

４．分析に用いた手法が適切であること。また，その結果から導かれる考察が，研究結果に即したものであること。

５．論文等の体裁（表紙，要旨，目次，章立て，結論，参考文献，資料など）が整っていること。

６．倫理的配慮のもとに研究や実践を行っていること。

・修士論文に代わる研究成果物の研究についてのガイドライン

環境・芸術・思想の研究に関わる「文献・資料の翻訳、解題」「研究ノート」「フィールドワークの報告」「展覧会企画」など（具体的内容及び分量等については指導教員に確認のこと）。

［修士学位取得のプロセス］

１年次

前期　オリエンテーション，修了要件の説明，研究指導教員の決定

「人間科学演習」において研究・論文指導開始，「修士課程研究計画書」提出，研究発表

後期　基本的研究能力の習得，研究発表

「研究成果報告書」提出

２年次

前期　オリエンテーション，「人間科学演習」において研究・論文指導，研究発表

修士論文等題目提出（６月上旬）

修士論文等中間発表（６月）

後期　指導教員の指導のもとで修士論文等の作成を進める

修士論文等提出（２月上旬）

口頭試問（２月中旬）

修士学位授与（３月）

*前期提出の場合

修士論文等提出(７月上旬)

口頭試問（７月中旬）

修士学位授与(９月)

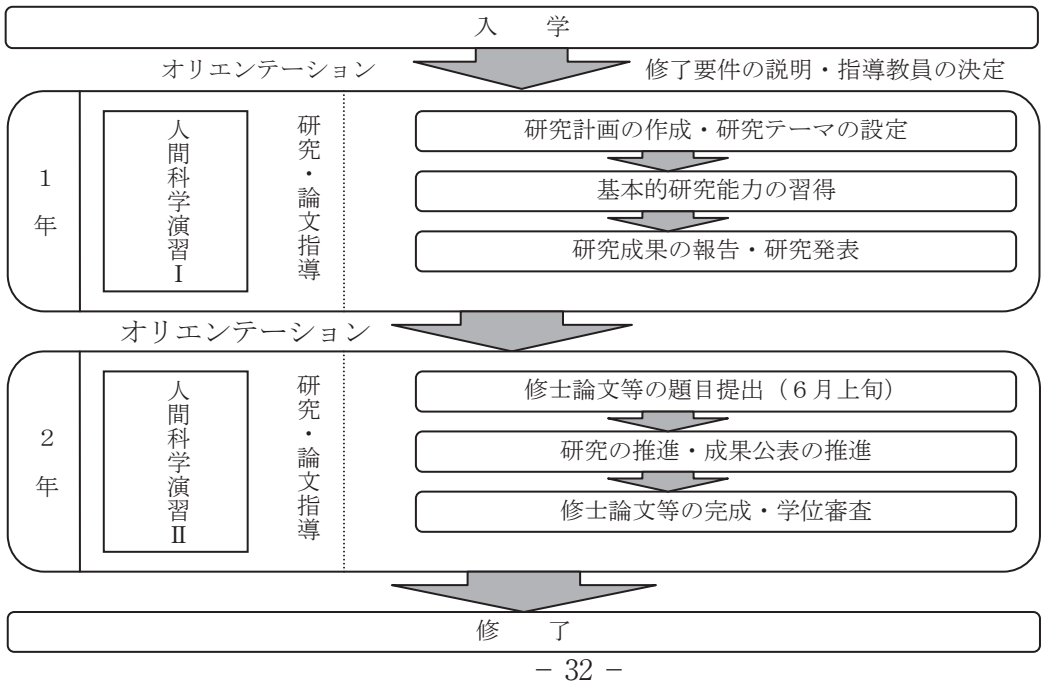

日 本 語 日 本 文 学 専 攻

［教育研究上の特徴・目的］

本専攻には日本古典文学，日本近現代文学（比較文学を含む），日本語学，日本語教育学という多岐にわたる研究領域がふくまれている。日本文学分野では，上代・中古・中世・近現代文学の研究や外国の文学・思想との比較研究を行う。日本語学分野では，現代日本語の文法研究や類義表現等の意味・用法の研究，方言や言語政策など現代日本語の調査研究，日本語教育に関連した実践的理論的研究を行う。本専攻の特徴は，これら多様な領域からのアプローチによって，日本語と日本文学を総合的に研究してゆくことにある。

［2015年度（平成27年度）以降の入学生に適用］

授業科目			単位	授業科目			単位
専門科目	（必修A）	日本文学演習Ⅰa	2	専門科目	（選択）	日本語教育研究Ⅰ	2
		日本文学演習Ⅰb	2			日本語教育研究Ⅱ	2
		日本文学演習Ⅱa	2			国語科教育特殊講義Ⅰ	2
		日本文学演習Ⅱb	2			国語科教育特殊講義Ⅱ	2
	（必修B）	日本語学演習Ⅰa	2	専攻横断科目		日本文学の主要問題a	2
		日本語学演習Ⅰb	2			日本文学の主要問題b	2
		日本語学演習Ⅱa	2			日本語学の主要問題a	2
		日本語学演習Ⅱb	2			日本語学の主要問題b	2
	（選択）	日本文学演習Ⅲa	2			英米文学の主要問題a	2
		日本文学演習Ⅲb	2			英米文学の主要問題b	2
		日本文学研究Ⅰa	2			英米文化の主要問題a	2
		日本文学研究Ⅰb	2			英米文化の主要問題b	2
		日本文学研究Ⅱa	2			英語学の主要問題a	2
		日本文学研究Ⅱb	2			英語学の主要問題b	2
		日本文学研究Ⅲa	2			応用社会学の主要問題Ⅰ	2
		日本文学研究Ⅲb	2			応用社会学の主要問題Ⅱ	2
		日本文学研究Ⅳa	2			歴史学と地理学の主要問題Ⅰ	2
		日本文学研究Ⅳb	2			歴史学と地理学の主要問題Ⅱ	2
		日本文学特殊講義Ⅰa	2			人間科学思想の主要問題Ⅰ	2
		日本文学特殊講義Ⅰb	2			人間科学思想の主要問題Ⅱ	2
		日本文学特殊講義Ⅱa	2			人間科学思想の主要問題Ⅲ	2
		日本文学特殊講義Ⅱb	2			人間科学思想の主要問題Ⅳ	2
		日本語学演習Ⅲa	2			人間科学思想の主要問題Ⅴ	2
		日本語学演習Ⅲb	2	関連基礎科目	選択科目	日本古典文学基礎研究Ⅰ	2
		日本語学研究Ⅰa	2			日本古典文学基礎研究Ⅱ	2
		日本語学研究Ⅰb	2			日本近現代文学基礎研究Ⅰ	2
		日本語学研究Ⅱa	2			日本近現代文学基礎研究Ⅱ	2
		日本語学研究Ⅱb	2			日本語学基礎研究Ⅰ	2
		日本語学研究Ⅲa	2			日本語学基礎研究Ⅱ	2
		日本語学研究Ⅲb	2			日本語教育基礎研究Ⅰ	2
		日本語学研究Ⅳa	2			日本語教育基礎研究Ⅱ	2
		日本語学研究Ⅳb	2				
		日本語学特殊講義Ⅰa	2				
		日本語学特殊講義Ⅰb	2				
		日本語学特殊講義Ⅱa	2				
		日本語学特殊講義Ⅱb	2				

［所要の単位］

専門探究コース

１．日本文学を専修する者は，必修Ａ（８単位），選択科目から24単位以上，併せて32単位以上修得すること。

２．日本語学を専修する者は，必修Ｂ（８単位），選択科目から24単位以上，併せて32単位以上修得すること。

３．関連基礎科目は，４単位を上限として選択科目に充てることができる。

４．研究指導教員が必要と認めるときは，他専攻の開講科目（専門科目に限る。）を，専攻横断科目と併せて８単位を上限として選択科目に充てることができる。

多元教養コース

１．日本文学を専修する者は，必修Ａ（８単位），専攻横断科目（８単位以上12単位以内），選択科目を併せて32単位以上修得すること。

２．日本語学を専修する者は，必修Ｂ（８単位），専攻横断科目（８単位以上12単位以内），選択科目を併せて32単位以上修得すること。

３．関連基礎科目は，４単位を上限として選択科目に充てることができる。

４．研究指導教員が必要と認めるときは，他専攻の開講科目（専門科目に限る。）については，８単位を上限として選択科目に充てることができる。

［履修について］

１．開講科目ごとに，それぞれの授業に出席して指導を受けること。

２．演習は，必ず研究指導教員の指導を受けた上で選択すること。なお，日本文学を専修する者は，日本語学演習に関しては「日本語学演習Ⅲ」のみを，日本語学を専修する者は日本文学演習に関しては「日本文学演習Ⅲ」のみを選択科目として履修することができる。

３．関連基礎科目の履修について

（１）　研究指導教員が必要と認めるときは，関連基礎科目４単位を上限として選択科目に充てることができる。

（２）　関連基礎科目は，以下の学部専門科目をもって，これに充てることができる。

大学院授業科目	単　位	学部専門科目
日本古典文学基礎研究Ⅰ	2	上代文学研究
日本古典文学基礎研究Ⅱ	2	中世文学研究
日本近現代文学基礎研究Ⅰ	2	比較文学特殊講義
日本近現代文学基礎研究Ⅱ	2	演習Ⅱ（後期Ｌ4クラス）
日本語学基礎研究Ⅰ	2	演習Ⅱ（前期Ｊ1クラス）
日本語学基礎研究Ⅱ	2	演習Ⅱ（後期Ｊ1クラス）
日本語教育基礎研究Ⅰ	2	演習Ⅱ（前期Ｊ3クラス）
日本語教育基礎研究Ⅱ	2	演習Ⅱ（後期Ｊ3クラス）

（３）　関連基礎科目の成績評価は，学部学生に課す試験・レポートとは別に，専門的なリサーチペーパー等の提出を求めたうえで，修士課程の専門科目と同様の基準で行われる。

英 語 英 米 文 学 専 攻

［教育研究上の特徴・目的］

本専攻には英語学，イギリス文学・文化，アメリカ文学・文化という研究分野がある。英語学分野では統語論，意味論，語用論，音声学，心理言語学など，多様な視点から言語活動にかかわる研究を行なう。イギリス文学・文化およびアメリカ文学・文化の分野では，歴史的文書や思想書なども含めた古典から現代に至る様々なジャンルの文学を研究対象とすると同時に，英米の文化的諸問題を歴史学の観点から解明することにも努める。本専攻の特徴は，各分野独特のアプローチを基盤にしつつも，広く英語による思考や発想を鍛え，英語，ならびに英語で表現された世界を総合的に研究していくことにある。

［2013年度（平成25年度）以降の入学生に適用］

授業科目			単位	授業科目			単位
専門科目	（選択必修A）	英米文学演習Ⅰa	2	専門科目	（選択）	英語学特殊講義Ⅱa	2
		英米文学演習Ⅰb	2			英語学特殊講義Ⅱb	2
		英米文学演習Ⅱa	2			英語学特殊講義Ⅲa	2
		英米文学演習Ⅱb	2			英語学特殊講義Ⅲb	2
		英米文学演習Ⅲa	2			英語学特殊講義Ⅳa	2
		英米文学演習Ⅲb	2			英語学特殊講義Ⅳb	2
		英米文学演習Ⅳa	2			アカデミック・ライティングⅠa	1
		英米文学演習Ⅳb	2			アカデミック・ライティングⅠb	1
		英米文化演習Ⅰa	2			アカデミック・ライティングⅡa	1
		英米文化演習Ⅰb	2			アカデミック・ライティングⅡb	1
		英米文化演習Ⅱa	2	専攻横断科目		日本文学の主要問題a	2
		英米文化演習Ⅱb	2			日本文学の主要問題b	2
	（選択必修B）	英語学演習Ⅰa	2			日本語学の主要問題a	2
		英語学演習Ⅰb	2			日本語学の主要問題b	2
		英語学演習Ⅱa	2			英米文学の主要問題a	2
		英語学演習Ⅱb	2			英米文学の主要問題b	2
		英語学演習Ⅲa	2			英米文化の主要問題a	2
		英語学演習Ⅲb	2			英米文化の主要問題b	2
		英語学演習Ⅳa	2			英語学の主要問題a	2
		英語学演習Ⅳb	2			英語学の主要問題b	2
	（選択）	英米文学特殊講義Ⅰa	2			応用社会学の主要問題Ⅰ	2
		英米文学特殊講義Ⅰb	2			応用社会学の主要問題Ⅱ	2
		英米文学特殊講義Ⅱa	2			歴史学と地理学の主要問題Ⅰ	2
		英米文学特殊講義Ⅱb	2			歴史学と地理学の主要問題Ⅱ	2
		英米文学特殊講義Ⅲa	2			人間科学思想の主要問題Ⅰ	2
		英米文学特殊講義Ⅲb	2			人間科学思想の主要問題Ⅱ	2
		英米文学特殊講義Ⅳa	2			人間科学思想の主要問題Ⅲ	2
		英米文学特殊講義Ⅳb	2			人間科学思想の主要問題Ⅳ	2
		英米文化特殊講義Ⅰa	2			人間科学思想の主要問題Ⅴ	2
		英米文化特殊講義Ⅰb	2	関連基礎科目		英語英米文学研究Ⅰ	2
		英米文化特殊講義Ⅱa	2			英語英米文学研究Ⅱ	2
		英米文化特殊講義Ⅱb	2			英語英米文学研究Ⅲ	2
		英語学特殊講義Ⅰa	2			英語英米文学研究Ⅳ	2
		英語学特殊講義Ⅰb	2				

［所要の単位］

専門探究コース

1．英米文学・文化を専修するものは，選択必修Ａ（12単位以上），選択科目を併せて32単位以上修得すること。

2．英語学を専修するものは，選択必修Ｂ（12単位以上），選択科目を併せて32単位以上修得すること。

3．研究指導教員が必要と認めるときは，他専攻の開講科目（専門科目に限る。）を，専攻横断科目と併せて８単位を上限として選択科目に充てることができる。

4．研究指導教員が必要と認めるときは，関連基礎科目については，８単位を上限として選択科目に充てることができる。

多元教養コース

1．英米文学・文化を専修するものは，選択必修Ａ（12単位以上），専攻横断科目（８単位以上12単位以内），選択科目を併せて32単位以上修得すること。

2．英語学を専修するものは，選択必修Ｂ（12単位以上），専攻横断科目（８単位以上12単位以内），選択科目を併せて32単位以上修得すること。

3．研究指導教員が必要と認めるときは，他専攻の開講科目（専門科目に限る。）については，８単位を上限として，選択科目に充てることができる。

4．研究指導教員が必要と認めるときは，関連基礎科目については，８単位を上限として選択科目に充てることができる。

［履修について］

1．履修登録の前に指導を受けたい教授を各自で決めて，よく相談しておく必要がある。

2．専攻横断科目の履修について

（1） 専門探究コースにおいては，他専攻の専門科目と併せて８単位を上限として，専攻横断科目を修了単位に充てることができる。

（2） 多元教養コースにおいては，専攻横断科目を８単位以上12単位以内修得すること。

3．関連基礎科目の履修について

（1） 関連基礎科目は，研究指導教員が必要と認めるときは，８単位を上限として選択科目に充てることができる。

（2） 以下の科目を関連基礎科目として履修することができる。

・英語英米文学研究Ⅰ～Ⅳには，文学部英語英米文学科専門科目のうち次の科目から選択する。

セミナーⅠa，セミナーⅠb，セミナーⅡa，セミナーⅡb

ブリティッシュ・スタディーズⅠ・Ⅱ，アメリカン・スタディーズⅠ・Ⅱ，

イギリス文学思潮史Ⅰ・Ⅱ，アメリカ文学思潮史Ⅰ・Ⅱ，英語の文法Ⅰ・Ⅱ，英語の意味Ⅰ・Ⅱ，

英語の音声Ⅰ・Ⅱ，英語のレキシコン，英語の獲得と理解，英語学研究Ⅰ・Ⅱ，

English StudiesⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

（3） 関連基礎科目の成績評価は，学部学生に課す試験・レポートに加えてリサーチ・ペーパーなどの提出も求めたうえで，修士課程の専門科目と同様の基準で行われる。

応 用 社 会 学 専 攻

[教育研究上の特徴・目的]

本専攻には社会学，人類学・表象文化論，歴史学，地理学・民俗学という多岐にわたる研究領域がふくまれている。本専攻の特徴は，これら多様な領域からのアプローチによって，人類の社会的・文化的活動を総合的に研究してゆくことにある。

[2016年度（平成28年度）の入学生に適用]

授業科目			単位
専門科目	（必修A）	応用社会学演習 I	2
		応用社会学演習 II	2
		応用社会学演習 III	2
		応用社会学演習 IV	2
		特定研究 I	2
		特定研究 II	2
	（必修B）	史学地理学民俗学演習 I	4
		史学地理学民俗学演習 II	4
		総合演習 I	2
		総合演習 II	2
	（選択）	応用社会学特殊講義 I	2
		応用社会学特殊講義 II	2
		家族社会学特殊講義	2
		経験社会学特殊講義	2
		表象文化特殊講義	2
		方法論研究 I	2
		方法論研究 II	2
		方法論研究 III	2
		方法論研究 IV	2
		人類学特殊講義 I	2
		人類学特殊講義 II	2
		社会運動特殊講義	2
		地域文化特殊講義	2
		歴史学特殊講義 I	2
		歴史学特殊講義 II	2
		歴史学特殊講義 III	2
		歴史学特殊講義 IV	2
		歴史学特殊講義 V	2
		歴史学特殊講義 VI	2
		人文地理学特殊講義 I	2
		人文地理学特殊講義 II	2
		民俗文化特殊講義 I	2
		民俗文化特殊講義 II	2
		社会史特殊講義 I	2
		社会史特殊講義 II	2

授業科目		単位
専攻横断科目	日本文学の主要問題 a	2
	日本文学の主要問題 b	2
	日本語学の主要問題 a	2
	日本語学の主要問題 b	2
	英米文学の主要問題 a	2
	英米文学の主要問題 b	2
	英米文化の主要問題 a	2
	英米文化の主要問題 b	2
	英語学の主要問題 a	2
	英語学の主要問題 b	2
	応用社会学の主要問題 I	2
	応用社会学の主要問題 II	2
	歴史学と地理学の主要問題 I	2
	歴史学と地理学の主要問題 II	2
	人間科学思想の主要問題 I	2
	人間科学思想の主要問題 II	2
	人間科学思想の主要問題 III	2
	人間科学思想の主要問題 IV	2
	人間科学思想の主要問題 V	2

［所要の単位］

専門探究コース

１．必修科目（必修Ａ〔６科目12単位〕又は必修Ｂ〔４科目12単位〕），選択科目から18単位以上，併せて30単位以上修得すること。

２．研究指導教員が必要と認めるときは，他専攻の開講科目（専門科目に限る）を，専攻横断科目と併せて８単位を上限として選択科目に充てることができる。

多元教養コース

１．必修科目（必修Ａ〔６科目12単位〕又は必修Ｂ〔４科目12単位〕），専攻横断科目（８単位以上12単位以内），選択科目を併せて30単位以上修得すること。

２．研究指導教員が必要と認めるときは，他専攻の開講科目（専門科目に限る）については，８単位を上限として選択科目に充てることができる。

［履修について］

１．オリエンテーションは開講科目ごとに行うので，履修登録をするまでに，各自，それぞれの授業に出席して指導を受けること。

２．必修Ａ（応用社会学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）と，必修Ｂ（総合演習Ⅰ・Ⅱ）は，同一年度に同時に履修はできない。また、総合演習Ⅰ・Ⅱは、同一年度に同時に履修はできない。

３．本研究科他専攻の開講科目（専門科目に限る）は，当該科目の履修につき担当教員の了承を得なければならない。

４．応用社会学専攻においては，専攻の履修生のいる科目に限り社会科学研究科学生の履修を認め，かつ単位の認定をする。この場合，当該科目の履修につき担当教員の了承を得なければならない。

５．応用社会学専攻の学生は，社会科学研究科の科目（当該専攻の履修生のいる科目）の履修及び単位の認定を認められる。ただし，経営学専攻については６時限に開講される基本科目及び応用科目以外の履修を認める。

なお，社会科学研究科の科目の単位は修了に必要な単位数に加えることはできない。また，履修科目は８単位を超えることはできない。

［専門社会調査士資格について］

2003年11月に，日本社会学会を中心に関連学会が参加する「社会調査士資格認定機構」（2008年12月より「一般社団法人　社会調査協会」に改組）が設立され，学部レベルの「社会調査士資格」制度が発足した。つづいて2004年度には，大学院修士課程修了レベルを想定し，より高度な専門知識・技能，相応の応用力と倫理観を身につけることを要求した「専門社会調査士資格」制度が発足している。

この専門社会調査士資格では，倫理観はいうまでもなく，社会調査の企画設計から報告書の作成にいたる高度の実践的能力を身につけていることが要求される。本学大学院人文科学研究科応用社会学専攻でも，「社会調査士資格」と連動して，「専門社会調査士資格」のための「科目認定」を2004年度から受けている。この資格要件は次のとおりである。

資格要件（専門社会調査士）

1）社会調査士資格を有すること

2）標準カリキュラムＨ～Ｊに対応した科目単位を取得すること

3）社会調査結果を用いた研究論文を執筆すること（修士論文を含む）

なお，2）の標準カリキュラムは以下のような内容である。

Ｈ．調査企画・設計に関する演習（実習）科目（90分×15週）

Ｉ．多変量解析に関する演習（実習）科目（90分×15週）

Ｊ．質的調査法に関する演習（実習）科目（90分×15週）

実際の「資格認定」のための手続きや検定料などの詳細は，「社会調査協会」のホームページ（http://wwwsoc.nii.ac.jp/jcbsr/）を参照すること。

この資格を取得するために，本専攻で履修が求められている科目群は次のとおりである。

科　目　名	配当年次	単　位	演習カリキュラム要件
方　法　論　研　究　Ⅰ	1	2	Hに相当
方　法　論　研　究　Ⅱ	1	2	Ⅰに相当
方　法　論　研　究　Ⅲ	1	2	Jに相当
必要単位数	３科目	６単位	

※ 社会調査士資格について

上記専門社会調査士の資格要件１にある社会調査士資格は，学部社会学科専門科目の中から必要科目を履修することで取得可能である。学部科目の履修については，科目等履修生としての手続を行う必要がある。詳細は研究指導教員と相談すること。

［博物館学芸員資格について］

博物館学芸員は，博物館で資料の収集，保管，調査研究そして展示等に携わる専門職である。ここでの博物館とは，歴史・考古・民族の博物館，美術館，郷土館，記念館など広く含んでいる。これらの博物館は社会教育・生涯学習のための施設であるため，学芸員は研究者と教育者という二つの性格を持っている。

学芸員資格は，学士の称号を有し，法令によって定められた単位を修得することによって得ることができる。応用社会学専攻に在籍するものには，本学文学部歴史文化学科に開設されている「博物館学芸員養成課程」を履修することが認められている。

なお，学部における既修科目の状況によっては資格獲得のために３年以上を要する場合がある。詳しくは「博物館学芸員養成課程」担当教員によるオリエンテーションを受けること。

【注意事項】

1）文部科学省令で定められた学芸員資格に必要な科目のうち，未修得のものを，文学部の授業を履修して補うことになる。必要な科目は学部履修要項を参照のこと。

2）学芸員資格取得に必要な省令科目のうち，既習の科目については，出身大学（単位を取得した大学）で成績証明を得る必要がある。その際，当該科目が出身大学で学芸員課程の科目として開設されている必要がある。

3）出身大学が学芸員課程を開設していない場合は，必要な全科目を本学で履修して取得することになる。

4）博物館実習を履修するためには，実習を実施する学期までに実習以外の必要科目を取得していること，もしくは取得見込みであることが必要である。

5）実習のためのガイダンス・予備登録などは，文学部で実施するものに参加して必要な手続きを取ってくること。ガイダンスは実習の前年度にある。

6）本学文学部歴史文化学科の卒業生が必要な単位を取得した場合は，「博物館学芸員資格単位取得証明書」が与えられる。学部卒業生と同じ証明書となる。

それ以外の者については，「博物館学芸員資格に関する単位の取得証明書」が与えられる。学芸員資格の取得を証明する場合は「博物館学芸員資格に関する単位の取得証明書」と，出身大学の発行する単位取得証明書を合わせて使用する。

7）履修科目については，ガイダンスに出席のうえ，担当教員に相談すること。

人　間　科　学　専　攻

［教育研究上の特徴・目的］

本専攻には，環境・芸術・思想専修と心理臨床専修の研究分野がある。環境・芸術・思想専修では，人間の存在の場としての環境，人間の存在の証明としての芸術，人間の創り出す思想について研究を深める。心理臨床専修では，臨床心理学的援助に関する研究力および実践力を鍛え，将来的に医療・福祉・教育・司法を中心とした領域で活躍する臨床心理士を養成する。

［2016年度（平成28年度）の入学生に適用］

授業科目			単位	授業科目			単位
必修		人間科学総論Ⅰ	2	選択必修	［心理臨床］	臨床教育学特論	2
		人間科学総論Ⅱ	2			精神医学特論	2
		人間科学演習Ⅰ	4			障害者（児）心理学特論	2
		人間科学演習Ⅱ	4			臨床心理基礎実習	2
選択必修	［環境・芸術・思想］	人間科学思想研究	2			心理学統計法	2
		言語思想研究	2			心理学研究法特論	2
		現代芸術思想研究	2			心理療法特論	2
		芸術思想研究	2	専攻横断科目		日本文学の主要問題a	2
		人間・環境学研究	2			日本文学の主要問題b	2
		環境倫理研究	2			日本語学の主要問題a	2
		国際環境ネットワーク	2			日本語学の主要問題b	2
		国内環境ネットワーク	2			英語学の主要問題a	2
		生命倫理研究	2			英語学の主要問題b	2
		現代思想特論	2			英米文学の主要問題a	2
		言語イメージ特論	2			英米文学の主要問題b	2
		現代社会と表現	2			英米文化の主要問題a	2
		死生学研究	2			英米文化の主要問題b	2
		芸術と福祉	2			応用社会学の主要問題Ⅰ	2
		美学思想特論	2			応用社会学の主要問題Ⅱ	2
		環境教育学特論	2			歴史学と地理学の主要問題Ⅰ	2
		フィールドワーク特論Ⅰa	2			歴史学と地理学の主要問題Ⅱ	2
		フィールドワーク特論Ⅰb	2			人間科学思想の主要問題Ⅰ	2
		フィールドワーク特論Ⅱ	2			人間科学思想の主要問題Ⅱ	2
	［心理臨床］	人間関係学特論	2			人間科学思想の主要問題Ⅲ	2
		社会心理学特論	2			人間科学思想の主要問題Ⅳ	2
		人格心理学特論	2			人間科学思想の主要問題Ⅴ	2
		投映法特論	2	関連基礎科目	［環境・芸術・思想］	現代思想基礎研究Ⅰ	2
		臨床心理学特論Ⅰ	2			現代思想基礎研究Ⅱ	2
		臨床心理学特論Ⅱ	2			環境学基礎原理Ⅰ	2
		臨床心理実習	2			環境学基礎原理Ⅱ	2
		臨床心理面接特論Ⅰ	2			芸術学基礎研究Ⅰ	2
		臨床心理面接特論Ⅱ	2			芸術学基礎研究Ⅱ	2
		臨床心理査定演習Ⅰ	2		［心理臨床］	臨床心理学基礎研究Ⅰ	2
		臨床心理査定演習Ⅱ	2			臨床心理学基礎研究Ⅱ	2
		臨床心理査定演習Ⅲ	2			臨床心理査定基礎研究Ⅰ	2
		トラウマ回復支援論	2			臨床心理査定基礎研究Ⅱ	2

［所要の単位］

専門探究コース環境・芸術・思想専修

1．必修科目12単位，選択必修科目22単位以上（ただし，「心理臨床」の科目群の人間関係学特論，社会心理学特論，人格心理学特論，臨床教育学特論，障害者(児)心理学特論,心理学統計法，心理学研究法特論から4単位以上，「環境・芸術・思想」の科目群から8単位以上），併せて34単位以上を修得すること。

2．関連基礎科目は，4単位を上限として選択必修に充てることができる。

3．研究指導教員が必要と認めるときは，専攻横断科目及び，他専攻の専門科目を8単位を上限として選択必修科目に充てることができる。

専門探究コース心理臨床専修

1．必修科目12単位，選択必修22単位以上（ただし，「環境・芸術・思想」の科目群から4単位以上，「心理臨床」の科目群から8単位以上），併せて34単位以上を修得すること。

2．専攻横断科目のうち，「人間科学思想の主要問題Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」から4単位を「環境・芸術・思想」の選択必修科目に充てることができる。

3．関連基礎科目は，4単位を上限として選択必修に充てることができる。

4．研究指導教員が必要と認めるときは，専攻横断科目（「人間科学思想の主要問題Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」を除く。）及び，他専攻の専門科目を8単位を上限として履修することができる。

多元教養コース環境・芸術・思想専修

1．必修科目12単位，専攻横断科目（8単位以上12単位以内），選択必修科目（ただし，「心理臨床」の科目群は，人間関係学特論，社会心理学特論，人格心理学特論，臨床教育学特論，障害者(児)心理学特論,心理学統計法，心理学研究法特論に限る），併せて34単位以上を修得すること。

2．関連基礎科目は，4単位を上限として選択必修に充てることができる。

3．研究指導教員が必要と認めるときは，他専攻の開講科目（専門科目に限る）については，8単位を上限として選択必修科目に充てることができる。

［履修について］

1．オリエンテーションは開講科目ごとに行うので，履修登録をするまでに，各自，それぞれの授業に出席して指導を受けること。

2．関連基礎科目の履修について

（1） 関連基礎科目は，必要に応じて履修するものとし，４単位を上限として選択必修にあてることができる。

（2） 関連基礎科目は，研究指導教員が適当と認めた場合，以下の学部専門科目をもって，これにあてることができる。

（a）現代思想基礎研究Ⅰ・Ⅱは，文学部人間科学科専門科目のうち現代思想，比較思想史，言語論，神話論から選択履修すること。

（b）環境学基礎原理Ⅰ・Ⅱは，文学部人間科学科専門科目のうち環境学基礎論Ⅰ・Ⅱ，人間環境論Ⅰ・Ⅱ，環境教育学，環境・芸術文化論から選択履修すること。

（c）芸術学基礎研究Ⅰ・Ⅱは，文学部人間科学科専門科目のうち現代芸術論Ⅰ・Ⅱ，美術史Ⅰ・Ⅱ，イメージと神話，イメージ論，イメージ表現研究，作品表現研究Ⅱから選択履修すること。

（d）臨床心理学基礎研究Ⅰ・Ⅱは，文学部人間科学科専門科目のうち心理学史Ⅰ・Ⅱ，臨床心理学Ⅰ・Ⅱ，力動的心理学，トラウマ学から選択履修すること。

（e）臨床心理査定基礎研究Ⅰ・Ⅱは，文学部人間科学科専門科目のうち心理アセスメントⅠ・Ⅱ・Ⅲから選択履修すること。

（３） 関連基礎科目の評価は，学部の評価基準に加えて，リサーチペーパー／総合所見（科目によって異なる）の提出をもって行う。

［臨床心理士資格について］

臨床心理士資格は，臨床心理学の専門知識と技術を用いて心理的困難への援助を行う専門職業人のためのものである。現在，医療，教育，福祉，司法等の領域において心理専門職として働くために最も必要とされる資格である。スクールカウンセラーの必須条件にしている都道府県が多い他，心理専門職の多くの採用条件に臨床心理士資格があげられている。その数は年々増加し，現在約２万人の臨床心理士が，病院，クリニック，学校，大学，児童相談所，児童養護施設，情緒障害児短期治療施設，家庭裁判所などで働いている。

資格取得のためのカリキュラムを備えた大学院は，第一種指定大学院，第二種指定大学院，専門職大学院に認定され，第一種指定大学院と専門職大学院においては修了をもって，第二種指定大学院においては修了後一定の実習期間を経ることで，資格試験の受験資格が得られる。甲南大学の人間科学専攻（心理臨床専修）は，指定大学院制度が始まった初期に第一種指定大学院に認定された。同種の大学院のなかでも特に伝統ある臨床心理士養成課程である。

詳しくは次の文献またはホームページを参照すること。

「臨床心理士になるために」（財）日本臨床心理士資格認定協会監修　誠信書房　　http://www.jsccp.jp/

人文科学研究科　人間科学専攻　心理臨床専修（修士課程）
臨床心理士受験資格のために必要な科目一覧

指定授業科目（単位）			甲南大学大学院 開設授業科目名（単位）	
必修科目		臨床心理学特論 （４）	臨床心理学特論Ⅰ	（２）
			臨床心理学特論Ⅱ	（２）
		臨床心理面接特論 （４）	臨床心理面接特論Ⅰ	（２）
			臨床心理面接特論Ⅱ	（２）
		臨床心理査定演習 （４）	臨床心理査定演習Ⅰ	（２）
			臨床心理査定演習Ⅱ	（２）
		臨床心理基礎実習 （２）	臨床心理基礎実習	（２）
		臨床心理実習 （２）	臨床心理実習	（２）
選択必修科目	A群	心理統計法特論 （２）	心理学統計法	（２）
		心理学研究法特論 （２）	心理学研究法特論	（２）
	B群	人格心理学特論 （２）	人格心理学特論	（２）
		教育心理学特論 （２）	臨床教育学特論	（２）
	C群	人間関係学特論 （２）	人間関係学特論	（２）
		社会心理学特論 （２）	社会心理学特論	（２）
	D群	精神医学特論 （２）	精神医学特論	（２）
		障害者（児）心理学特論 （２）	障害者（児）心理学特論	（２）
	E群	心理療法特論 （２）	心理療法特論	（２）
		投映法特論 （２）	投映法特論	（２）

1） 必修科目から５科目16単位，選択必修科目群（A，B，C，D，E）からそれぞれ２単位以上，計10単位以上，合計26単位以上を修得していること。（修了後に単位を補うことはできないので，必ず在学中に修得すること。）

2） 修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものであること。

［博物館学芸員資格について］

博物館学芸員は，博物館で資料の収集，保管，調査研究そして展示等に携わる専門職である。ここでの博物館とは，美術館，環境系自然博物館，水族園，植物園，郷土館，記念館など広く含んでいる。これらの博物館は社会教育・生涯学習のための施設であるため，学芸員は研究者と教育者という二つの性格を持っている。

学芸員資格は，学士の称号を有し，法令によって定められた単位を修得することによって得ることができる。人間科学専攻に在籍するものには，本学文学部人間科学科に開設されている「博物館学芸員養成課程」を履修することが認められている。

なお，学部における既修科目の状況によっては資格獲得のために３年以上を要する場合がある。詳しくは「博物館学芸員養成課程」担当教員によるオリエンテーションを受けること。

【注意事項】

１）文部科学省令で定められた学芸員資格に必要な科目のうち，未修得のものを，文学部の授業を履修して補うことになる。必要な科目は学部履修要項を参照のこと。

２）学芸員資格取得に必要な省令科目のうち，既習の科目については，出身大学（単位を取得した大学）で成績証明を得る必要があります。その際，当該科目が出身大学で学芸員課程の科目として開設されている必要がある。

３）出身大学が学芸員課程を開設していない場合は，必要な全科目を本学で履修して取得することになる。

４）館園実習（博物館実習Ⅲ）を履修するためには，実習を実施する学期までに実習以外の必要科目を取得していること，もしくは取得見込みであることが必要である。

５）実習のためのガイダンス・予備登録などは，文学部で実施するものに参加して必要な手続きを取ること。ガイダンスは実習の前年度にある。

６）本学文学部人間科学科の卒業生が必要な単位を取得した場合は，「博物館学芸員資格単位取得証明書」が与えられる。学部卒業生と同じ証明書となる。
それ以外の者については，「博物館学芸員資格に関する単位の取得証明書」が与えられる。学芸員資格の取得を証明する場合は「博物館学芸員資格に関する単位の取得証明書」と，出身大学の発行する単位取得証明書を合わせて使用する。

７）履修科目については，ガイダンスに出席のうえ，担当教員に相談すること。

人 文 科 学 研 究 科

博 士 後 期 課 程

人文科学研究科【博士後期課程】では，４専攻の人文科学の専門領域において，それぞれの分野における専門的知識，技能を教授することにより，最先端の専門知識，技能を身につけ博士論文を作成しうる自立した研究者を育成するとともに，より深い専門的知識，技能を身につけた，高度専門職業人として活躍しうる人材の育成を目標とする。

(1) 修了の条件

修業年限は標準５年(修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年を含む)。所定の単位以上を修得し，研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，優れた研究業績を上げた者については，在学期間に関しては３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(2) 最長在学年数

最長在学年数は６年。

(3) オリエンテーション

オリエンテーションは専攻ごとに行うので，それぞれの専攻の指示を受けること。

(4) 博士論文提出日程については、『履修ガイドブック』を参照すること。

日本語日本文学専攻

［博士論文審査基準］

博士論文，口述試験および公開講演会の結果に基づき，原則として主査１名，副査２名による総合評価を行い，以下の審査項目を満たしている学位論文を合格とする。

１．研究課題の妥当性

研究課題は，新規性，進歩性，有用性，独創性，発展性，資料性等において優れた特徴を有していること。

２．情報収集能力

十分な文献研究動向の調査に基づき，自らの研究の意義や重要度と，他の研究との関連性・相違点について理解できていること。

３．研究方法

当該研究課題に即した論に基づき，適切な研究方法，または独創的な研究方法を用いていること。

４．分析能力

分析に用いた手法が適切であること。また，その分析から導かれる考察が妥当なものであること。

５．情報発信能力

研究内容をわかりやすく説明でき，質問に正確かつ端的に答えられること。

６．論文作成能力

論文の体裁（表紙，目次，章立て，結論，参考文献，資料，要旨等）が整っていること。

７．総合判断

独自の視点や手法を有し，研究者として当該分野の発展に貢献すると考えられること。

［博士学位取得のプロセス］

１年

前期　オリエンテーション，指導教員の決定，研究計画の作成

「日本文学特殊研究演習Ⅰ」または「日本語学特殊研究演習Ⅰ」において研究・論文指導

後期　研究発表，研究成果について指導教員に報告

２年

前期　「日本文学特殊研究演習Ⅱ」または「日本語学特殊研究演習Ⅱ」において研究・論文指導

後期　研究発表，研究成果について指導教員に報告

３年以上

「日本文学特殊研究演習Ⅲ」または「日本語学特殊研究演習Ⅲ」において研究・論文指導，指導教員の指導のもとで博士論文作成を進める

博士論文提出（10月）

公開講演会，口述試験（１月～２月）

学位授与（３月）

＊前期提出の場合

博士論文提出（５月）

公開講演会，口述試験（７月～８月）

学位授与（９月）

英語英米文学専攻

［博士論文審査基準］

以下の審査項目について，博士論文ならびに口頭試問の結果に基づいて，審査委員会による総合評価を行い，以下の審査項目を満たした学位論文を合格とする。

１．研究テーマの妥当性

研究テーマは，新規性，進歩性，有用性，独創性において優れていること。

２．分野における自身の研究の位置づけについて

十分な文献や研究動向のリサーチを行い，先行研究に対する適切な評価を行うとともに，自分の研究の意義や重要度と，他研究との関連性や相違を明確に示していること。

３．研究方法の適切性

当該研究テーマに即したデータを用い，英語学・英米文化文学分野における適切な研究方法を用いていること。

４．分析能力

分析・解釈に用いた方法が適切であること。また，その分析・解釈から導かれる考察は，研究結果に即したものであり，新たな知見を見いだすことができていること。

５．情報発信能力

研究内容を分かりやすくプレゼンテーションでき，質問に正確かつ端的に答えられていること。

６．論文作成能力

論文の体裁（表紙，目次，要旨，章立て，結論，参考文献，資料など）が整っており，論旨に充分な一貫性があること。

７．総合判断

独立した研究者として，倫理的配慮のもとに，研究を推進する能力を有していると考えられること。

［博士学位取得のプロセス］

１年次

前期　オリエンテーション，指導教員の決定，研究計画に関する指導教員との相談（４月）
領域ごとの「特殊研究演習」または「特殊研究」において研究・論文指導を受ける

後期　年度末に研究成果を指導教員に報告

２年次

前期　１年次に引き続き，領域ごとの「特殊研究演習」「特殊研究」において研究・論文指導を受ける

後期　年度末に研究成果と博士論文の進捗状況を指導教員に報告

３年次以上

前期　指導教員と相談しつつ研究および博士論文作成をすすめる

後期　博士論文提出（10月）
口頭試問，公開講演会（２月）
学位授与（３月）

＊前期提出の場合

・博士論文提出（５月）
・口頭試問，公開講演会（８月）
・学位授与（９月）

応用社会学専攻

［博士論文審査基準］

公開講演会及び，審査委員会による最終試験を行い，以下の能力を審査する。応用社会学専攻において，その審査結果を受けて，合否を判定する。

１．専門性の習得

国際的な視野のもとで先行研究の成果をふまえ，高い専門性と領域に応じた語学力を習得している。

２．視点の独創性

自らの問題意識，着眼点を明らかにし，独創的な研究視点を打ち出している。

３．情報収集力

目的に応じた研究調査を重ね，多角的に情報を収集し，説得力のある資料を提示している。

４．分析・論理力

適切な分析と独自の考察を行い，論理的に議論を構成し展開している。

５．コミュニケーション力

研究成果を，専門分野のみならず，広く社会に問いかけ応答する力がある。

［博士学位取得のプロセス］

１年次

・年度始め―オリエンテーション，研究指導教員の決定，「博士課程研究計画書」提出
・年度末―「研究成果報告書」提出

２年次

・年度始め―「博士課程研究計画書」提出
・年度末―「研究成果報告書」提出

３年次以上

・年度始め―「博士課程研究計画書」提出
・博士論文提出予備審査（５月）
・博士論文提出（10月）
・公開講演会，最終試験（１月）
・博士学位授与（３月）

＊前期提出の場合

・博士論文提出予備審査（12月）
・博士論文提出（５月）
・公開講演会，最終試験（７月）
・博士学位授与（９月）

人間科学専攻

［博士論文審査基準］

以下の審査項目について，博士論文ならびに公開講演会の結果に基づいて，審査委員会による総合評価を行い，博士論文提出者が，今後独立した研究者として倫理的配慮のもとに研究を組織し推進する能力を有していると考えられた場合，学位論文を合格とする。

１．研究テーマは，新規性，進歩性，有用性，独創性において優れていること。

２．十分な文献や研究動向の調査を行い，先行研究に対する適切な評価を行うとともに，自身の研究の意義や重要度と，他研究との関連性や相違を明確に示していること。

３．研究テーマに即した量的または質的なデータや資料を用い，当該分野における適切な研究方法を用いていること。

４．分析に用いた手法が適切であること。また，その結果から導かれる考察は，研究結果に即したものであり，新たな知見を見いだすことができていること。

５．論文の体裁（表紙，要旨，目次，章立て，結論，参考文献，資料など）が整っており，論旨に充分な論理性・一貫性があること。

６．研究内容について明瞭なプレゼンテーションがなされ，質問に正確かつ端的に答えられていること。

［博士学位取得のプロセス］

１年次

前期　オリエンテーション，研究指導教員の決定，「博士課程研究計画書」提出

「人間科学研究演習Ⅰ」において研究・論文指導，研究発表

後期　研究発表，「研究成果報告書」提出

２年次

前期　「博士課程研究計画書」提出

「人間科学研究演習Ⅱ」において研究・論文指導，研究発表

後期　研究発表，「研究成果報告書」提出

３年次以上

「人間科学研究演習Ⅲ」において研究・論文指導，指導教員の指導のもとで博士論文作成を進める

博士論文提出予備審査（５月）

博士論文提出（10月）

口頭試問（12月）

公開講演会（１月）

博士学位授与（３月）

＊前期提出の場合

博士論文提出予備審査（12月）

博士論文提出（５月）

口頭試問（７月）

公開講演会（７月～８月）

博士学位授与（９月）

日 本 語 日 本 文 学 専 攻

［2008年度（平成20年度）以降の入学生に適用］

授業科目	単位
日本文学特殊研究演習Ⅰ	4
日本文学特殊研究演習Ⅱ	4
日本文学特殊研究演習Ⅲ	4
日本語学特殊研究演習Ⅰ	4
日本語学特殊研究演習Ⅱ	4
日本語学特殊研究演習Ⅲ	4
日本文学特殊研究Ⅰ	4
日本文学特殊研究Ⅱ	4
日本語学特殊研究Ⅰ	4
日本語学特殊研究Ⅱ	4

［所要の単位］

演習４単位以上を含め，計８単位以上を修得すること。

［履修について］

１．上記の授業科目を履修するとともに，その研究分野について研究指導を受けること。

２．開講科目ごとに，それぞれの授業に出席して指導を受けること。

英 語 英 米 文 学 専 攻

[2012年度（平成24年度）以降の入学生に適用]

授 業 科 目	単 位
英米文学特殊研究演習（散文・小説）Ⅰ	4
英米文学特殊研究演習（散文・小説）Ⅱ	4
英米文学特殊研究演習（散文・小説）Ⅲ	4
英米文学特殊研究演習（戯曲・詩）Ⅳ	4
英米文学特殊研究演習（戯曲・詩）Ⅴ	4
英米文学特殊研究演習（戯曲・詩）Ⅵ	4
英語学特殊研究演習Ⅰ	4
英語学特殊研究演習Ⅱ	4
英語学特殊研究演習Ⅲ	4
英米文化特殊研究演習Ⅰ	4
英米文化特殊研究演習Ⅱ	4
英米文化特殊研究演習Ⅲ	4
英米文学特殊研究Ⅰ	4
英米文学特殊研究Ⅱ	4
英米文学特殊研究Ⅲ	4
英語学特殊研究Ⅰ	4
英語学特殊研究Ⅱ	4
英語学特殊研究Ⅲ	4
英米文化特殊研究Ⅰ	4
英米文化特殊研究Ⅱ	4
英米文化特殊研究Ⅲ	4

［所要の単位］

以上のうち８単位以上を修得すること。

［履修について］

１．在籍期間中は，研究指導教員による研究指導を受けること。研究指導教員を決めるに際しては，必ず面接指導を受けること。

２．オリエンテーションは，修士課程の学生と合同で行うので，必ず出席して指示を受けること。

応　用　社　会　学　専　攻

［2008年度（平成20年度）以降の入学生に適用］

授　業　科　目	単　位
応　用　社　会　学　研　究　演　習　Ⅰ	4
応　用　社　会　学　研　究　演　習　Ⅱ	4
応　用　社　会　学　研　究　演　習　Ⅲ	4
応　用　社　会　学　特　殊　研　究　Ⅰ	4
応　用　社　会　学　特　殊　研　究　Ⅱ	4
応　用　社　会　学　特　殊　研　究　Ⅲ	4
人　文　地　理　学　特　殊　研　究　Ⅰ	4

［所要の単位］

以上のうち８単位以上を修得すること。

［履修について］

１．オリエンテーションは開講科目ごとに行うので，履修登録するまでに，各自，それぞれの授業に出席して指導を受けること。

人 間 科 学 専 攻

［2008年度（平成20年度）以降の入学生に適用］

授業科目	単位
臨床心理特殊研究 I	2
臨床心理特殊研究 II	2
臨床心理特殊研究 III	2
臨床心理特殊研究 IV	2
臨床心理特殊研究 V	2
臨床心理特殊研究 VI	2
環境・芸術・思想特殊研究 I	2
環境・芸術・思想特殊研究 II	2
環境・芸術・思想特殊研究 III	2
環境・芸術・思想特殊研究 IV	2
環境・芸術・思想特殊研究 V	2
人間科学研究演習 I	4
人間科学研究演習 II	4
人間科学研究演習 III	4

［所要の単位］

以上のうち10単位以上を修得すること。

［履修について］

オリエンテーションは開講科目ごとに行うので，履修登録するまでに，各自，それぞれの授業に出席して指導を受けること。

自 然 科 学 研 究 科

修 士 課 程

自然科学研究科修士課程は，自然科学分野の広い学識を教授するとともに，専攻分野における専門的知識と研究及び応用の能力を培い，自然科学に関係する専門的な業務に従事するに必要な能力を養うことを目的とする。

大学院の教育方法については，大学院設置基準第12条に，「大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。」と規定されている。この場合において，「授業科目の授業は単位制度によるものであり，研究指導は単位制度によらないものであって，単位制度によらず多様な形で行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するもの」とされている。

また，大学院設置基準第16条に，「修士課程の修了の要件は，大学院に２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあたっては，当該標準修業年限）以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該修士課程の目的に応じ，当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。（以下略）」と規定されている。

これに基づいて，自然科学研究科での教育は，専攻ごとに定められた「授業科目」と「研究指導」によって行われる。また，修了の条件を，「修業年限は標準2年。授業科目を所定の単位以上修得し，研究指導を受けた上，修士学位論文の審査及び最終試験に合格すること」とする。

なお，「授業科目」，「研究指導」，「修士学位論文の審査及び最終試験」については，専攻ごとに定められた履修要項に従うものとする。

(1) 授業科目

専門科目：各専門分野に関する専門的知識を身につけるための科目。

基礎科目：幅広い視野を身につけるための関連領域に関する科目。

共通科目：自立した研究者や技術者として必要な能力や技法を身につけるための科目等，研究科共通で行う科目。

上記の３種類があるので，その中から指示に従って必要単位数を履修すること。

(2) オリエンテーション

オリエンテーションは専攻ごとに行うので，それぞれの専攻の指示を受けること。

【論文審査基準】

物理学専攻

［修士論文審査基準］

以下の審査項目に関して修士論文および口頭試験の結果に基づいて，主査１名と副査２名による総合評価を行う。物理学専攻においてその審査結果を受けて論文の合否を判定する。

１．研究内容が新規性，独創性，有用性などを有し妥当であること。
２．先行研究や他研究との関連性や相違を明確にしていること。
３．理論計算や実験データをもとに論理的な議論を行っていること。
４．論文としての体裁が整っていること。
５．ねつ造、改ざん、盗用等の不正がないこと。

化学専攻

［修士論文審査基準］

以下の審査項目について，提出された修士論文ならびに研究成果報告会の発表内容を審査する。審査は主査１名と副査２名を中心とする審査委員会により総合評価を行い，自然科学研究科に報告する。

１．研究内容は，新規性，進歩性，独創性，有用性を有していること。
２．充分な文献と研究動向の調査を行い，先行する研究に対する適切な評価を行うとともに，自身の研究の意義や重要性と，他の研究との関連性や相違を明確に示していること。
３．研究テーマに即した実験的データあるいは理論的データを示すとともに，当該分野における適当な研究方法を用いていること。
４．解析に用いた手法が適切であること。また，その結果から導かれる考察が，研究結果に即したものであること。
５．論文の体裁（表紙，要旨，目次，章立て，実験結果，考察，結論，参考文献，資料など）が整っていること。
６．倫理的配慮の基に研究や実験を行っていること。

生物学専攻

［修士論文審査基準］

以下の審査項目について，修士論文ならびに口頭試問の結果に基づいて，主査１名と副査２名による総合評価を行い，６０点以上（１００点満点）を修得した学位論文を合格とする。

１．研究内容は指導教員と十分に相談したうえで決定し，新規性，進歩性，有用性，独創性，発展性を有していること。

２．十分な文献研究動向の調査に基づき，自らの研究の意義や重要度と，他の研究との関連性や相違点を理解できていること。

３．当該研究分野における適切な研究方法を用いていること。

４．研究に用いた手法が適切であること。また，そこから導かれる考察が研究結果に即して妥当なものであること。

５．研究内容をわかりやすく説明でき，質問に正確かつ端的に答えられること。

６．論文の体裁（題目，要旨，序文，方法・材料，結果，考察，参考文献など）が整っていること。

７．独自の視点や手法によって研究を行う能力を有していると考えられること。

８．研究倫理に関する教育および指導を受けていること。

知能情報学専攻

［修士論文審査基準］

修士論文を提出しようとする学生は，11月に行われる中間発表会，及び次の年の２月に行われる修士論文発表会（最終試験を兼ねる）で発表しなければならない。また，主査１名と副査２名による論文評価を行い，次の点で，学位論文の合否を判定する。なお，審査にあたり，学生は研究倫理に関する教育及び指導を受けていることを前提とする。

１．研究課題が，新規性，有用性のいずれかを有していること。

２．学位論文としての体裁が整っていること。

３．論文の内容が論理的に的確で，かつわかりやすく説明されていること。

最終的に，論文評価と発表評価をもとにして，合否を判定する。

物 理 学 専 攻

[教育研究上の特徴・目的]

物理学の基礎分野から応用分野までの広い基礎学力と高度な専門的学問を修得し，柔軟な応用力と個性豊かな創造性を発揮して社会に貢献し，世界に通用する学識と能力をもつ人材を育成することを目指す。

[2016年度（平成28年度）の入学生に適用]

Ⅰ．授業科目及び履修方法

授業科目			単位	授業科目			単位
専門科目	（必修）	物理学研究演習Ⅰ	2	基礎科目	（選択必修C）	量子力学特論A	2
		物理学研究演習Ⅱ	2			量子力学特論B	2
		物理学特別研究	12			固体物理学	2
	（選択必修A）	宇宙物理学特論Ⅱ	2			半導体材料物理学	2
		宇宙核物理学特論	2			宇宙物理学特論Ⅰ	2
		天文学特論	2			原子核物理学特論	2
		物理学特殊講義Ⅰ	2			天文学	2
		物理学特殊講義Ⅱ	2			科学技術英語	2
	（選択必修B）	光量子エレクトロニクス特論	2			科学リテラシー	2
		電子物性物理学特論	2	共通科目		知的財産法	2
		電子相関物理学	2				
		物理学特殊講義Ⅲ	2				
		物理学特殊講義Ⅳ	2				

[所要の単位]

必修科目16単位，選択必修Ａ科目2単位以上，選択必修Ｂ科目2単位以上、選択必修Ｃ科目4単位以上を含め、計30単位以上を修得すること。なお，研究指導教員の指示を受けて他の専攻の授業科目4単位以内を選択必修科目の単位に充てることができる。

[修了の条件]

定められた在学期間の間に所定の単位を修得し，研究指導を受け，論文の審査及び最終試験に合格すること。

[履修について]

１．物理学研究演習ⅠおよびⅡは，それぞれ１年次および２年次で履修することを標準とする。

２．物理学特別研究は，修士論文の基礎となるものであり，２年間の履修に対して12単位とすることを標準とする。ただし，１年以上在学し，特に優れた業績をあげて修士課程を修了する者については，在学期間が２年に満たなくても12単位を認めることがある。

また，履修不充分の場合は履修期間を延長して単位を与えることがある。選択必修科目は原則として隔年に開講される。

Ⅱ．研究指導（方法・内容・計画）

研究指導は，研究分野ごとに行われる。物理学専攻の各分野における研究内容の概要は『履修ガイドブック』を参照すること。各分野では原則として２年間で教育目的を達成すべく研究指導計画が作成されており，この計画に沿って研究指導教員および学科目担当教授による研究指導が行われる。課程を修了しようとする大学院生は，物理学専攻主催の発表会でその研究内容と結果を発表し，修士学位論文として提出し，研究指導教員および授業担当教員による審査を受けなければならない。

自然科学研究科　物理学専攻　修士課程　研究指導フローチャート

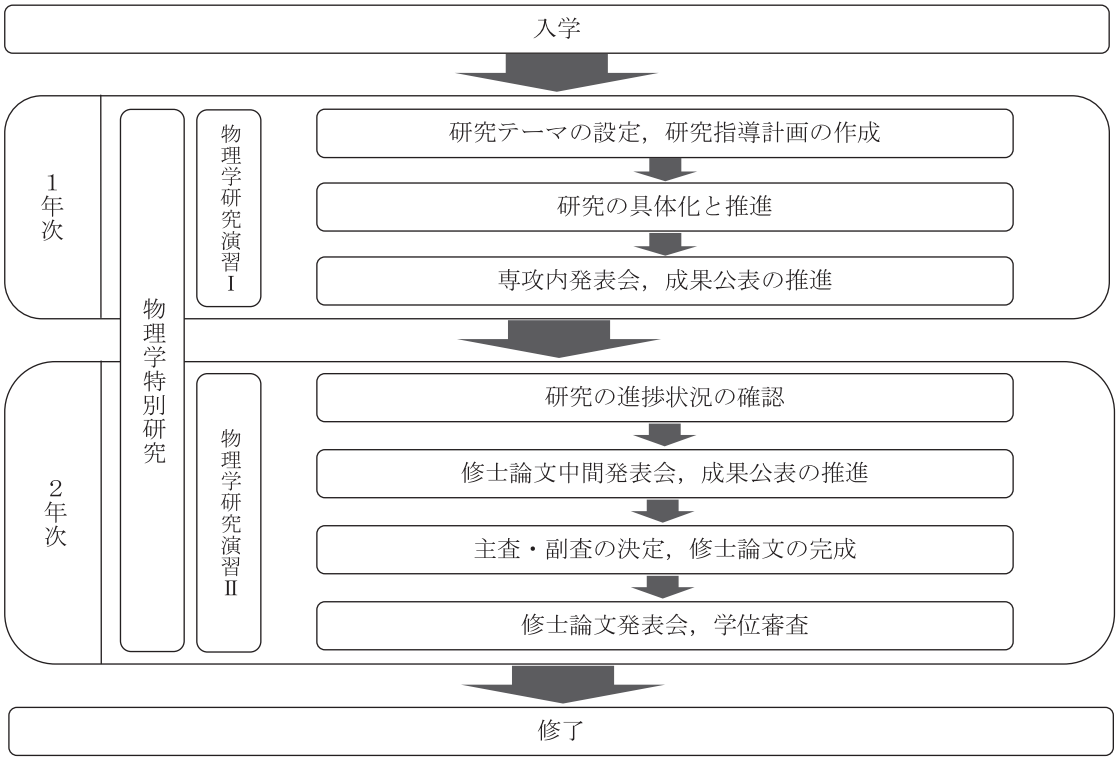

化　学　専　攻

近年の科学技術の急速な発展およびその高度化により，高度な専門的知識と技術を身に付けた人材の育成が急務である。また，自然に対する真理探求への情熱をもった，次世代の学問を開拓する人材も必要である。本専攻は，現代社会の要請に応えて，化学分野における専門的知識と技術を身につけた高度専門職業人の育成並びに化学の発展に寄与する研究者の養成を目指す。

本専攻では，「Ⅰ．授業科目及び履修方法」，「Ⅱ．研究指導」並びに「Ⅲ．修士学位論文の審査」に記す規則に従い，教育を行う。

［2012年度（平成24年度）以降の入学生に適用］

Ⅰ．授業科目及び履修方法

授業科目			単位	授業科目			単位
専門科目	（必修）	化学研究演習１	3	基礎科目	（選択必修）	物理化学特論Ⅰ	2
		化学研究演習２	3			無機化学特論Ⅰ	2
		化学研究実験	12			有機化学特論Ⅰ	2
	（選択必修）	物理化学特論Ⅱ	2			分析化学特論Ⅰ	2
		無機化学特論Ⅱ	2			高分子化学特論Ⅰ	2
		有機化学特論Ⅱ	2			科学技術英語	2
		分析化学特論Ⅱ	2	共通科目	（選択）	知的財産法	2
		高分子化学特論Ⅱ	2				
		化学特殊講義１	1				
		化学特殊講義２	1				
		化学特殊講義３	1				
		化学特殊講義４	1				

［所要の単位］

専門科目の必修科目18単位，基礎科目の選択必修科目６単位以上，専門科目の選択必修科目６単位以上，計30単位以上を履修すること。なお，研究指導教員の指示を受けて他の専攻の授業科目および共通科目（選択）４単位以内を専門科目の選択必修科目の単位に充てることができる。

［履修について］

１．化学研究実験は，修士学位論文の基礎となるものであり，２年間の履修に対して12単位とすることを標準とする。ただし，１年以上在学し，特に優れた業績をあげて修士課程を修了する者については，在学期間が２年に満たなくても12単位を認めることがある。

２．化学研究演習１は，履修生の研究指導題目（Ⅱ．研究指導の項を参照すること）に応じて，内容が決められる。必ず１年次で履修すること。

３．化学研究演習２は，修士学位論文の審査に先立って行われる研究経過発表会の内容を含むものであり，原則として，２年次に履修すること（Ⅲ．修士学位論文の審査の項を参照すること。）ただし，１年以上在学し，特に優れた業績をあげて修士課程を修了する者については，在学期間が２年に満たなくても単位を認めることがある。

Ⅱ．研究指導

・学生は，上記の所定の単位を修得するとともに，研究指導を必ず受けなければならない。

・本専攻における研究指導は，入学した学生ごとに，研究指導教員が研究指導題目を定め，研究指導教員を中心とした本専攻の全教員によって，幅広く効果的に行われる。さらに，総合的な研究プロジェクトに参加させる等，研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮している。

・本専攻における研究指導分野，研究内容の概要ならびに担当者（研究指導教員ならびに授業担当教員）は『履修ガイドブック』を確認すること。各研究指導分野では原則として２年間で教育目的を達成するべく，担当者で協議した上，研究指導計画が作成される。この研究指導計画に従って，研究指導が行われる。

自然科学研究科　化学専攻　修士課程　研究指導フローチャート

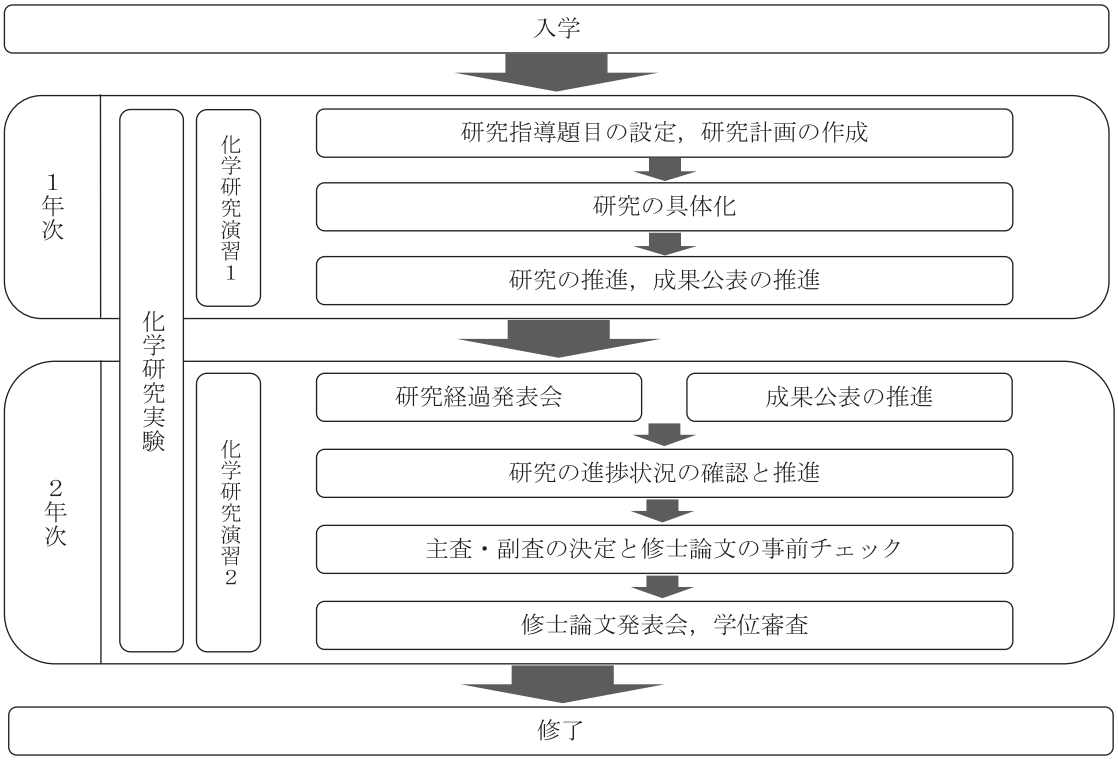

Ⅲ．修士学位論文の審査

・修士学位論文の審査に先立ち研究経過発表会（以下「経過発表会」という）を実施する。

・経過発表会における発表者は修了所定単位30単位のうち，８単位以上を修得している者(修得見込みのものを含む)でなければならない。

・経過発表会は，原則として，２年次前期に本専攻の主催により開催するものとし，学生が行う各々の研究の経過発表について，充分時間をかけて質疑応答を行う。このような発表に関する質疑応答を通じて，本専攻の全教員によって，指導ならびに評価が行われる。

・学生は，発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ修士学位論文を提出することができない。

・学生は，関連する分野の基礎知識や実験技術・方法を習得するとともに，修士学位論文を提出し，研究成果の報告・発表を行い，審査ならびに最終試験を受けなければならない。

・修士学位論文の審査ならびに最終試験は，甲南大学学位規程に従い，これを行う。

・審査にあたり，学生は研究倫理に関する教育および指導を受けていることを前提とする。

修士論文提出に関する申し合わせ

修士の学位認定については，甲南大学大学院自然科学研究科の学則に従う。修士論文の初稿を主査・副査２名に提出に関する規則は以下の通りとする。

修士論文（初稿）は，修士論文研究発表会（二日にわたる場合は初日）の10日前の日の（当日が土日の場合はその前の金曜日）午後５時までに化学職員室に，３部提出すること。提出締め切りの日時をこえて提出した場合は，論文を受理しない。主査・副査（２名）名を記した送付状を添付し，主査の署名および印を送付状にもらうこと。また，論文提出時に職員より受理証を必ず受け取ること。受理した修士論文（初稿）は，締め切り後直ちに申請者から主査，および副査２名に提出すること。

修士論文の初稿を上記期限までに提出しない者は修士論文研究発表会で発表できない。

副査は提出された論文の内容に関する質問・コメント等を修士論文（初稿）に書き込み，可能な限り迅速に主査に返却する。主査・副査から返却された修士論文（初稿）に記載されたコメント・質問等は，修士論文研究発表会や修士論文（完成版）で反映すること。

修士論文研究発表会後，直ちに指導教員と相談の上，追加実験・考察・付録等の加筆を行い，論文校正のやり取りを行うこと。専攻の論文審査および完成版の提出は学則および履修要項に記載の論文審査基準の通りである。

修士論文は，表紙（タイトル，研究室名，氏名）目次，緒言，実験，結果，考察，結論，参考文献，図表，謝辞，資料，付録等の体裁が整っていること。緒言では，これまでの先行研究とその問題点を指摘し，さらに本論文で何をどこまで行い，何が新しいのかを明らかにすること。結論では緒言で言及した問題点に解答を与えること。 修士論文は，いずれ外部に公開され，行った研究が新規性のあるものであるかどうかが厳しくチェックされる性質をもつので，他人の文章を引用なくコピーしたり，データの恣意的なハンドリング等を行うことは許されない。 文章は論理的につなぎ，箇条書きではなく，明瞭な日本語の文章として書くこと。

生 物 学 専 攻

現代社会の要請に応える人材の育成を使命とし，生物学，生命科学における基礎学力の充実と高度な専門性，バイオテクノロジーに関する知識，技術とその応用性の修得を目指す。

[2015年度（平成27年度）以降の入学生に適用]

Ⅰ．授業科目及び履修方法

授業科目			単位	授業科目			単位
専門科目	（必修）	生物学研究演習Ⅰ	2	基礎科目	（選択必修）	有機化学特論Ⅰ	2
		生物学研究演習Ⅱ	2			有機化学特論Ⅱ	2
		生物学研究実験	16			高分子化学特論Ⅰ	2
	（選択必修）	生化学特論	2			生物学特殊講義Ⅰ	2
		生体調節学	2			生物学特殊講義Ⅱ	2
		植物生理学	2			生物学特殊講義Ⅲ	2
		分子遺伝学Ⅰ	2			生物学特殊講義Ⅳ	2
		分子遺伝学Ⅱ	2			科学技術英語	2
		多様性生物学	2	共通科目	（選択）	知的財産法	2
		分子発生生物学	2				
		植物生化学特論	2				
		進化生物学	2				

［所要の単位］

専門科目中の必修科目20単位，専門科目及び基礎科目中の選択必修科目14単位以上，計34単位以上を修得すること。

なお，研究指導教員の指示を受けて他の専攻の授業科目及び共通科目（選択）４単位以内を前記選択必修科目の単位に充てることができる。

［履修について］

１．生物学研究実験は，修士論文の基礎となるものであり，２年間の履修に対して16単位とすることを標準とする。ただし，１年以上在学し，特に優れた業績をあげて修士課程を修了する者については，在学期間が２年に満たなくても16単位を認めることがある。

また，履修不充分の場合は履修期間を延長して単位を与えることがある。

２．生物学研究演習Ⅰ（2）および生物学研究演習Ⅱ（2）は，原則としてそれぞれ１年次および２年次で履修すること。

Ⅱ．研究指導（方法・内容・計画）

本専攻においては，８研究分野に分かれて，研究指導にあたっている。各分野では，それぞれ定められている主要研究内容（『履修ガイドブック』を参照）に沿って，２年間の在学中に，研究目的を達するように指導が行われている。院生は担当教員（研究指導教員および授業担当教員）による指導のもとに，自発的な遂行により研究を行っており，他大学や他の研究所との共同研究などを通じて，質の高い研究成果を上げている。

それらの成果は，研究室内の発表会，学会発表，修士論文発表会で披露され，その内容には十分時間をかけた質疑応答により，評価が行われている。また，研究成果に応じ，学術雑誌への論文投稿も積極的に，計画的に，行われている。

自然科学研究科　生物学専攻　修士課程　研究指導フローチャート

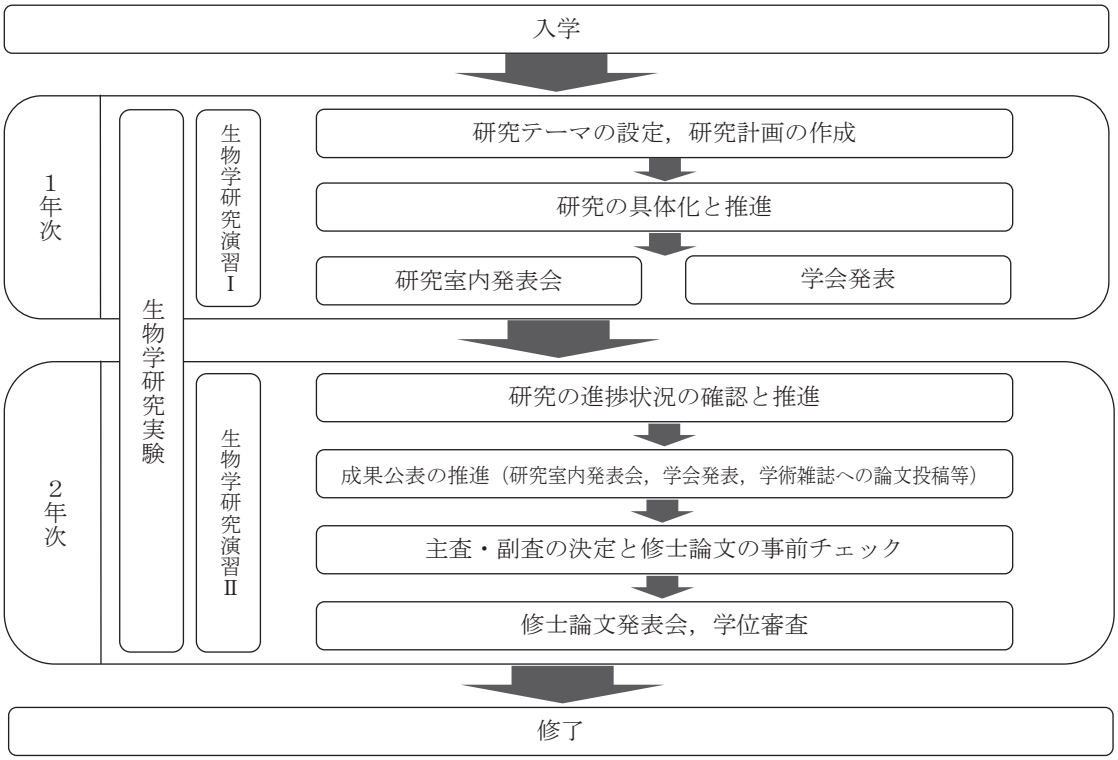

知 能 情 報 学 専 攻

建学の理念のもとに，高い倫理観をもち，知能情報学の基礎分野から応用分野までの広い基礎学力と高度な専門的学問を修得し，独創性豊かで優れた研究・開発能力を持つ研究者，ならびに，知能情報学に関係する専門的な業務に従事するに必要な能力を持つ高度専門職業人の育成をめざす。

［2015年度（平成27年度）以降の入学生に適用］

Ⅰ．授業科目及び履修方法

授業科目			単位	授業科目			単位
専門科目	（必修）	知能情報学特論	2	基礎科目	（選択必修）	映像メディアシステム特論	2
		知能情報学研究演習Ⅰ	2			可視化とシミュレーション特論	2
		知能情報学研究演習Ⅱ	2			意思決定特論	2
		知能情報学特別研究	12			非線形システム特論	2
基礎科目	（選択必修）	情報通信システム特論	2			計算理論特論	2
		知的システム設計特論	2			ロボティクス特論	2
		知能情報システム特論	2			自然言語処理特論	2
		組合せ幾何学特論	2			人工知能特論	2
		計算機システム特論	2		（選択）	システム最適化特論	2
		計算機アーキテクチャ特論	2			知識データベース特論	2
		数理認識特論	2			画像工学特論	2
		情報解析特論	2			ソフトウェア特論	2
		生体情報システム特論	2			システムモデリング特論	2
		音響解析特論	2	共通科目		科学技術英語	2
		情報検索特論	2			知的財産法	2

［所要の単位］

1．必修科目18単位，選択必修科目２単位以上を含め，計30単位以上を修得すること。

2．修了要件を充足した者には，修士（工学）の学位を授与する。修士（理学），修士（情報学）を希望する者は，以下の条件を満たすこと。

(i) 修士（理学）については，以下の科目から２科目以上修得していなければならない。
組合せ幾何学特論，情報解析特論，数理認識特論

(ii) 修士（情報学）については，以下の科目から２科目以上修得していなければならない。
情報通信システム特論，計算機システム特論，計算機アーキテクチャ特論，計算理論特論，ソフトウェア特論

［修了の条件］

定められた在学期間の間に所定の単位を修得し，研究指導を受け，論文の審査及び最終試験に合格すること。

［履修について］

１．知能情報学研究演習ⅠおよびⅡは，それぞれ１年次および２年次で履修することを標準とする。

２．知能情報学特別研究は，修士論文の基礎となるものであり，２年間の履修に対して12単位とすることを標準とする。ただし，１年以上在学し，特に優れた業績をあげて修士課程を修了する者については，在学期間が２年に満たなくても12単位を認めることがある。

また，履修不充分の場合は履修期間を延長して単位を与えることがある。

Ⅱ．研究指導（方法・内容・計画）

研究指導は，研究分野ごとに行われる。ただし，主たる指導は研究指導教員により行われ，審査にかかわる中間発表，修士論文発表会，および修士論文の審査は知能情報学専攻修士課程担当の全教員によって行われる。知能情報学専攻の各分野における内容の概要は次の通りである。各分野では，研究目的を達成するように指導が行われる。研究結果は修士論文として提出し，知能情報学専攻修士課程担当の全教員のうちから研究分野に応じて選ばれた審査委員の審査を受ける。そして，最終的に知能情報学専攻修士課程担当の全教員の立ち会いの下で修士論文を発表し合格しなければならない。

自然科学研究科　知能情報学専攻　修士課程　研究指導フローチャート

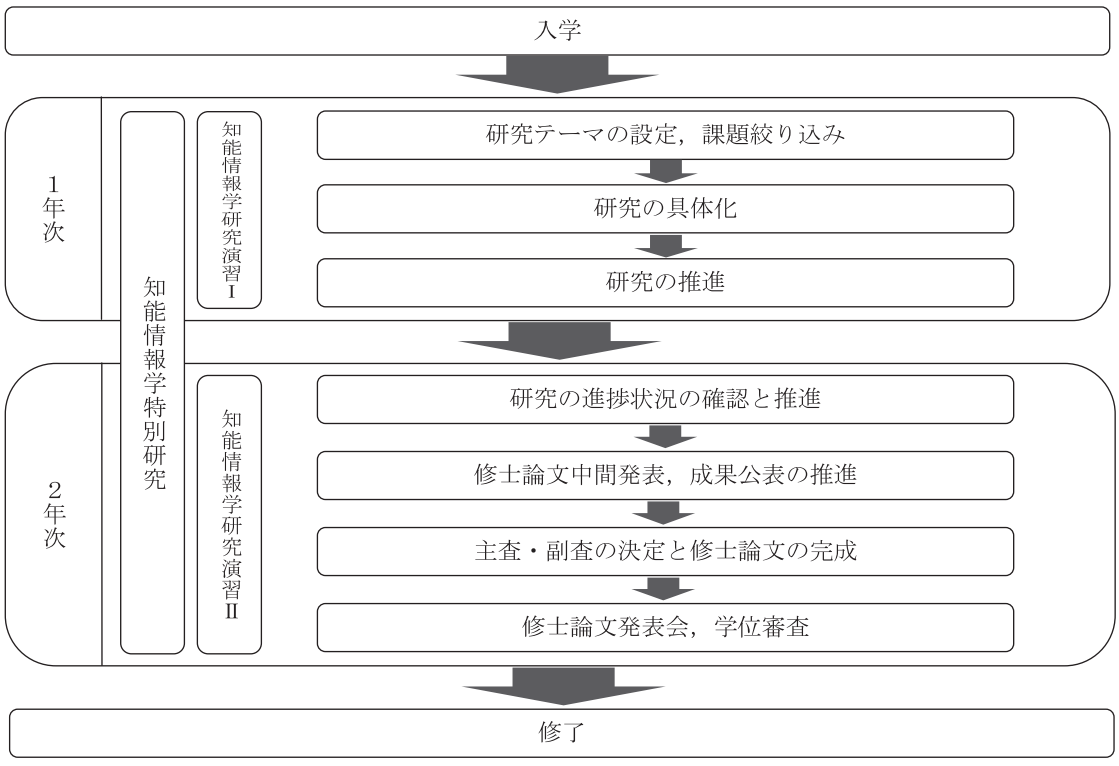

自 然 科 学 研 究 科

博 士 後 期 課 程

自然科学研究科の博士後期課程は，専攻分野について自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い，自然科学に関係する高度に専門的な業務に従事するに必要な能力を養うことを目的とする。

大学院の教育方法については，大学院設置基準第11条に，「大学院の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。」と規定されている。この場合において，「授業科目の授業は単位制度によるものであり，研究指導は単位制度によらないものであって，単位制度によらず多様な形で行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するもの」とされている。

自然科学研究科の博士後期課程での教育は，専攻ごとに定められた「授業科目」と「研究指導」によって行われる。また，博士課程の修了要件は，大学院設置基準第17条に，「博士課程の修了の要件は，大学院に５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む）以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。（以下略）」と規定されている。

自然科学研究科では，博士後期課程修了の条件を，「修業年限は標準３年。授業科目を所定の単位以上修得し，研究指導を受けた上，博士学位論文の審査及び最終試験に合格すること。」とする。

なお，「授業科目」，「研究指導」，「博士学位論文の審査及び最終試験」については，専攻ごとに定められた履修要項に従うものとする。

【論文審査基準】

物理学専攻

［博士論文審査基準］

以下の審査項目に関して博士論文および口頭試験の結果に基づいて，主査１名と副査２名による総合評価を行う。物理学専攻においてその審査結果を受けて論文の合否を判定する。

１．研究内容が新規性，独創性，有用性等を有し妥当であること。
２．先行研究や他研究との関連性や相違を明確にしていること。
３．独自の理論計算や実験データを有し，それをもとに客観的かつ論理的な議論を行っていること。
４．得られた結果は当該研究分野に新たな知見を与えるものであること。
５．論文としての体裁が整っていること。
６．論文の主要な内容を含む副論文が，審査制度のある権威ある専門誌に掲載または掲載決定されていること。また，副論文以外に審査の参考になる参考論文を有すること。ただし，副論文は申請者が第一著者，または実質的な第一著者でなければならない。
７．ねつ造、改ざん、盗用等の不正がないこと。

生命・機能科学専攻

［博士論文審査基準］

以下の審査項目について，提出された博士論文に基づき，予備審査委員会で予備審査を行う。予備審査委員会は，当該分野の指導教員全員および他の関連分野から各１名の指導教員によって構成される。さらに博士論文ならびに公開講演会の結果に基づき，審査委員会による総合評価を行い，その結果を自然科学研究科に報告する。審査委員会は，主査１名と副査２名を中心とし，専攻の全指導教員で構成される。特に，博士論文提出者が，今後独立した研究者として倫理的配慮の基に研究を組織し，推進する能力に留意して審査する。

１．研究内容は，新規性，進歩性，独創性，有用性において特に優れていること。
２．充分な文献と研究動向の調査を行い，先行する研究に対する適切な評価を行うとともに，自身の研究の意義や重要性と，他の研究との関連性や相違を明確に示していること。
３．研究テーマに即した実験的データあるいは理論的データを示すとともに，当該分野における適当な研究方法を用いていること。
４．解析に用いた手法が適切であること。また，その結果から導かれる考察が，研究結果に即したものであり，新規な知見を見出していること。
５．論文の体裁（表紙，要旨，目次，章立て，実験結果，考察，結論，参考文献，資料など）が整っており，その内容が充分な論理性，一貫性があること。
６．倫理的配慮の基に研究や実験を行っていること。
７．研究内容について明瞭なプレゼンテーションがなされ，質問に正確かつ端的に答えられていること。

知能情報学専攻

［博士論文審査基準］

博士後期課程は研究者として自立した研究活動を行い，専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力と，その基礎となる豊かな学識，及び高い研究倫理を養うことを目的としている。したがって，博士の学位の審査においては，

１．研究課題の設定。

２．課題の展開。

３．問題解決のための創意工夫の提起。

４．自主的かつ積極的な能力の発揮。

５．ねつ造，改ざん，盗用等の不正がないこと。

などに重点をおいて審査する。

以下に課程博士に関する概要を示す。

１．学位申請に必要な論文

学位論文（英文あるいは和文），副論文（申請者が主たる寄与をした論文３編以上。このうち少なくとも１編以上は審査制度のある専門学術雑誌に公表された論文であること。また副論文において，少なくとも１編以上は申請者が第１著者である論文であること），参考論文（必要な場合）。

２．申請の手続き

中間発表（３月に学位授与の場合は前年６月中），予備申請（正式申請のおおむね１ヶ月前まで），正式申請（３月に学位授与の場合はその年の１月初旬）。

３．審査の手順

公開講演（最終試験を兼ねる），主査および副査（２名）による学位審査によって合否を判定する。

物　理　学　専　攻

物理学の各専門分野で自立して独創的研究ができる高度な専門的学問と豊かな学識を修得し，先端科学技術に関連する専門的な業務に従事できる卓越した能力をもち，国際的に活躍できる人材を育成することを目指す。

［2010年度（平成22年度）以降の入学生に適用］

Ⅰ．授業科目及び履修方法

授業科目		単位
（必修）	物理学特別講義	2
	物理学研究演習Ⅲ	2
	物理学研究演習Ⅳ	2
	物理学研究演習Ⅴ	2
（選択必修）	理論宇宙物理ゼミナール	2
	宇宙粒子物理ゼミナール	2
	原子核物理ゼミナール	2
	光・量子エレクトロニクスゼミナール	2
	光物性ゼミナール	2
	半導体ゼミナール	2
	電子物性物理ゼミナール	2
	宇宙核物理ゼミナール	2

［所要の単位］

必修科目８単位，選択必修科目２単位以上，計10単位以上を修得すること。

［修了の条件］

定められた在学期間の間に所定の単位を修得し，研究指導を受け，論文の審査及び最終試験に合格すること。

［履修について］

１．物理学研究演習Ⅲ，Ⅳ及びⅤは，それぞれ１年次，２年次及び３年次で履修することを標準とする。

２．物理学研究演習Ⅲ，Ⅳ及びⅤは，それぞれの専門分野で開講されるものを履修すること。また，以上のほか，修士課程の選択必修科目で未修得の科目を聴講することができる。

Ⅱ．研究指導

上記演習の履修とともに研究指導を受けなければならない。研究指導は研究分野ごとに行われるが，物理学専攻の各分野における内容の概要は『履修ガイドブック』を参照すること。

自然科学研究科　物理学専攻　博士後期課程　研究指導フローチャート

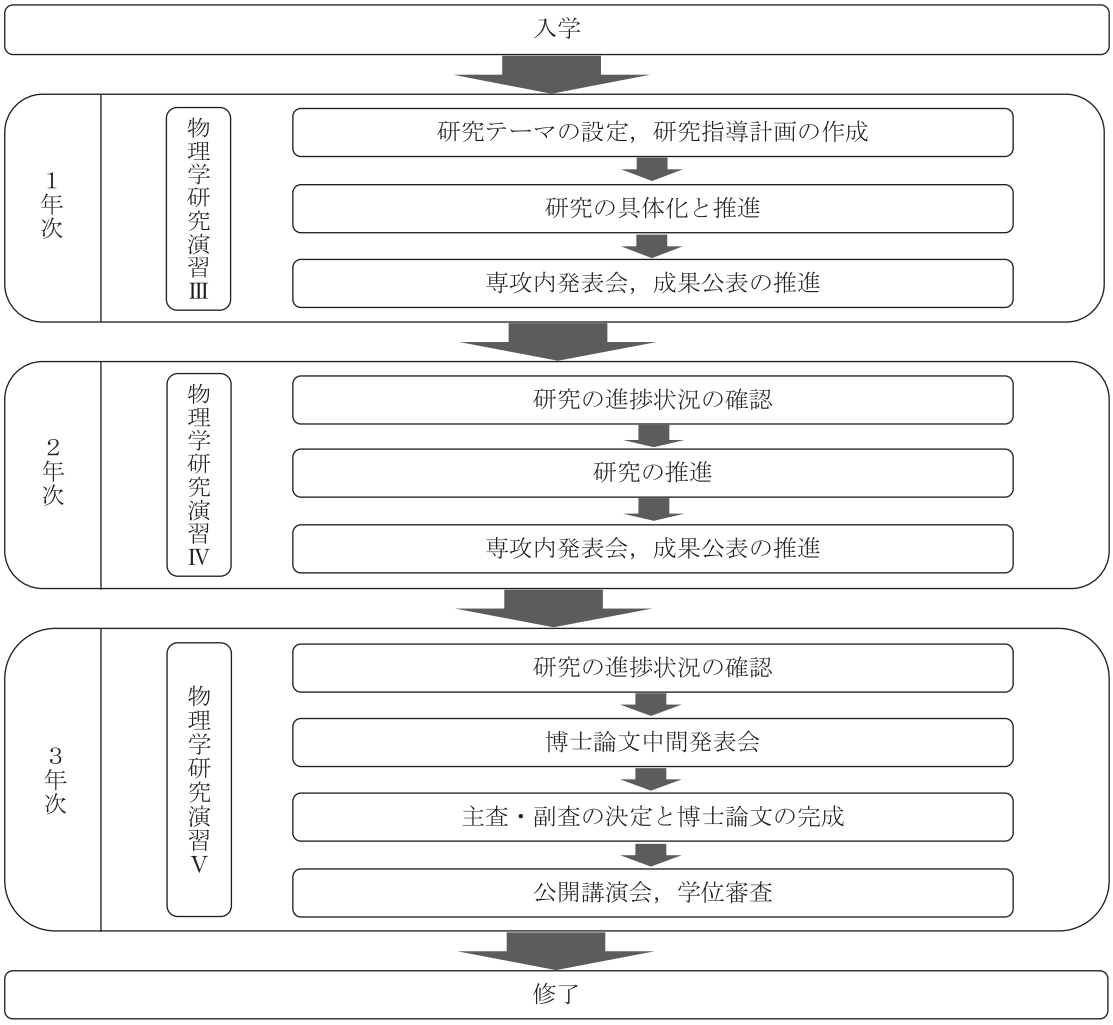

生　命　・　機　能　科　学　専　攻

本専攻では，専門諸分野の理論や技術の細分化，複合，境界領域の開拓および総合化などの学問の変革に対応し，化学と生物学の有機的複合領域の分野を開拓・深化し，高い学識および技術を有する人材の育成を目指す。

生命・機能科学専攻（博士後期課程）は，化学専攻（修士課程）２年及び生物学専攻（修士課程）２年を基礎課程とし，標準修学年数を３年とする課程である。

生命・機能科学専攻（博士後期課程）に進学を希望する者は，修士課程に入学の際，その旨を申し出て研究指導教員と充分相談しておくことが必要である。博士後期課程進学については，学力，見識，問題意識及び研究意欲等について試験の上，その可否が決定される。

本専攻では，以下の「Ⅰ．授業科目及び履修方法」，「Ⅱ．研究指導」，ならびに「Ⅲ．博士学位論文の審査」に記す規則に従い，教育を行う。

［2009年度（平成21年度）以降の入学生から適用］

Ⅰ．授業科目及び履修方法

授業科目		単位
（必修）	生命・機能科学研究演習Ⅰ	2
	生命・機能科学研究演習Ⅱ	2
	生命・機能科学研究演習Ⅲ	2
（選択必修甲）	生命・機能科学特殊講義Ⅰ	2
	生命・機能科学特殊講義Ⅱ	2
	生命・機能科学特殊講義Ⅲ	2
（選択必修乙）	環境・資源科学ゼミナール	2
	エネルギー科学ゼミナール	2
	分子生命科学ゼミナール	2
	細胞生命科学ゼミナール	2

以上のほか，修士課程の選択必修科目で未修得の科目を聴講することができる。

［所要の単位］

必修科目６単位，選択必修甲から２単位以上，選択必修乙から２単位以上，計10単位以上を修得すること。

［履修について］

１．生命・機能科学研究演習Ⅰおよび同Ⅱは，履修生の研究指導題目（Ⅱ．研究指導の項を参照すること）に応じて内容が決められる。また，原則として研究経過発表会の内容を含むものであり，それぞれ１年次および2年次で履修すること。

２．生命・機能科学研究演習Ⅲは，原則として，３年次に履修すること。

ただし，２年以上在学し，特に優れた業績をあげて博士課程を修了する者については，在学期間が３年に満たなくても単位を認めることがある。

Ⅱ．研究指導

・上記の演習科目の履修とともに，研究指導を必ず受けなければならない。

・本専攻における研究指導は，入学した学生ごとに，研究指導教員が研究指導題目を定め，研究指導教員を中心とした本専攻の全教員によって，幅広く効果的に行われる。さらに，総合的な研究プロジェクトに参加させる等，研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮している。

・本専攻における研究指導分野，研究内容の概要，ならびに担当者（研究指導教員ならびに授業担当教員）は『履修ガイドブック』を参照すること。各研究指導分野では原則として３年間で教育目標を達成すべく，担当者で協議した上，研究指導計画が作成される。この研究指導計画に従って，研究指導が行われる。

自然科学研究科　生命・機能科学専攻　博士後期課程　研究指導フローチャート

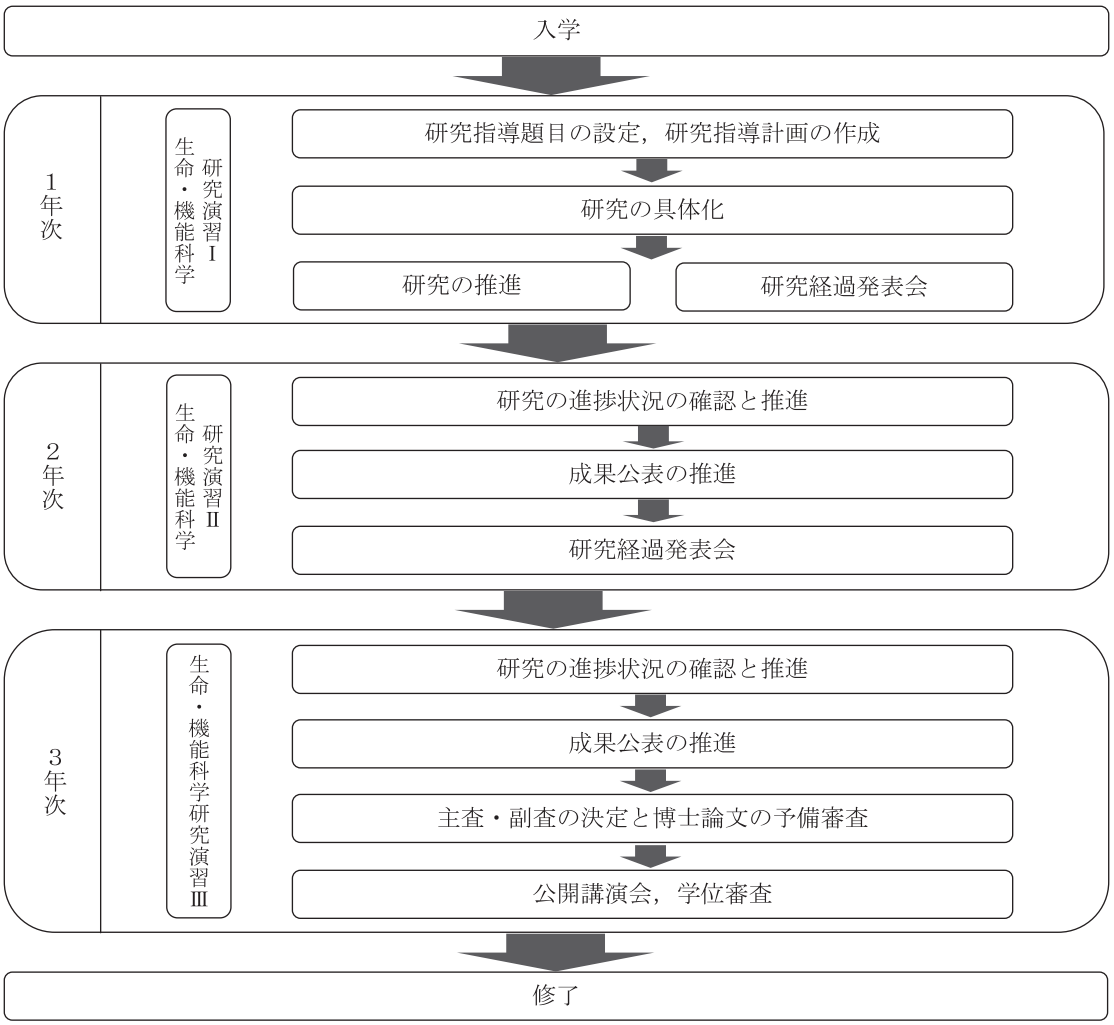

Ⅲ．博士学位論文の審査

・博士学位論文の審査に先立ち，研究経過発表会（以下「経過発表会」という。）を実施する。

・経過発表会は，原則として１年次および２年次に，本専攻の主催により開催するものとし，学生が行う各々の研究の経過発表について，充分時間をかけて質疑応答を行う。発表に関する質疑応答を通して，本専攻の全教員によって，その内容が評価されるとともに，博士学位論文の作成に関し，適切な指導が行われる。

・博士学位論文の審査ならびに最終試験は，甲南大学学位規程に従い，これを行う。

・審査にあたり，学生は研究倫理に関する教育および指導を受けていることを前提とする。

知 能 情 報 学 専 攻

建学の理念のもとに，高い倫理観をもち，知能情報学分野の理論や技術の細分化，複合，境界領域の開拓及び複合化などの変革に対応し，新しい研究分野を開拓・深化し問題発掘・解決能力を身につけ，自立して優れた独創的研究・開発ができる能力を持つ研究者，ならびに，知能情報学に関係する高度に専門的な業務に従事するに必要な卓越した能力を持つ高度専門職業人の育成をめざす。

［2013年度（平成25年度）以降の入学生に適用］

Ⅰ．授業科目及び履修方法

授業科目		単位
（選択必修甲）	情報幾何特別講義	2
	情報調和解析特別講義	2
	多目的システム特別講義	2
	情報通信ネットワーク特別講義	2
	知的システム設計特別講義	2
	知能情報システム科学特別講義	2
	知的画像処理特別講義	2
	計算機アーキテクチヤ特別講義	2
	音声工学特別講義	2
	立体映像システム特別講義	2
	情報検索特別講義	2
	数理認識特別講義	2
	情報可視化特別講義	2
	意思決定特別講義	2
	非線形システム特別講義	2
（選択必修乙）	情報構造ゼミナール	2
	システム応用ゼミナール	2
（選択必修丙）	知能情報学研究演習Ⅲ	2
	知能情報学研究演習Ⅳ	2
	知能情報学研究演習Ⅴ	2
	知能情報学研究演習Ⅵ	2
	知能情報学研究演習Ⅶ	2

［所要の単位］

選択必修甲から２単位以上，選択必修乙から２単位以上，選択必修丙から６単位，計10単位以上を修得すること。

［履修について］

「知能情報学研究演習」は，１年次にⅢを，２年次にⅣを，３年次にⅤを履修することを標準とする。ただし，研究指導教員が必要と認めたものは，研究指導教員の許可を得てⅥ，Ⅶを並行して履修することができる。

Ⅱ．研究指導

上記演習の履修とともに研究指導を受けなければならない。研究指導は，研究分野ごとに行われるが，知能情報学専攻の各分野における内容の概要は『履修ガイドブック』を参照すること。ただし，主たる指導は研究指導教員により行われ，審査に関わる中間発表，公開講演会，および博士論文の審査は知能情報学専攻博士後期課程担当者の全教員によって行われる。研究成果は，博士論文として提出し，知能情報学専攻博士後期課程担当者の全教員のうちから研究分野に応じて選ばれた審査委員の審査を受ける。そして，最終的に知能情報学専攻博士後期課程担当者の全教員の立ち会いの下で，博士論文を発表しなければならない。

自然科学研究科　知能情報学専攻　博士後期課程　研究指導フローチャート

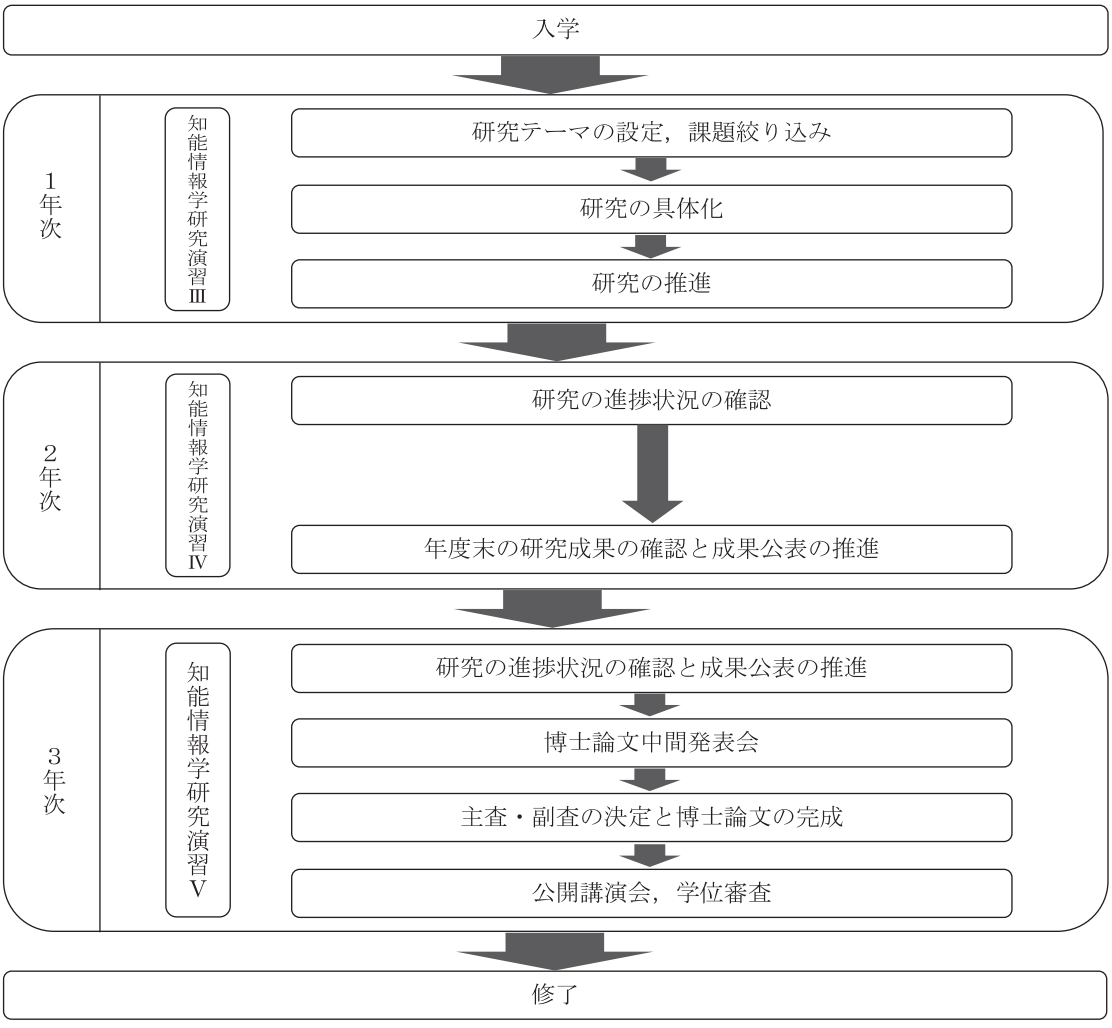

社 会 科 学 研 究 科

修 士 課 程

経 済 学 専 攻

教育の目的

経済学専攻の教育目的は，変化の激しい経済社会で充実した活動ができるように，学部で専攻した学問領域をさらに深く研究し，広く経済的視野に立ちながら，同時に高度な専門性を必要とする職業に就く人材を養成することにある。この教育の目的を達成するために，定員 10 名，収容定員 20 名の修士課程が設置されている。

修士課程は，「研究コース」，「税理コース」，「社会人コース」の三つのコースに分かれている。「研究コース」は，学部で修得した経済に関する専門的知識をさらに深く研究し，研究者や公務員・教員をめざす人を対象にしている。「税理コース」は，税理士や税務関係の職業を志望する人を対象にしている。「社会人コース」は，社会人や退職後の人々を対象に，知的キャリアアップをめざす場を提供するものである。

修士論文審査基準

研究コース・税理コース

以下の審査項目に関し、修士論文ならびに口頭試問の結果に基づき、主査１名・副査２名による総合評価を行い、社会科学研究科経済学専攻分科会において合否を判定する。

[研究コース]

１．研究テーマに斬新性、独創性がみられること。

２．先行研究につき文献、資料等を十分渉猟し、適切に評価・判断していること。

３．論文の体裁（表紙、要旨、目次、章立て、結論、参考文献、資料など）が整っていること。

[税理コース]

１．租税法学の学説の分析及び理解が現在のレベルまで到達していること。

２．租税法学の理論に基づいた判例の分析及び理解ができていること。

３．税理士審査会の審査基準は、租税法に関する論文であることが要求される。したがって、現行法の解釈論を中心とした内容になっていること。

[社会人コース]

以下の項目に関し、修士論文にかわり提出された２つの課題研究（特定の課題についての研究成果を研究報告書としてまとめたもの）について研究指導教員が成績評価を行う。

１．研究テーマに斬新性、独創性がみられること。

２．文献、資料、調査等を適切に取り扱っていること。

３．研究報告書の表現・表記が整っていること。

研究指導要領

研究コース・税理コース

１年次：オリエンテーション

修士論文研究計画作成

２年次：修士論文中間報告（10月上旬）

修士論文提出（２月上旬）

口頭試問（２月中旬）

修士学位授与

詳細については、研究指導教員の指示を受けること。

税理コースについては、次の表も参照のこと。

税理コース研究指導要領

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>1．租税法基礎理論の理解</th><th>2．租税判例の研究（ゼミ）</th><th>3．修士論文執筆</th><th>4．その他</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第一年次</td><td>前期</td><td>① 金子宏ほか『税法入門［第６版］』（有斐閣）の講読により租税法の全体像をつかむ。
② 金子宏『租税法〔第20版〕』（弘文堂）による租税法基礎理論の理解。
→第二年次後期まで継続。</td><td>Ｍ２の判例研究の報告を基に、租税判例の構造を掴み、判決文の理論を理解する。
〔過去に取り上げた判例〕
・租税法律主義－政令委任（大阪銘板事件）
・類推解釈（サンヨーメリヤス事件）他</td><td>論文の書き方及び法律論文の書き方を指導。</td><td>①指示した論文についてレポートの提出（夏季休暇中の課題）。
②前期の授業内容について試験実施（夏季休暇中）。</td></tr>
<tr><td>後期</td><td>（第一年次前期）
租税法特殊研究Ⅰ…租税法序説
所得税法
租税法特殊研究Ⅱ…相続税法

（第一年次後期）
租税法特殊研究Ⅰ…法人税法
租税法特殊研究Ⅱ…消費税法・手続法</td><td>判例研究と報告（11月初旬頃から）。
〔過去に取り上げた判例〕
①所得税法に関する判例
・ゴルフ会員権名義書換料
・土地売買契約履行中の死亡他
②法人税法22条に関する判例
・相栄産業事件
・オーブンシャホールディング事件他
10件程度の判決を分担して報告する。</td><td>租税法特殊研究・ゼミで取り上げたテーマを参考に問題意識を醸成する。
↓
修士論文テーマの選定
（2月中旬から下旬頃）</td><td>※外部から講師を招へいして、租税法ゼミの開催を予定。

①指示した論文についてレポートの提出（冬季休暇中の課題）。
②小論文（１万字程度）の執筆。年間４本程度。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第二年次</td><td>前期</td><td></td><td>修士論文のテーマに関わる判例を研究報告する（10月末頃まで）。
10件程度の判決を分担して報告する。
〔過去に取り上げた判例〕
・大阪銘板事件
・レポ取引事件
・大栄プラスチック事件他</td><td>①問題意識の再確認（春季休暇中）。
②論文構成を考える。
③文献・判例の収集（整理・ノート）。
④基本研究・先行研究の終了（夏季休暇中）。</td><td></td></tr>
<tr><td>後期</td><td></td><td></td><td>①草稿執筆開始（文献・判例割込み）。
②草稿完成（９月）。
③修士論文執筆開始（10月）。
④中間報告（10月）。
⑤修士論文（第1稿）完成（年内）。
⑥修士論文完成（１月）。</td><td>※外部から講師を招へいして、租税法ゼミの開催を予定。</td></tr>
</table>

社会人コース

１年次：オリエンテーション

課題研究Ⅰ提出（１月下旬）

２年次：課題研究Ⅱ提出（１月下旬）

詳細については、研究指導教員の指示を受けること。

Ⅰ．研究コース

［2014年度（平成26年度）以降の入学生に適用］

授業科目			単位	授業科目			単位
（基本科目）		マクロ経済学基礎研究	4	（発展科目）	C系 公共経済	労働経済学特殊研究	4
		ミクロ経済学基礎研究	4			医療経済論特殊研究	4
		経済学史基礎研究	4			財政学特殊研究	4
		社会思想史基礎研究	4			租税論特殊研究	4
		日本経済史基礎研究	4			日本経済論特殊研究	4
		西洋経済史基礎研究	4			経済体制論特殊研究	4
		統計学基礎研究	4			環境経済学特殊研究	4
		計量経済学基礎研究	4			都市政策論特殊研究	4
		所得税法基礎研究	2		D系 国際経済	国際経済学特殊研究Ⅰ	4
		法人税法基礎研究	2			国際経済学特殊研究Ⅱ	4
（発展科目）		演習Ⅰ	4			国際金融論特殊研究	4
		演習Ⅱ	4			経済政策特殊研究	4
（発展科目）	A系 理論・統計・歴史	経済学原論特殊研究Ⅰ	4			日本経済論特殊研究	4
		経済学原論特殊研究Ⅱ	4		E系 産業・企業	交通経済論特殊研究	4
		経済学原論特殊研究Ⅲ	4			産業経済学特殊研究	4
		経済学史特殊研究	4			医療経済論特殊研究	4
		日本経済史特殊研究	4			経済体制論特殊研究	4
		西洋経済史特殊研究	4			租税法特殊研究Ⅰ	4
		統計学特殊研究	4			租税法特殊研究Ⅱ	4
		計量経済学特殊研究	4			租税論特殊研究	4
		社会思想史特殊研究	4			環境経済学特殊研究	4
		経済史特殊研究	4			都市政策論特殊研究	4
	B系 財政・金融	財政学特殊研究	4			企業組織論特殊研究	4
		金融政策論特殊研究	4				
		国際金融論特殊研究	4				
		経済政策特殊研究	4				
		日本経済論特殊研究	4				
		ファイナンス特殊研究	4				

［修了の条件］

標準修業年限は２年とし，所定の単位を修得し，研究指導教員の論文指導を受けた上で，修士論文の審査および最終試験に合格すること。ただし，最長在学年数は４年とする。

［所要の単位］

１．発展科目の演習Ⅰ，演習Ⅱ各４単位，発展科目として選択した一つの系から12単位以上，研究指導教員が指示した基本科目４単位以上，計32単位以上を修得すること。

２．「演習」は，１年次にⅠを，２年次にⅡを履修することを標準とする。ただし，研究指導教員が必要と認めた時は，その許可を得てⅠ，Ⅱを並行して履修することができる。

３．研究指導教員の指示を受けて，経営学専攻及び人文科学研究科応用社会学専攻の授業科目８単位以内を発展科目の単位に充てることができる。ただし，人文科学研究科応用社会学専攻でその専攻の履修者がない場合には，履修は認められない。

Ⅱ．税理コース

［2014年度（平成26年度）以降の入学生に適用］

授業科目			単位	授業科目			単位
（基本科目）		マクロ経済学基礎研究	4	（発展科目）	C系 公共経済	労働経済学特殊研究	4
		ミクロ経済学基礎研究	4			医療経済論特殊研究	4
		経済学史基礎研究	4			財政学特殊研究	4
		社会思想史基礎研究	4			租税論特殊研究	4
		日本経済史基礎研究	4			日本経済論特殊研究	4
		西洋経済史基礎研究	4			経済体制論特殊研究	4
		統計学基礎研究	4			環境経済学特殊研究	4
		計量経済学基礎研究	4			都市政策論特殊研究	4
		所得税法基礎研究	2		D系 国際経済	国際経済学特殊研究Ⅰ	4
		法人税法基礎研究	2			国際経済学特殊研究Ⅱ	4
（発展科目）		演習Ⅰ	4			国際金融論特殊研究	4
		演習Ⅱ	4			経済政策特殊研究	4
		特別演習（論文指導）	8			日本経済論特殊研究	4
（発展科目）	A系 理論・統計・歴史	経済学原論特殊研究Ⅰ	4		E系 産業・企業	交通経済論特殊研究	4
		経済学原論特殊研究Ⅱ	4			産業経済学特殊研究	4
		経済学原論特殊研究Ⅲ	4			医療経済論特殊研究	4
		経済学史特殊研究	4			経済体制論特殊研究	4
		日本経済史特殊研究	4			租税法特殊研究Ⅰ	4
		西洋経済史特殊研究	4			租税法特殊研究Ⅱ	4
		統計学特殊研究	4			租税論特殊研究	4
		計量経済学特殊研究	4			環境経済学特殊研究	4
		社会思想史特殊研究	4			都市政策論特殊研究	4
		経済史特殊研究	4			企業組織論特殊研究	4
	B系 財政・金融	財政学特殊研究	4				
		金融政策論特殊研究	4				
		国際金融論特殊研究	4				
		経済政策特殊研究	4				
		日本経済論特殊研究	4				
		ファイナンス特殊研究	4				

［修了の条件］

標準修業年限は２年とし，所定の単位を修得し，研究指導教員の論文指導を受けた上で，修士論文の審査および最終試験に合格すること。ただし，最長在学年数は４年とする。

［所要の単位］

１．発展科目の演習Ⅰ，演習Ⅱ各4単位及び特別演習（論文指導）８単位，発展科目のＢ系，Ｃ系，及びＥ系からあわせて12単位以上，研究指導教員が指示した基本科目4単位以上，計32単位以上を修得すること。

２．「演習Ⅱ」は，「演習Ⅰ」の修得を前提とする。また，「特別演習（論文指導）」は，２年間にわたって履修するものとする。

３．研究指導教員の指示を受けて，経営学専攻及び人文科学研究科応用社会学専攻の授業科目８単位以内を発展科目の単位に充てることができる。ただし，人文科学研究科応用社会学専攻でその専攻の履修者がない場合には，履修は認められない。

Ⅲ．社会人コース

［2014年度（平成26年度）以降の入学生に適用］

授業科目			単位	授業科目			単位
（基本科目）		マクロ経済学基礎研究	4	（発展科目）	B系 財政・金融	日本経済論特殊研究	4
		ミクロ経済学基礎研究	4			ファイナンス特殊研究	4
		経済学史基礎研究	4		C系 公共経済	労働経済学特殊研究	4
		社会思想史基礎研究	4			医療経済論特殊研究	4
		日本経済史基礎研究	4			財政学特殊研究	4
		西洋経済史基礎研究	4			租税論特殊研究	4
		統計学基礎研究	4			日本経済論特殊研究	4
		計量経済学基礎研究	4			経済体制論特殊研究	4
		所得税法基礎研究	2			環境経済学特殊研究	4
		法人税法基礎研究	2			都市政策論特殊研究	4
（発展科目）		課題研究Ⅰ	2		D系 国際経済	国際経済学特殊研究Ⅰ	4
		課題研究Ⅱ	2			国際経済学特殊研究Ⅱ	4
（発展科目）	A系 理論・統計・歴史	経済学原論特殊研究Ⅰ	4			国際金融論特殊研究	4
		経済学原論特殊研究Ⅱ	4			経済政策特殊研究	4
		経済学原論特殊研究Ⅲ	4			日本経済論特殊研究	4
		経済学史特殊研究	4		E系 産業・企業	交通経済論特殊研究	4
		日本経済史特殊研究	4			産業経済学特殊研究	4
		西洋経済史特殊研究	4			医療経済論特殊研究	4
		統計学特殊研究	4			経済体制論特殊研究	4
		計量経済学特殊研究	4			租税法特殊研究Ⅰ	4
		社会思想史特殊研究	4			租税法特殊研究Ⅱ	4
		経済史特殊研究	4			租税論特殊研究	4
	B系 財政・金融	財政学特殊研究	4			環境経済学特殊研究	4
		金融政策論特殊研究	4			都市政策論特殊研究	4
		国際金融論特殊研究	4			企業組織論特殊研究	4
		経済政策特殊研究	4				

［修了の条件］

標準修業年限は２年とし，所定の単位を修得し，研究指導教員の論文指導を受けた上で，特定の課題についての研究報告の審査に合格すること。ただし，最長在学年数は４年とする。

［所要の単位］

１．発展科目の課題研究Ⅰ，課題研究Ⅱ各２単位，発展科目として選択した二つの系からそれぞれ12単位以上，研究指導教員が指示した基本科目４単位以上，計32単位以上を修得すること。

２．研究指導教員の指示を受けて，経営学専攻及び人文科学研究科応用社会学専攻の授業科目８単位以内を発展科目の単位に充てることができる。ただし，人文科学研究科応用社会学専攻でその専攻の履修者がない場合には，履修は認められない。

［授業科目］

１．基本科目及び発展科目は，原則として平日の夜間（６時限と７時限）と土曜日に開講する。ただし，授業担当教員との相談により，開講時限を変更する場合がある。

２．所得税法基礎研究，法人税法基礎研究，租税論特殊研究，租税法特殊研究Ⅰ，及び租税法特殊研究Ⅱは，昼間に開講する。

3．その他の基本科目，発展科目については，原則隔年で開講する。当該年度の開講科目については，『履修ガイドブック』を参照すること。

4．課題研究Ⅰ，課題研究Ⅱは，開講する場合の期間は半期とする。

【全コース共通事項】

Ⅰ．大学院基本科目と学部科目との対比

大学院基本科目の履修に際しては，研究指導教員と相談のうえ，表中に指定された経済学部の専門科目を履修すること。

大学院		学部	
授業科目	単位	授業科目	単位
マクロ経済学基礎研究	4	上級マクロ経済学Ⅰ	2
		上級マクロ経済学Ⅱ	2
ミクロ経済学基礎研究	4	上級ミクロ経済学Ⅰ	2
		上級ミクロ経済学Ⅱ	2
経済学史基礎研究	4	現代経済学の諸潮流	2
		日本の経済思想家	2
社会思想史基礎研究	4	社会経済思想Ⅰ	2
		社会経済思想Ⅱ	2
日本経済史基礎研究	4	日本経済史Ⅰ	2
		日本経済史Ⅱ	2
西洋経済史基礎研究	4	西洋経済史Ⅰ	2
		西洋経済史Ⅱ	2
統計学基礎研究	4	PC統計学	2
		家計の経済	2
計量経済学基礎研究	4	計量経済Ⅰ	2
		計量経済Ⅱ	2
所得税法基礎研究	2		
法人税法基礎研究	2		

Ⅱ．その他

1．演習Ⅰ，演習Ⅱ，特別演習（論文指導），課題研究Ⅰ及び課題研究Ⅱについては，科目等履修生及び聴講生の履修は認めない。

2．その他の科目についても科目等履修生及び聴講生の履修を認めないことがある。

経　営　学　専　攻

教育の目的

本社会科学研究科経営学専攻は,修士課程および博士課程からなり,基本的な教育目的として,次の３つを有している。①②は主に修士課程，②③は主に博士課程の目的である。

① Knowledge & Information：経営理論の体系的学習

経営学の体系に基づいた高度な専門知識の学習を中心に，社会変化に対応した新しい情報の探索能力を養う。

② Problem Solving：問題解決能力の養成

社会の方向性を見据え,現代企業の直面する諸問題を認識し,問題解決のための理論的,実践的な能力を養成する。

③ Innovation：革新能力の育成

社会の変化を先取りするような経営の理論，実践を革新する能力を育成する。

修士課程においては，「経営学コース」と「ビジネスコース」の２コースがあり，学生の特性に合わせたカリキュラムが編成されている。

「経営学コース」は，学部教育を基礎としてより高度な学習を目指す者を対象に理論的・問題解決能力の育成を主旨とし，１次募集・２次募集に加え，学内推薦，ＡＯ入試を実施するなど，できるだけ門戸を広げ多様な学生の受け入れに配慮している。また，少人数であることにより，専任教員によるマンツーマンの，心の通ったきめ細かい指導が行われている。さらに，経営に関する理論的知識を修得し，問題解決能力を伸張させるために，基本科目（研究者志向の学生および実務家志向（実務家を含む。）の学生共通に，経営理論を講義する「特論」科目）と発展科目（研究者志向の学生を念頭に置いて，より高度な経営理論を講義する「特殊講義」科目）とが体系的に配されている。

「ビジネスコース」は，主に社会人を対象に実践的・問題解決能力の育成を主旨とし，社会の第一線で活躍しながら,より一層のキャリアアップをめざす人,高度な専門職業能力を養いたい人などに開かれており,また新しいキャリアディベロプメントを求める人に対するリカレント教育の場ともなっている。基本科目，発展科目および応用科目（実務家等により現実の企業経営を念頭に，経営理論の実際での応用について講義する「実務講義」科目）との履修を通じて，経営理論の体系的修得と問題解決能力の伸張とが図られている。

［2014年度（平成26年度）以降の入学生に適用］

授業科目				単位
必修			演習A I	4
			演習A II	4
			演習B I	4
			演習B II	4
選択	基本科目	経営学系	経営学特論	2
			経営史特論	2
			経営学史特論	2
			経営管理論特論	2
			経営戦略論特論	2
			経営財務論特論	2
			経営労務論特論	2
			経営組織論特論	2
			工業経営論特論	2
			国際経営論特論	2
			アジア経営論特論	2
			ベンチャービジネス特論	2
			経営科学特論	2
		会計学系	企業会計論特論	2
			財務諸表論特論	2
			原価計算特論	2
			管理会計特論	2
			監査論特論	2
			情報会計システム論特論	2
			税務会計特論	2
			国際会計論特論	2
		商学系	マーケティング・サイエンス特論	2
			マーケティング管理論特論	2
			国際マーケティング論特論	2
			金融論特論	2
			証券論特論	2
			リスクマネジメント特論	2
		共通	外国文献研究I	2

授業科目				単位
選択		経営学系	経営学特殊講義	2
			経営史特殊講義	2
			経営学史特殊講義	2
			経営管理論特殊講義	2
			経営戦略論特殊講義	2
			経営財務論特殊講義	2
			経営労務論特殊講義	2
			経営組織論特殊講義	2
			工業経営論特殊講義	2
			国際経営論特殊講義	2
			アジア経営論特殊講義	2
			ベンチャービジネス特殊講義	2
			経営科学特殊講義	2
		会計学系	企業会計論特殊講義	2
			財務諸表論特殊講義	2
			原価計算特殊講義	2
			管理会計特殊講義	2
			監査論特殊講義	2
			情報会計システム論特殊講義	2
			税務会計特殊講義	2
			国際会計論特殊講義	2
		商学系	マーケティング・サイエンス特殊講義	2
			マーケティング管理論特殊講義	2
			国際マーケティング論特殊講義	2
			金融論特殊講義	2
			証券論特殊講義	2
			リスクマネジメント特殊講義	2
		共通	外国文献研究II	2
	応用科目	経営学系	マネジメント実務講義I	2
			マネジメント実務講義II	2
			マネジメント実務講義III	2
			ファイナンス実務講義I	2
			ファイナンス実務講義II	2
		会計学系	アカウンティング実務講義I	2
			アカウンティング実務講義II	2
			アカウンティング実務講義III	2
		商学系	マーケティング実務講義I	2
			マーケティング実務講義II	2

経営学コース

［修了の条件］

本課程に標準２年以上在学し，所要単位を修得し，かつ研究指導を受けた上，修士論文審査及び最終試験に合格すること。なお，優れた業績を上げた者は，在学期間を１年以上２年未満とすることができる。

［所要の単位］

１．「演習ＡⅠ」「演習ＡⅡ」８単位，基本科目から10単位以上，発展科目から10単位以上，計30単位以上を修得すること。なお，研究指導教員の許可を得て，１年次に「演習ＡⅠ」のほか「演習ＡⅡ」を履修することができる。

２．研究指導教員の指示を受けて，応用科目，経済学専攻及び人文科学研究科応用社会学専攻科目８単位以内を，基本科目又は発展科目の単位に充てることができる。希望する場合は，必ず研究指導教員に申し出ること。ただし，人文科学研究科応用社会学専攻でその専攻の履修者がない場合には，履修は認められない。

［授業科目］

応用科目は特定テーマのもとで開講され，同科目の単位はテーマごとに修得することができる。各年度の開講テーマは，『履修ガイドブック』を参照すること。

ビジネスコース

［修了の条件］

本課程に標準２年以上在学し，所要単位を修得し，かつ研究指導を受けた上，論文審査及び最終試験に合格すること。なお，優れた業績を上げた者は，在学期間を１年以上２年未満とすることができる。

［所要の単位］

１．「演習ＢⅠ」「演習ＢⅡ」８単位，基本科目及び応用科目から22単位以上，計30単位以上を修得すること。なお，研究指導教員の許可を得て，１年次に「演習ＢⅠ」のほか「演習ＢⅡ」を履修することができる。

２．研究指導教員の指示を受けて，発展科目，経済学専攻及び人文科学研究科応用社会学専攻科目10単位以内を，基本科目又は応用科目の単位に充てることができる。希望する場合は，必ず研究指導教員に申し出ること。ただし，人文科学研究科応用社会学専攻でその専攻の履修者がない場合には，履修は認められない。

［授業科目］

１．基本科目及び発展科目は，原則として月曜日から金曜日の１時限から５時限に開講される科目を履修すること。ただし，授業担当教員との相談により，開講時限を変更する場合がある。

２．応用科目は特定テーマのもとで開講され，同科目の単位はテーマごとに修得することができる。

［修士学位請求論文の審査基準］

修士学位請求論文（以下，経営学コースでは修士論文，ビジネスコースでは課題論文と称する。）の審査は経営学専攻分科会で選出された主査１名と副査２名によって行われ，その基準は次による。

（イ）研究の内容に一定水準の独自性が認められること。

（ロ）先行研究に関する評価が適切に行われていること。

（ハ）学術論文としての諸形式（注記，図表，参考文献等）が適切であること。

［修士学位の取得プロセス］

（在学期間が標準の場合）

・第１年度：集合オリエンテーション（４月）
履修科目の個別指導（４月）
研究計画（題目や方法等）の個別指導（５月）
研究計画の再検討（１～２月）

・第２年度：論文審査基準の個別確認（４～５月）
修士論文（課題論文）題目の提出（10月）
公開研究会報告（12～２月）
主査と副査の選出（１月）
修士論文（課題論文）の提出（２月）
論文審査と口頭試問（最終試験）（２月）
修士学位の授与（３月）

（在学期間が延長または短縮の場合）

・３月修了：修士論文（課題論文）の提出年度につき，上の第２年度と同じ。

・９月修了：修士論文（課題論文）題目の提出（６月）
公開研究会報告（７月）
主査と副査の選出（７月）
修士論文（課題論文）の提出（８月）
論文審査と口頭試問（最終試験）（８月）
修士学位の授与（９月）

※公開研究会報告とは，修士論文（課題論文）の提出年度に開催される本学ビジネス・イノベーション研究所や本経営学専攻等での研究会報告をさし，当該論文の提出要件をなす。

社 会 科 学 研 究 科

博 士 後 期 課 程

経 営 学 専 攻

教育の目的

博士課程においては，修士課程修了者およびそれに相当する学力を有する者を対象に，より高度で複雑な経営現象に関わる問題を理論的・実践的に考究する研究者・実務家の養成が企図されている。研究者志望の場合には自立した独創的な研究能力，実務家の場合では深い学識にもとづく卓越した問題解決能力，すなわち経営理論ないし経営実践に関するイノベーション能力が，個別的で丁寧な研究指導のなかで育成される。

［2015年度（平成27年度）以降の入学生に適用］

	授業科目	単位
（必修）	演習 Ⅰ	4
	演習 Ⅱ	4
	演習 Ⅲ	4
（選択）	経営学特殊研究	4
	経営史特殊研究	4
	経営学史特殊研究	4
	経営管理論特殊研究	4
	経営戦略論特殊研究	4
	経営財務論特殊研究	4
	経営労務論特殊研究	4
	経営組織論特殊研究	4
	工業経営論特殊研究	4
	国際経営論特殊研究	4
	アジア経営論特殊研究	4
	ベンチャービジネス特殊研究	4
	経営科学特殊研究	4
	企業会計論特殊研究	4
	財務諸表論特殊研究	4
	原価計算特殊研究	4
	管理会計特殊研究	4
	監査論特殊研究	4
	情報会計システム論特殊研究	4
	税務会計特殊研究	4
	国際会計論特殊研究	4
	マーケティング・サイエンス特殊研究	4
	マーケティング管理論特殊研究	4
	金融論特殊研究	4
	証券論特殊研究	4
	リスクマネジメント特殊研究	4

［修了の条件］

本課程に標準３年以上在学し，所要単位を修得して，かつ研究指導を受けた上，博士論文審査及び最終試験に合格すること。なお，優れた業績を上げた者は，在学期間を１年以上３年未満とすることができる。

［所要の単位］

必修科目「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」12単位，選択科目４単位以上，計16単位以上を修得すること。なお，研究指導教員の許可を得て，１年次に「演習Ⅰ」のほか「演習Ⅱ」および「演習Ⅲ」を，２年次に「演習Ⅱ」のほか「演習Ⅲ」を履修することができる。

［博士学位請求論文の審査基準］

博士学位請求論文（以下，博士論文と略称する。）の審査は経営学専攻分科会で選出された主査１名と副査２名によって行われ，その基準は次による。

(ｲ) 研究の内容に高度で斬新な独自性が認められること。

(ﾛ) 先行研究に関する評価が適切に行われていること。

(ﾊ) 学術論文としての諸形式（注記，図表，参考文献等）が適切であること。

［博士学位の取得プロセス］

（在学期間が標準の場合）

・第１年度：集合オリエンテーション（４月）
　　履修科目の個別指導（４月）
　　研究計画（題目や方法等）の個別指導（４～５月）
　　研究計画の再検討（１～２月）

・第２年度：博士論文の審査基準の再確認（４月）
　　博士論文の工程表の個別提出（５月）

・第３年度：博士論文提出の申出（９月）
　　博士論文題目等の提出（10月）
　　主査と副査の選出（11月）
　　博士論文の提出（11月）
　　公開講演会報告（12～１月）
　　論文審査と口頭試問（最終試験）（２月）
　　博士学位の授与（３月）

（在学期間が延長または短縮の場合）

・３月修了：博士論文の提出年度につき，上の第３年度と同じ。

・９月修了：博士論文提出の申出（４月）
　　博士論文題目等の提出（５月）
　　主査と副査の選出（６月）
　　博士論文の提出（６月）
　　公開講演会報告（７～８月）
　　論文審査と口頭試問（最終試験）（８～９月）
　　博士学位の授与（９月）

※博士論文の提出には，(ｲ)公表論文（受理を含む。）３本以上，(ﾛ)関係学会での報告（予定を含み，論文提出後の公開講演会で代替できる。）１回以上，(ﾊ)本専攻で施行される語学能力試験の合格（当面，外国語文献を用いた「特殊研究」の単位修得または見込みで代替する。）を要件とする。

フロンティアサイエンス研究科

修士課程

生命化学専攻

教育の目的

本専攻の教育目的は，教育・研究対象の中心に「生命化学」を据え，バイオテクノロジー，ナノテクノロジー及びそれらの融合領域であるナノバイオに関する専門的な知識と技能を修得させることにより，先進の科学技術を自在に扱うことのできる自立した研究者や，産業界でリーダーとなる人材を養成することである。

フロンティアサイエンス研究科ＤＰ（学位授与方針）

フロンティアサイエンス研究科は，以下の方針に基づいて，修士（理工学）の学位を授与する。

課程の修了にあたっては，本課程に２年以上在学し，ＣＰ（教育課程の編成・実施の方針）に記載の必修科目12単位，選択必修科目Ａ群４単位以上，選択必修科目Ｂ群４単位以上，選択必修科目Ｃ群６単位以上，選択必修科目Ｄ群２単位以上，計30単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査に合格することが必要である。ただし，特に優れた業績をあげた者については，在学期間が２年に満たない場合でもナノバイオ研究実験12単位の取得を認め，修士論文の審査を実施することがある。

論文指導は，年度当初にガイダンスを実施するほか，当該学生の修士論文の指導を担当する複数教員が連携を図るポリバレントシステムにより，テーマ選定，計画，実験，実験結果のまとめと考察等について繰り返し指導にあたり，研究の進捗状況，当該研究分野における国内外の研究動向，将来の進路希望等に照らして綿密に指導を行う。

課程修了にあたって修得しておくべき能力を次の通り定める。

１．学術論文や成書，データベース，学会等から研究に必要な情報を適切に収集する能力
２．収集した情報から当該研究分野の動向を把握したり問題点を抽出したりする能力
３．問題解決に必要な実験系を設定する能力
４．実験結果を正しく解釈し論理的に考察する能力
５．実験結果を適切な図表を示しながら正しく伝わるよう文章化しプレゼンテーションする能力
６．法を遵守し，適切な手続に基づいて研究倫理に配慮しながら研究を遂行する能力

修了のための最終試験は，修士論文の審査をもってこれに充て，その審査においては，前述の能力の修得を評価基準とし，学習成果が達成されていると確認された場合，合格とする。なお，修士論文の審査は，提出された修士論文の査読とその内容に関する口頭発表・質疑応答を通じて，主査１名，副査２名の合議制により行う。審査結果は研究科委員会の議を経て最終決定し，修士（理工学）の学位を授与する。

フロンティアサイエンス研究科ＣＰ（教育課程編成・実施の方針）

フロンティアサイエンス研究科は，以下の方針に基づいて教育課程を編成し実施する。

教育・研究の柱であるナノバイオ領域を支える基礎科学を４つの要素「ナノサイエンス」「バイオサイエンス」「ナノバイオサイエンス」「ケミカルサイエンス」に分割し，専攻分野に応じた複数の科目を設定することで，系統的な教育を実施する。教育課程は，ナノバイオ分野の研究者を育成するにあたって求められる，(1)ナノバイオに関する研究を遂行するのに必要な能力（文献調査能力・実験計画立案力・実験技術・考察力），(2)基礎的な科学および工学に関する知識，(3)プレゼンテーション能力，(4)ナノバイオに関する専門的内容に関する知識，(5)ナノバイオに関する専門知識を社会に活かす能力を養うことを目的とする。それぞれの目的に対応した，(1)必修科目（ナノバイオ研究実験），(2)選択必修科目Ａ群，(3)選択必修科目Ｂ群（ナノバイオ研究演習１，２，ナノバイオ国際演習），(4)選択必修科目Ｃ群，(5)選択必修科目Ｄ群からなる科目群を用意している。

フロンティアサイエンス研究科ＡＰ（入学者受入れの方針）

フロンティアサイエンス研究科は，上記の教育基本方針，ＤＰ（学位授与方針），ＣＰ（教育課程の編成・実施の方針）に則した入学者を幅広く受け入れるために，【修士課程】においては一般入学試験，学内選考（飛び級），外国人留学生入学試験の選抜方法を採用する。

(a)入学定員と収容定員

入学定員は10名，収容定員を20名とする。

(b) 出願資格および選抜方法

本入学試験では，本研究科の教育課程を受けるにふさわしい能力・適性を持つ人材を大学卒業見込み者は勿論のこと，既卒業者，社会人等から幅広く募集し，独自の試験により選抜する。１次募集，２次募集とも一般および社会人を対象に入学試験を行う。社会人とは，入学時に企業等において本研究科の内容と関連する職務経歴を２年以上有する者であって，入学後もその身分を有し所属長より推薦を受けた者，もしくは，入学時に企業等において本研究科の内容と関連する職務経歴を３年以上有する者であって，入学後もその身分を有し所属長より推薦を受けた者で，かつ個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者を想定している。試験科目は， 外国語（英語），専門（化学または生物学），および口頭試問（専攻しようとする分野に関する）とする。

[2016年度（平成28年度）の入学生に適用]

Ⅰ．授業科目及び履修方法

授業科目			単位
基礎科目	（選択必修Ａ）	上級ナノサイエンス	2
		上級バイオサイエンス	2
		上級ナノバイオサイエンス	2
		上級ケミカルサイエンス	2
専門科目	（必修）	ナノバイオ研究実験	12
	（選択必修Ｂ）	ナノバイオ研究演習１	2
		ナノバイオ研究演習２	2
		ナノバイオ国際演習	2
	（選択必修Ｃ）	核酸化学特論	2
		セルエンジニアリング特論	2
		生命無機化学特論	2
		ナノバイオセンシング特論	2
		ナノバイオアーキテクチャー特論	2
		生命有機化学特論	2
		高分子科学特論	2
	（選択必修Ｄ）	ナノバイオ創薬特論	2
		ナノバイオ医療診断特論	2
		ナノバイオ食品／材料工学特論	2
		フロンティアサイエンス特論１	2
		フロンティアサイエンス特論２	2

［所要の単位］

必修科目12単位，選択必修Ａ科目４単位以上，選択必修Ｂ科目４単位以上，選択必修Ｃ科目６単位以上，選択必修Ｄ科目２単位以上，　計30単位以上を修得すること。

［修了の条件］

定められた在学期間の間に所定の単位を修得し，研究指導を受け，論文の審査及び最終試験に合格すること。

［履修について］

１．ナノバイオ研究実験は，２年間にわたって履修し，12単位を修得することを標準とする。ただし，１年以上在学し，特に優れた業績をあげて修士課程を修了する者については，在学期間が２年に満たなくても12単位を認めることがある。

２．ナノバイオ研究演習１は，１年次に履修すること。

３．ナノバイオ研究演習２は，修士学位論文の内容に関するプレゼンテーションを含むものであり，原則として，２年次に履修すること。ただし，１年以上在学し，特に優れた業績をあげて修士課程を修了する者については，在学期間が２年に満たなくても単位を認めることがある。

４．ナノバイオ国際演習は履修人数によっては開講されないことがあるので，ナノバイオ研究演習は必ず履修登録しておくこと。

Ⅱ．研究指導（方法・計画）

・学生は，上記の所定の単位を修得するとともに，研究指導を必ず受けなければならない。

・本専攻における研究指導は，入学した学生ごとに，研究指導教員（主担当教員１名，副担当教員２名）が研究指導題目を定め，研究指導教員を中心とした本専攻の全教員によって，多面的かつ効果的に行われる。

・本専攻における研究分野，主要内容，研究指導教員及び授業科目担当教員については、『履修ガイドブック』を参照すること。各学生の研究内容については，各学生の志望を参考にしながら，原則として２年間で教育目的を達成するべく，研究指導教員が協議した上，研究指導計画を作成する。なお，研究指導教員は原則として複数の研究グループの教員から構成される。

研究指導フローチャート

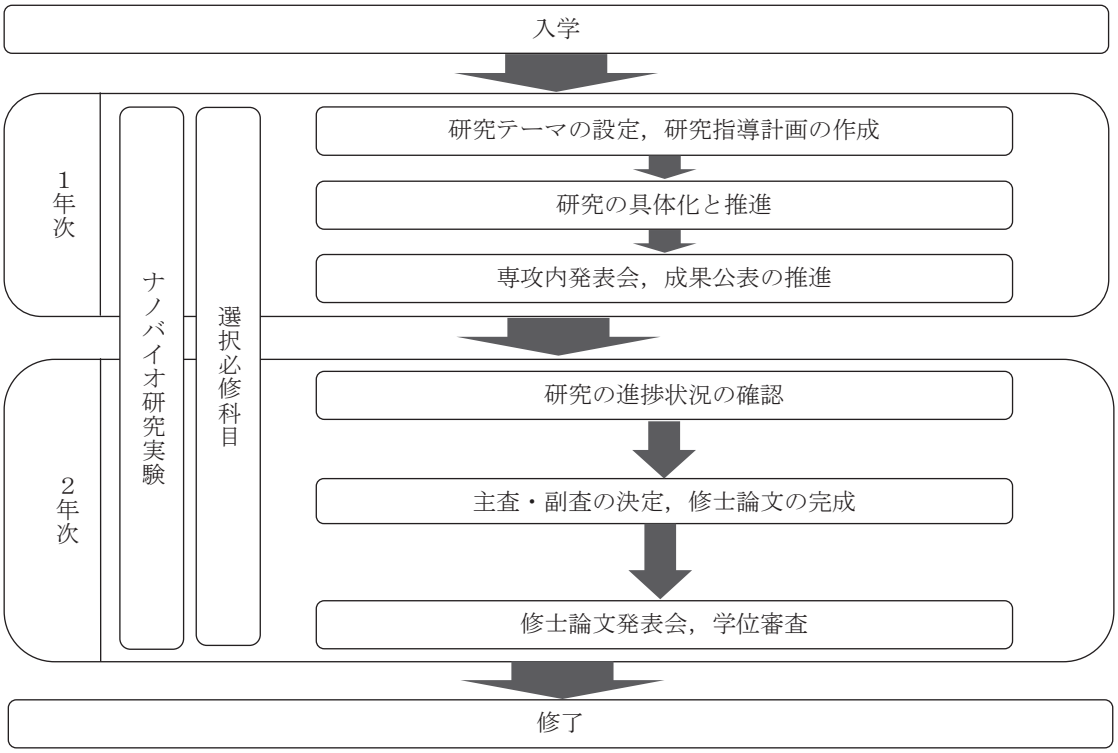

Ⅲ．修士学位論文の審査

修士の学位申請者は修士論文発表会において修士論文の内容を口頭発表し、質疑応答を行う。この発表と質疑応答をもって最終試験とする。主査（１名）および副査（２名）は、修士論文の内容及び最終試験の結果を精査し、審査結果をフロンティアサイエンス研究科委員会に報告する。

［審査基準］

教育の目的に鑑み，以下の項目について審査を行う。

１．研究課題の設定・展開

独創性，新規性，学術あるいは応用上の有用性を有しているか。

２．情報収集能力

データベースの利用と文献の取得，また学会への参加等を通して必要な情報を収集し，先行研究を調査しているか。

３．分析能力

先行研究の情報から，現在あるいは将来的に必要とされる研究を示しているか。また，実験結果を正しく解釈し，適切に考察しているか。

４．問題解決能力

問題解決に必要なデータを得るために，適切な実験系を設定しているか。また，問題解決のための創意工夫をしているか。

５．情報発信能力

研究成果を論理的に示しているか。また，図表やプレゼンテーションを含め，正しい情報を分かりやすく伝えるよう説明しているか。

６．論文作成能力

科学論文の体裁が整っているか。具体的には，要旨，序論（解決すべき問題が提起され，研究の意義が示されていること），実験材料と実験手法，実験結果，考察，結論，参考論文などから構成され，適切に章立てされた論文であるか。

７．倫理的配慮

法を遵守し，適切な手続に基づき，十分な倫理的配慮のもとに研究を遂行しているか。

【参考：大学院設置基準】

第三条

修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第十二条

大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第十四条の二

大学院は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２ 大学院は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第十六条（一部抜粋）

修士課程の修了の要件は，大学院に二年以上在学し，三十単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該修士課程の目的に応じ，当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。

フロンティアサイエンス研究科

博士後期課程

生命化学専攻

教育の目的

本専攻の教育目的は，生命化学分野における深い専門知識と，バイオテクノロジー，ナノテクノロジー及びそれらの融合領域であるナノバイオに関する知識と技能をバランス良く修得させることにより，自らが最先端科学技術を創出し，科学の新たな分野を開拓できる先導的研究者を養成することである。

フロンティアサイエンス研究科ＤＰ（学位授与方針）

フロンティアサイエンス研究科は，以下の方針に基づいて，博士（理工学）の学位を授与する。

課程の修了にあたっては，本課程に３年以上在学し，ＣＰ（教育課程の編成・実施の方針）に記載の必修科目６単位，選択必修科目Ａ群２単位以上，選択必修科目Ｂ群２単位以上，計10単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査に合格することが必要である。ただし，特に優れた業績をあげた者については，在学期間が３年に満たない場合でも博士論文の審査を実施することがある。

博士論文に関する研究指導については，修士課程と同様，当該学生の博士論文の指導を担当する複数教員が多面的な指導にあたる。特に博士課程修了者に求められる高度な専門分野ならびに学問的背景に関する体系的知識が習得できるよう配慮するとともに，学内外における研究発表の機会を設け，研究を実践するにあたっての総合力を養うよう努める。

課程修了にあたって修得しておくべき能力を次の通り定める。

１．独創的かつ新規性のある研究課題を提案できる能力
２．学術論文や成書，データベース，学会等から研究に必要な情報を網羅的に収集し，先行研究を精査する能力
３．実験結果を正しく解釈し，深く論理的に考察する能力
４．先行研究および実験結果をもとに，解決すべき問題点を適切に指摘し，問題解決に必要な実験系を設定する能力
５．研究成果を論理的に解釈し，適切な図表を示しながら，正しく伝わるようプレゼンテーションする能力
６．要旨，序論，実験材料と実験手法，実験結果，考察，結論，参考論文等の一般的な学術論文の構成にしたがって適切に章立てされた論文を日本語および英語で執筆する能力
７．法を遵守し，適切な手続に基づいて研究倫理に配慮しながら研究を遂行する能力

修了のための最終試験は，博士論文の審査をもってこれに充て，その審査においては，前述の能力の修得を評価基準とし，学習成果が達成されていると確認され，さらに優れた研究成果が認められた場合，合格とする。なお，博士論文の審査は，提出された博士論文の査読とその内容に関する口頭発表・質疑応答を通じて，主査１名，副査２名の合議制により行う。審査結果は研究科委員会の議を経て最終決定し，博士（理工学）の学位を授与する。

フロンティアサイエンス研究科ＣＰ（教育課程編成・実施の方針）

フロンティアサイエンス研究科は，以下の方針に基づいて教育課程を編成し実施する。

博士後期課程では，必修科目（ナノバイオ研究演習３～５），選択必修科目Ａ群（ナノバイオ特殊講義１～３），選択必修科目Ｂ群（ナノバイオゼミナール１～３）において，ナノ分野，バイオ分野，ナノバイオ分野から一分野を選択して重点的に学び，研究者として求められる高度な専門知識と思考力の養成をめざす。また，留学だけではなく，海外で開催される学会等での研究発表や，国内外の学術雑誌に英語論文を投稿することも強く推奨する。

フロンティアサイエンス研究科ＡＰ（入学者受入れの方針）

フロンティアサイエンス研究科は，上記の教育の目的，ＤＰ（学位授与方針），ＣＰ（教育課程の編成・実施の方針）

に則した入学者を幅広く受け入れるために，【博士後期課程】においては一般入学試験の選抜方法を採用する。

(a)入学定員と収容定員

入学定員は１名，収容定員を３名とする。

(b) 出願資格および選抜方法

本入学試験では，本研究科の教育課程を受けるにふさわしい能力・適性をもつ人材を，修士の学位を授与された者および授与の見込の者，修士課程修了予定者および社会人から募集する。選抜は，口頭試問および出願書類により総合的におこなう。

【2009年度（平成21年度）以降の入学生に適用】

Ⅰ．授業科目及び履修方法

授業科目		単位
（必修）	ナノバイオ研究演習３	2
	ナノバイオ研究演習４	2
	ナノバイオ研究演習５	2
（選択必修Ａ）	ナノバイオ特殊講義１	2
	ナノバイオ特殊講義２	2
	ナノバイオ特殊講義３	2
（選択必修Ｂ）	ナノバイオゼミナール１	2
	ナノバイオゼミナール２	2
	ナノバイオゼミナール３	2
（選択必修Ｃ）	国際研究演習	6

[所要の単位]

必修科目６単位，選択必修Ａから２単位以上，選択必修Ｂから２単位以上，計10単位以上を修得すること。

なお，選択必修Ｃの国際研究演習の単位を修得した者は，必修科目２単位，選択必修Ａを２単位，選択必修Ｂを２単位修得したものとする。

[修了の条件]

定められた在学期間の間に所定の単位を修得し，研究指導を受け，論文の審査及び最終試験に合格すること。

[履修について]

ナノバイオ研究演習３，４及び５は，原則としてそれぞれ１年次，２年次及び３年次で履修すること。

[研究指導]

上記演習等の履修とともに研究指導を受けなければならない。研究指導は研究分野を中心に，他分野の教員も連携しながら多面的かつ効果的に行われる。

Ⅱ．研究指導（方法・計画）

研究指導フローチャート

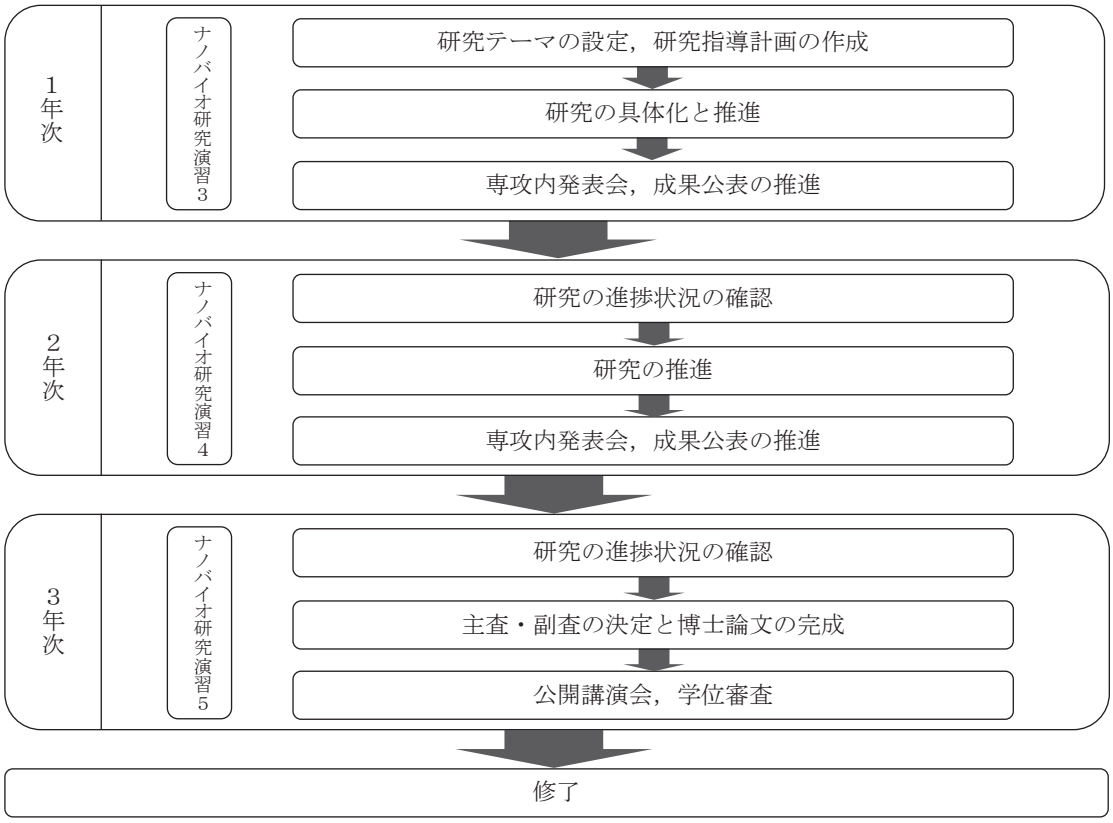

Ⅲ．博士学位論文の審査

予備審査：

博士後期課程の研究指導教員全員によって構成される予備審査委員会は，申請者から提出された学位論文および副論文の内容を審査し，正式申請の可否を判断する。

学位審査：

予備審査委員会での審議を経て正式申請した後，申請者は公開講演を行い，質疑応答を行う。この公開講演と質疑応答をもって最終試験とする。主査（１名）および副査（２名）を中心に構成される審査委員会は，学位論文の内容及び最終試験の結果を精査し，審査結果をフロンティアサイエンス研究科委員会に報告する。

［審査基準］

生命化学専攻博士後期課程では，教育研究上の特徴・目的に鑑み，申請された博士の学位について，以下の項目に関して審査を行う。

１．研究課題の設定・展開

独創性，新規性，学術あるいは応用上の有用性が優れているか。

２．情報収集能力

データベースの利用と文献の取得，また学会への参加等を通して必要な情報を網羅的に収集し，先行研究を十分に精査しているか。

３．分析能力

先行研究の情報から，現在あるいは将来的に必要とされる研究を示しているか。また，実験結果を正しく解釈し，先行研究の結果を参照しつつ深く論理的に考察しているか。

４．問題解決能力

問題解決に必要なデータを得るために，適切な実験系を設定しているか。また，問題解決のための創意工夫をしているか。

５．情報発信能力

研究成果を論理的に示しているか。また，図表やプレゼンテーションを含め，正しい情報を分かりやすく伝えるよう説明しているか。

６．論文作成能力

科学論文の体裁が整っているか。具体的には，要旨，序論（解決すべき問題が提起され，研究の意義が示されていること），実験材料と実験手法，実験結果，考察，結論，参考論文などから構成され，適切に章立てされた論文であるか。

７．倫理的配慮

法を遵守し，適切な手続に基づき，十分な倫理的配慮のもとに研究を遂行しているか。

【参考：大学院設置基準】

第四条

博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第十二条

大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第十四条の二

大学院は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２ 大学院は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第十七条（一部抜粋）

博士課程の修了の要件は，大学院に五年（修士課程における二年の在学期間を含む）以上在学し，三十単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

教育職員養成課程について

教育職員免許状取得資格について

大学院の修士課程には各研究科，専攻ごとに次表の中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が取得できる教職課程が設けられている。中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得するためには当該教科の一種免許状を取得していることが前提になるが，大学院の修士課程を修了するか大学院に１年以上在学し30単位以上修得し，かつ大学院修士課程の授業科目からそれぞれの教科に関する専門教育科目を24単位以上修得しなければならない。

なお，学部卒業までに一種免許状取得に必要な科目を修得していない者は，各学部・学科に開設されている所定の科目の単位を科目等履修生として修得することができる。ただし，学部在学中（他大学からの進学者は入学時）に教職課程履修者登録をしておく必要があるため，希望者は教職教育センターで相談すること。各学部・学科に開設されている免許の教科及び教職関係の科目の詳細については『教職ガイドブック』で確認すること。

大学院（修士課程）の認定課程

[2012年度（平成24年度）以降の入学生に適用]

研究科	専攻	免許教科	免許状の種類
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	国語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	英語英米文学専攻	英語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	応用社会学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
		地理歴史	高等学校教諭専修免許状
		公民	
	人間科学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
		公民	高等学校教諭専修免許状
自然科学研究科	物理学専攻 化学専攻 生物学専攻	理科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	知能情報学専攻	数学	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
社会科学研究科	経済学専攻 経営学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
		公民	高等学校教諭専修免許状
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	理科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状

教育職員養成課程に関する規程（抄）

平成28年２月25日　改正

第１条　この規程は，中学校及び高等学校の教員免許状の授与を受けようとする者のために必要な事項を定めるものとする。

第２条　免許状の種類及び免許教科は，次のとおりとする。

学部	学科	免許教科	免許状の種類
文学部	日本語日本文学科	国語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
	英語英米文学科	英語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
	社会学科	社会	中学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
	人間科学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	
	歴史文化学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
理工学部	物理学科 生物学科 機能分子化学科	理科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
経済学部	経済学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	
法学部	法学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	
経営学部	経営学科	社会	中学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
		商業	
知能情報学部	知能情報学科	数学	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
		情報	高等学校教諭一種免許状

研究科	専攻	免許教科	免許状の種類
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	国語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	英語英米文学専攻	英語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	応用社会学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
		地理歴史	高等学校教諭専修免許状
		公民	
	人間科学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
		公民	高等学校教諭専修免許状
自然科学研究科	物理学専攻 化学専攻 生物学専攻	理科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	知能情報学専攻	数学	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
社会科学研究科	経済学専攻 経営学専攻	社会	中学校教諭専修免許状
		公民	高等学校教諭専修免許状
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	理科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状

第３条　前条の免許状は，次の表に掲げる基礎資格を有し，かつ，所定の単位を修得した者に授与せられる。

免許状の種類		基礎資格	大学における最低修得単位数						
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	免許法施行規則に定める科目			
						日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作
中学校教諭一種免許状	国語　（文学部日本語日本文学科）	学士の学位を有すること	26	35	8	2	2	4	2
	英語　（文学部英語英米文学科）		20	35	8	2	2	4	2
	社会　（文学部社会学科）		22	35	8	2	2	4	2
	（文学部人間科学科）		22						
	（文学部歴史文化学科）		22						
	（経済学部経済学科）		26						
	（法学部法学科）		22						
	（経営学部経営学科）		22						
	理科　（理工学部物理学科）		29	31	8	2	2	4	2
	（理工学部生物学科）		28						
	（理工学部機能分子化学科）		28						
	数学　（知能情報学部知能情報学科）		20	31	8	2	2	4	2
高等学校教諭一種免許状	国語　（文学部日本語日本文学科）		24	31	16	2	2	4	2
	英語　（文学部英語英米文学科）		20	31	16	2	2	4	2
	地理歴史		20	29	16	2	2	4	2
	（文学部人間科学科）								
	（文学部歴史文化学科）								
	（経済学部経済学科）								
	（法学部法学科）								
	公民　（文学部社会学科）		20	29	16	2	2	4	2
	（文学部人間科学科）								
	（経済学部経済学科）								
	（法学部法学科）								
	（経営学部経営学科）								
	商業　（経営学部経営学科）		24	27	16	2	2	4	2
	理科　（理工学部物理学科）		20	27	16	2	2	4	2
	（理工学部生物学科）		21						
	（理工学部機能分子化学科）		20						
	数学　（知能情報学部知能情報学科）		20	27	16	2	2	4	2
	情報　（知能情報学部知能情報学科）		20	27	16	2	2	4	2

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語（人文科学研究科日本語日本文学専攻） 英語（人文科学研究科英語英米文学専攻） 社会（人文科学研究科応用社会学専攻） （人文科学研究科人間科学専攻） （社会科学研究科経済学専攻） （社会科学研究科経営学専攻） 地理歴史（人文科学研究科応用社会学専攻） 公民（人文科学研究科応用社会学専攻） （人文科学研究科人間科学専攻） （社会科学研究科経済学専攻） （社会科学研究科経営学専攻） 理科（自然科学研究科物理学専攻） （自然科学研究科化学専攻） （自然科学研究科生物学専攻） （フロンティアサイエンス研究科生命化学専攻） 数学（自然科学研究科知能情報学専攻）	修士の学位を有すること。又は大学院に１年以上在学し30単位以上を修得すること。	上記に加え，24単位以上を大学院修士課程の授業科目中それぞれの教科に関する科目について修得すること。

（第４条及び第５条第１項は省略）

２　中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状に必要な教科に関する科目の単位の修得方法は，前項に規定する単位のほか，次の表の第１欄に掲げる免許教科の種類に応じ第２欄に掲げる科目についてそれぞれ第３欄に掲げる単位を修得するものとする。

教科に関する科目表

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
国　　語 （中学・高校）	（人文科学研究科日本語日本文学専攻）	
	日本文学演習Ⅰa	2
	日本文学演習Ⅰb	2
	日本文学演習Ⅱa	2
	日本文学演習Ⅱb	2
	日本文学演習Ⅲa	2
	日本文学演習Ⅲb	2
	日本語学演習Ⅰa	2
	日本語学演習Ⅰb	2
	日本語学演習Ⅱa	2
	日本語学演習Ⅱb	2
	日本語学演習Ⅲa	2
	日本語学演習Ⅲb	2
	日本文学研究Ⅰa	2
	日本文学研究Ⅰb	2
	日本文学研究Ⅱa	2
	日本文学研究Ⅱb	2
	日本文学研究Ⅲa	2
	日本文学研究Ⅲb	2
	日本文学研究Ⅳa	2
	日本文学研究Ⅳb	2
	日本文学特殊講義Ⅰa	2
	日本文学特殊講義Ⅰb	2
	日本文学特殊講義Ⅱa	2
	日本文学特殊講義Ⅱb	2
	日本語学研究Ⅰa	2
	日本語学研究Ⅰb	2
	日本語学研究Ⅱa	2
	日本語学研究Ⅱb	2
	日本語学研究Ⅲa	2
	日本語学研究Ⅲb	2
	日本語学研究Ⅳa	2
	日本語学研究Ⅳb	2
	日本語学特殊講義Ⅰa	2
	日本語学特殊講義Ⅰb	2
	日本語学特殊講義Ⅱa	2
	日本語学特殊講義Ⅱb	2
	日本語教育研究Ⅰ	2
	日本語教育研究Ⅱ	2
	国語科教育特殊講義Ⅰ	2
	国語科教育特殊講義Ⅱ	2
	日本文学の主要問題a	2
	日本文学の主要問題b	2
	日本語学の主要問題a	2
	日本語学の主要問題b	2

24単位以上
選択必修

第　1　欄	第　　　2　　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
英　　語 （中学・高校）	（人文科学研究科英語英米文学専攻） 英米文学演習Ⅰa　2 英米文学演習Ⅰb　2 英米文学演習Ⅱa　2 英米文学演習Ⅱb　2 英米文学演習Ⅲa　2 英米文学演習Ⅲb　2 英米文学演習Ⅳa　2 英米文学演習Ⅳb　2 英米文化演習Ⅰa　2 英米文化演習Ⅰb　2 英米文化演習Ⅱa　2 英米文化演習Ⅱb　2 英語学演習Ⅰa　2 英語学演習Ⅰb　2 英語学演習Ⅱa　2 英語学演習Ⅱb　2 英語学演習Ⅲa　2 英語学演習Ⅲb　2 英語学演習Ⅳa　2 英語学演習Ⅳb　2 英米文学特殊講義Ⅰa　2 英米文学特殊講義Ⅰb　2 英米文学特殊講義Ⅱa　2 英米文学特殊講義Ⅱb　2 英米文学特殊講義Ⅲa　2 英米文学特殊講義Ⅲb　2 英米文学特殊講義Ⅳa　2 英米文学特殊講義Ⅳb　2 英語学特殊講義Ⅰa　2 英語学特殊講義Ⅰb　2 英語学特殊講義Ⅱa　2 英語学特殊講義Ⅱb　2 英語学特殊講義Ⅲa　2 英語学特殊講義Ⅲb　2 英語学特殊講義Ⅳa　2 英語学特殊講義Ⅳb　2 英米文化特殊講義Ⅰa　2 英米文化特殊講義Ⅰb　2 英米文化特殊講義Ⅱa　2 英米文化特殊講義Ⅱb　2 英米文学の主要問題a　2 英米文学の主要問題b　2 英米文化の主要問題a　2 英米文化の主要問題b　2 英語学の主要問題a　2 英語学の主要問題b　2	24単位以上 選択必修

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
社　　会 （中学）	（人文科学研究科応用社会学専攻） 応用社会学演習Ⅰ　2 応用社会学演習Ⅱ　2 史学地理学民俗学演習Ⅰ　4 応用社会学演習Ⅲ　2 応用社会学演習Ⅳ　2 史学地理学民俗学演習Ⅱ　4 応用社会学特殊講義Ⅰ　2 応用社会学特殊講義Ⅱ　2 家族社会学特殊講義　2 経験社会学特殊講義　2 方法論研究Ⅰ　2 方法論研究Ⅱ　2 地域文化特殊講義　2 表象文化特殊講義　2 人類学特殊講義Ⅰ　2 人類学特殊講義Ⅱ　2 方法論研究Ⅲ　2 方法論研究Ⅳ　2 歴史学特殊講義Ⅰ　2 歴史学特殊講義Ⅱ　2 歴史学特殊講義Ⅲ　2 歴史学特殊講義Ⅳ　2 歴史学特殊講義Ⅴ　2 歴史学特殊講義Ⅵ　2 人文地理学特殊講義Ⅰ　2 人文地理学特殊講義Ⅱ　2 民俗文化特殊講義Ⅰ　2 民俗文化特殊講義Ⅱ　2 社会運動特殊講義　2 社会史特殊講義Ⅰ　2 社会史特殊講義Ⅱ　2 応用社会学の主要問題Ⅰ　2 応用社会学の主要問題Ⅱ　2 歴史学と地理学の主要問題Ⅰ　2 歴史学と地理学の主要問題Ⅱ　2	24単位以上 選択必修
	（人文科学研究科人間科学専攻）　※次ページまで続く 人間科学総論Ⅰ　2 人間科学総論Ⅱ　2 人間科学演習Ⅰ　4 人間科学演習Ⅱ　4 人間科学思想研究　2 現代思想特論　2 環境倫理研究　2 生命倫理研究　2 人間関係学特論　2 社会心理学特論　2 言語思想研究　2 言語イメージ特論　2 現代芸術思想研究　2 現代社会と表現　2 死生学研究　2 芸術と福祉　2 芸術思想研究　2	24単位以上 選択必修 ※次ページ該当科目を含む

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
社　　会 （中学）	（人文科学研究科人間科学専攻）　の続き	
	美学思想特論	2
	人間・環境学研究	2
	環境教育学特論	2
	臨床教育学特論	2
	精神医学特論	2
	人間科学思想の主要問題Ⅰ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅱ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅲ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅳ	2
		24単位以上 選択必修 ※前ページ該当科目を含む
	（社会科学研究科経済学専攻）	
	経済学原論特殊研究Ⅰ	4
	経済学原論特殊研究Ⅱ	4
	経済学原論特殊研究Ⅲ	4
	経済学史特殊研究	4
	日本経済史特殊研究	4
	西洋経済史特殊研究	4
	統計学特殊研究	4
	財政学特殊研究	4
	租税論特殊研究	4
	租税法特殊研究Ⅰ	4
	租税法特殊研究Ⅱ	4
	経済政策特殊研究	4
	労働経済学特殊研究	4
	医療経済論特殊研究	4
	国際経済学特殊研究Ⅰ	4
	国際経済学特殊研究Ⅱ	4
	交通経済論特殊研究	4
	計量経済学特殊研究	4
	日本経済論特殊研究	4
	ファイナンス特殊研究	4
	都市政策論特殊研究	4
	経済体制論特殊研究	4
	環境経済学特殊研究	4
	金融政策論特殊研究	4
	社会思想史特殊研究	4
	国際金融論特殊研究	4
	産業経済学特殊研究	4
	企業組織論特殊研究	4
	経済史特殊研究	4
	演習Ⅰ	4
	演習Ⅱ	4
		24単位以上 選択必修

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄	
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	
	（社会科学研究科経営学専攻）		
	演習ＡⅠ	4	
	演習ＡⅡ	4	
	演習ＢⅠ	4	
	演習ＢⅡ	4	
	経営学特論	2	
	経営史特論	2	
	経営管理論特論	2	
	経営戦略論特論	2	
	経営財務論特論	2	
	経営労務論特論	2	
	経営組織論特論	2	
	工業経営論特論	2	
	国際経営論特論	2	
	アジア経営論特論	2	
	ベンチャービジネス特論	2	
	経営科学特論	2	
	企業会計論特論	2	
	財務諸表論特論	2	
	原価計算特論	2	
	管理会計特論	2	
	監査論特論	2	
	情報会計システム論特論	2	
	税務会計特論	2	
	国際会計論特論	2	
	マーケティング・サイエンス特論	2	
	マーケティング管理論特論	2	
	金融論特論	2	
	証券論特論	2	
	リスクマネジメント特論	2	
	経営学特殊講義	2	
	経営史特殊講義	2	
社　　会 （中学）	経営管理論特殊講義	2	24単位以上 選択必修
	経営戦略論特殊講義	2	
	経営財務論特殊講義	2	
	経営労務論特殊講義	2	
	経営組織論特殊講義	2	
	工業経営論特殊講義	2	
	国際経営論特殊講義	2	
	アジア経営論特殊講義	2	
	ベンチャービジネス特殊講義	2	
	経営科学特殊講義	2	
	企業会計論特殊講義	2	
	財務諸表論特殊講義	2	
	原価計算特殊講義	2	
	管理会計特殊講義	2	
	監査論特殊講義	2	
	情報会計システム論特殊講義	2	
	税務会計特殊講義	2	
	国際会計論特殊講義	2	
	マーケティング・サイエンス特殊講義	2	
	マーケティング管理論特殊講義	2	
	金融論特殊講義	2	
	証券論特殊講義	2	
	リスクマネジメント特殊講義	2	
	外国文献研究Ⅰ	2	
	外国文献研究Ⅱ	2	
	マネジメント実務講義Ⅰ	2	
	マネジメント実務講義Ⅱ	2	
	マネジメント実務講義Ⅲ	2	
	ファイナンス実務講義Ⅰ	2	
	ファイナンス実務講義Ⅱ	2	
	アカウンティング実務講義Ⅰ	2	
	アカウンティング実務講義Ⅱ	2	
	アカウンティング実務講義Ⅲ	2	
	マーケティング実務講義Ⅰ	2	
	マーケティング実務講義Ⅱ	2	

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
地理歴史 （高校）	（人文科学研究科応用社会学専攻） 史学地理学民俗学演習Ⅰ　4 史学地理学民俗学演習Ⅱ　4 歴史学特殊講義Ⅰ　2 歴史学特殊講義Ⅱ　2 歴史学特殊講義Ⅲ　2 歴史学特殊講義Ⅳ　2 歴史学特殊講義Ⅴ　2 歴史学特殊講義Ⅵ　2 人文地理学特殊講義Ⅰ　2 人文地理学特殊講義Ⅱ　2 民俗文化特殊講義Ⅰ　2 民俗文化特殊講義Ⅱ　2 社会史特殊講義Ⅰ　2 社会史特殊講義Ⅱ　2 歴史学と地理学の主要問題Ⅰ　2 歴史学と地理学の主要問題Ⅱ　2	24単位以上 選択必修
公　　民 （高校）	（人文科学研究科応用社会学専攻） 応用社会学演習Ⅰ　2 応用社会学演習Ⅱ　2 応用社会学演習Ⅲ　2 応用社会学演習Ⅳ　2 応用社会学特殊講義Ⅰ　2 応用社会学特殊講義Ⅱ　2 家族社会学特殊講義　2 経験社会学特殊講義　2 方法論研究Ⅰ　2 方法論研究Ⅱ　2 地域文化特殊講義　2 表象文化特殊講義　2 人類学特殊講義Ⅰ　2 人類学特殊講義Ⅱ　2 方法論研究Ⅲ　2 方法論研究Ⅳ　2 社会運動特殊講義　2 応用社会学の主要問題Ⅰ　2 応用社会学の主要問題Ⅱ　2	24単位以上 選択必修

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
公　　民 （高校）	（人文科学研究科人間科学専攻）	24単位以上 選択必修
	人間科学総論Ⅰ	2
	人間科学総論Ⅱ	2
	人間科学演習Ⅰ	4
	人間科学演習Ⅱ	4
	人間科学思想研究	2
	現代思想特論	2
	環境倫理研究	2
	生命倫理研究	2
	人間関係学特論	2
	社会心理学特論	2
	人格心理学特論	2
	投映法特論	2
	臨床心理学特論Ⅰ	2
	臨床心理学特論Ⅱ	2
	言語思想研究	2
	言語イメージ特論	2
	現代芸術思想研究	2
	現代社会と表現	2
	死生学研究	2
	芸術と福祉	2
	芸術思想研究	2
	美学思想特論	2
	人間・環境学研究	2
	環境教育学特論	2
	臨床心理実習	2
	臨床心理面接特論Ⅰ	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	2
	臨床心理査定演習Ⅰ	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	2
	臨床心理査定演習Ⅲ	2
	臨床教育学特論	2
	精神医学特論	2
	臨床心理基礎実習	2
	心理学統計法	2
	心理療法特論	2
	障害者（児）心理学特論	2
	心理学研究法特論	2
	人間科学思想の主要問題Ⅰ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅱ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅲ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅳ	2

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
公　　民 （高校）	（社会科学研究科経済学専攻） 経済学原論特殊研究Ⅰ 経済学原論特殊研究Ⅱ 経済学原論特殊研究Ⅲ 経済学史特殊研究 日本経済史特殊研究 西洋経済史特殊研究 統計学特殊研究 財政学特殊研究 租税論特殊研究 租税法特殊研究Ⅰ 租税法特殊研究Ⅱ 経済政策特殊研究 労働経済学特殊研究 医療経済論特殊研究 国際経済学特殊研究Ⅰ 国際経済学特殊研究Ⅱ 交通経済論特殊研究 計量経済学特殊研究 日本経済論特殊研究 ファイナンス特殊研究 都市政策論特殊研究 経済体制論特殊研究 環境経済学特殊研究 金融政策論特殊研究 社会思想史特殊研究 国際金融論特殊研究 産業経済学特殊研究 企業組織論特殊研究 経済史特殊研究 演習Ⅰ 演習Ⅱ	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 24単位以上 選択必修

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
公　　民 （高校）	（社会科学研究科経営学専攻） 演習ＡⅠ	4
	演習ＡⅡ	4
	演習ＢⅠ	4
	演習ＢⅡ	4
	経営学特論	2
	経営史特論	2
	経営管理論特論	2
	経営戦略論特論	2
	経営財務論特論	2
	経営労務論特論	2
	経営組織論特論	2
	工業経営論特論	2
	国際経営論特論	2
	アジア経営論特論	2
	ベンチャービジネス特論	2
	経営科学特論	2
	企業会計論特論	2
	財務諸表論特論	2
	原価計算特論	2
	管理会計特論	2
	監査論特論	2
	情報会計システム論特論	2
	税務会計特論	2
	国際会計論特論	2
	マーケティング・サイエンス特論	2
	マーケティング管理論特論	2
	金融論特論	2
	証券論特論	2
	リスクマネジメント特論	2
	経営学特殊講義	2
	経営史特殊講義	2
	経営管理論特殊講義	2
	経営戦略論特殊講義	2
	経営財務論特殊講義	2
	経営労務論特殊講義	2
	経営組織論特殊講義	2
	工業経営論特殊講義	2
	国際経営論特殊講義	2
	アジア経営論特殊講義	2
	ベンチャービジネス特殊講義	2
	経営科学特殊講義	2
	企業会計論特殊講義	2
	財務諸表論特殊講義	2
	原価計算特殊講義	2
	管理会計特殊講義	2
	監査論特殊講義	2
	情報会計システム論特殊講義	2
	税務会計特殊講義	2
	国際会計論特殊講義	2
	マーケティング・サイエンス特殊講義	2
	マーケティング管理論特殊講義	2
	金融論特殊講義	2
	証券論特殊講義	2
	リスクマネジメント特殊講義	2
	外国文献研究Ⅰ	2
	外国文献研究Ⅱ	2
	マネジメント実務講義Ⅰ	2
	マネジメント実務講義Ⅱ	2
	マネジメント実務講義Ⅲ	2
	ファイナンス実務講義Ⅰ	2
	ファイナンス実務講義Ⅱ	2
	アカウンティング実務講義Ⅰ	2
	アカウンティング実務講義Ⅱ	2
	アカウンティング実務講義Ⅲ	2
	マーケティング実務講義Ⅰ	2
	マーケティング実務講義Ⅱ	2

24単位以上
選択必修

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
理　　科 （中学・高校）	（自然科学研究科物理学専攻） 物理学研究演習Ⅰ　2 物理学研究演習Ⅱ　2 物理学特別研究　12 宇宙物理学特論Ⅱ　2 宇宙核物理学特論　2 天文学特論　2 物理学特殊講義Ⅰ　2 物理学特殊講義Ⅱ　2 光量子エレクトロニクス特論　2 電子物性物理学特論　2 電子相関物理学　2 物理学特殊講義Ⅲ　2 物理学特殊講義Ⅳ　2 量子力学特論Ａ　2 量子力学特論Ｂ　2 固体物理学　2 半導体材料物理学　2 宇宙物理学特論Ⅰ　2 原子核物理学特論　2 天文学　2 科学リテラシー　2	24単位以上 選択必修
	（自然科学研究科化学専攻） 化学研究演習１　3 化学研究演習２　3 化学研究実験　12 物理化学特論Ⅱ　2 無機化学特論Ⅱ　2 有機化学特論Ⅱ　2 分析化学特論Ⅱ　2 高分子化学特論Ⅱ　2 化学特殊講義１　1 化学特殊講義２　1 化学特殊講義３　1 化学特殊講義４　1 物理化学特論Ⅰ　2 無機化学特論Ⅰ　2 有機化学特論Ⅰ　2 分析化学特論Ⅰ　2 高分子化学特論Ⅰ　2	24単位以上 選択必修

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
理　　科 （中学･高校）	（自然科学研究科生物学専攻） 生物学研究演習Ⅰ　2 生物学研究演習Ⅱ　2 生物学研究実験　16 生化学特論　2 生体調節学　2 植物生理学　2 分子遺伝学Ⅰ　2 分子遺伝学Ⅱ　2 多様性生物学　2 分子発生生物学　2 植物生化学特論　2 進化生物学　2 有機化学特論Ⅰ　2 有機化学特論Ⅱ　2 高分子化学特論Ⅰ　2 生物学特殊講義Ⅰ　2 生物学特殊講義Ⅱ　2 生物学特殊講義Ⅲ　2 生物学特殊講義Ⅳ　2	24単位以上 選択必修
	（フロンティアサイエンス研究科生命化学専攻） ナノバイオ研究演習１　2 ナノバイオ研究演習２　2 ナノバイオ研究実験　12 上級ナノサイエンス　2 上級バイオサイエンス　2 上級ナノバイオサイエンス　2 上級ケミカルサイエンス　2 核酸化学特論　2 セルエンジニアリング特論　2 生命無機化学特論　2 ナノバイオセンシング特論　2 ナノバイオアーキテクチャー特論　2 生命有機化学特論　2 高分子科学特論　2 ナノバイオ創薬特論　2 ナノバイオ医療診断特論　2 ナノバイオ食品／材料工学特論　2	24単位以上 選択必修

第　1　欄	第　　2　　欄	第　3　欄
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
数　　学 （中学・高校）	（自然科学研究科知能情報学専攻） 知能情報学特論　2 知能情報学研究演習Ⅰ　2 知能情報学研究演習Ⅱ　2 知能情報学特別研究　12 システム最適化特論　2 情報通信システム特論　2 知的システム設計特論　2 知能情報システム特論　2 組合せ幾何学特論　2 計算機システム特論　2 計算機アーキテクチャ特論　2 数理認識特論　2 情報解析特論　2 生体情報システム特論　2 音響解析特論　2 情報検索特論　2 映像メディアシステム特論　2 可視化とシミュレーション特論　2 意思決定特論　2 非線形システム特論　2 計算理論特論　2 ロボティクス特論　2 自然言語処理特論　2 人工知能特論　2 知識データベース特論　2 画像工学特論　2 ソフトウェア特論　2 システムモデリング特論　2	24単位以上 選択必修

（第６条・第７条・第８条及び附則は省略）

大学院　履　修　要　項（2016年度）

発　行　日　　2016 年　4　月　1　日
編集・発行　　甲　南　大　学　教　務　部

〒658-8501　神戸市東灘区岡本8丁目9番1号
電　　話　　(078) 431−4341（大代表）
http://www.konan-u.ac.jp

甲南大学　〒658-8501　神戸市東灘区岡本８丁目９番１号　TEL 078-431-4341　FAX 078-435-2551